

災害対策特別委員会会議記録

災害対策特別委員会委員長 佐々木 順一

1 日時

平成 23 年 8 月 10 日（水曜日）

午前 10 時 3 分開会、午後 6 時 35 分散会

（うち休憩 午前 11 時 57 分～午後 1 時 3 分、午後 3 時 46 分～午後 4 時 5 分、
午後 5 時 56 分～午後 6 時 33 分）

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

佐々木順一委員長、千葉 伝副委員長、吉田洋治委員、渡辺幸貫委員、伊藤勢至委員、
佐々木一榮委員、及川幸子委員、田村 誠委員、佐々木 博委員、工藤大輔委員、
新居田弘文委員、千葉康一郎委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、三浦陽子委員、
関根敏伸委員、五日市 王委員、中平 均委員、高橋昌造委員、喜多正敏委員、
高橋 元委員、郷右近 浩委員、岩渕 誠委員、小野 共委員、高橋但馬委員、
菊池 勲委員、佐々木大和委員、小野寺研一委員、柳村岩見委員、樋下正信委員、
平沼 健委員、工藤勝子委員、嵯峨老朗委員、熊谷 泉委員、岩崎友一委員、
飯澤 匡委員、亀卦川富夫委員、及川あつし委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員、
小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤 信委員、小野寺 好委員、
阿部富雄委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

宮事務局長、及川事務局次長、高坂総務課総括課長、菊池議事調査課総括課長、
安部政務調査課長、岩渕議事管理担当課長、多賀主任主査、栗澤主任主査、菊池主査、熊原
主査

6 説明のために出席した者

(1) 総括質疑

達増知事、宮舘副知事、上野副知事、廣田理事兼復興局副局長、
平井理事兼復興局副局長、加藤総務部長、千葉政策地域部長、工藤環境生活部長、小田島保
健福祉部長、齋藤商工労働観光部長、東大野農林水産部長、
若林県土整備部長、菅野教育長、佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長兼復興局参事、大
平政策監兼復興局企画課総括課長、伊勢環境生活部環境生活企画室企画課長、

高橋保健福祉部保健福祉企画室企画課長、飛鳥川商工労働観光部商工企画室企画課長、小岩農林水産部農林水産企画室企画課長、及川県土整備部県土整備企画室企画課長、宮復興局総務課総括課長、伊藤復興局産業再生課総括課長、鈴木復興局生活再建課総括課長、鈴木復興局生活再建課被災者支援課長、森復興局企画課計画課長兼政策地域部政策推進室評価課長、石川教育委員会教育企画室企画課長、

(2) 通常質疑

上野副知事、廣田理事兼復興局副局長、平井理事兼復興局副局長、加藤総務部長、千葉政策地域部長、工藤環境生活部長、小田島保健福祉部長、齋藤商工労働観光部長、東大野農林水産部長、若林県土整備部長、菅野教育長、佐々木政策地域部副部長兼地域振興室長兼復興局参事、大平政策監兼復興局企画課総括課長、伊勢環境生活部環境生活企画室企画課長、高橋保健福祉部保健福祉企画室企画課長、飛鳥川商工労働観光部商工企画室企画課長、小岩農林水産部農林水産企画室企画課長、及川県土整備部県土整備企画室企画課長、宮復興局総務課総括課長、伊藤復興局産業再生課総括課長、鈴木復興局生活再建課総括課長、鈴木復興局生活再建課被災者支援課長、森復興局企画課計画課長兼政策地域部政策推進室評価課長、石川教育委員会教育企画室企画課長、

7 一般傍聴者

2人

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

議案第15号 岩手県東日本大震災津波復興計画の策定に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○佐々木順一委員長 皆様おはようございます。ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

会議に入るに先立ちまして、委員の皆様には報告をさせていただきます。去る7月29日に開催した当委員会において、政策提言の取りまとめについて協議をいただきましたが、その際に委員からいただいた御意見にかかわる調整については、世話人会に御一任をいただいたところであります。委員会終了後、世話人会を開催し協議した結果、いただいた御意見については、知事に政策提言を提出する際に、直接口頭で要請することとし、政策提言は原案どおり決定することといたしました。

なお、8月1日、当職と千葉副委員長が知事室において、知事に対し直接政策提言を手渡し、その概要を説明するとともに、委員会における御意見についても要請した上で、政策提言が復興計画や今後の復旧、復興対策に反映されるよう申し入れてまいりましたので、あわせて御報告をいたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。本日は、お手元の日程のとおり、去る8月9日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第15号岩手県東日本大震災津波復興計画の策定に関し議決を求めることについて審査を行います。

お諮りいたします。本日の当委員会の審査の進め方についてであります。初めに平井理事兼復興局副局長に岩手県東日本大震災津波復興計画案についての説明を求めた後、知事及び副知事の出席のもとに行う総括的事項に関する総括質疑と、そのほかの自由質疑に分けて行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木順一委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、議案第15号岩手県東日本大震災津波復興計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○平井理事兼復興局副局長 それでは、資料、岩手県東日本大震災津波復興計画の策定に関し議決を求めることについてをごらんいただきたいと思います。

県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例の規定により、6月定例会に報告をしておりました岩手県東日本大震災津波復興計画について案を取りまとめましたので、今臨時会で御審議をお願いするものでございます。県では、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波、その後断続的に発生した余震による大震災からの復興を進めるため、6月9日、岩手県東日本大震災津波復興計画、復興基本計画案を策定しました。この計画案は、科学的、技術的な知見に立脚し、被災市町村等の復興を長期的に支援するという考え方にに基づき、岩手県東日本大震災津波復興委員会等における専門的な審議や市町村等の意見などの議論を重ねて、県として策定したものでございます。

その後、6月県議会定例会に報告するとともに、663の意見をお寄せいただいたパブリックコメントや14回の地域説明会等を開催することにより、県民の方々から広く意見を伺い、それらの意見を踏まえ最終案としたものでございます。前回報告させていただきました復興基本計画案からの主な変更点を中心に御説明させていただきたいと思います。

次に、復興基本計画案をごらんいただきたいと思います。まず、副題につきましては、6月議会での御報告の段階では、いのちを守り海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造に向けてととしていたところを、向けてをとってシンプルに副題だけとしております。

次に、目次をごらんください。第6章の標題が従前の「復興に向けた連携等」から、「復興の進め方」に変更しております。記載内容を追加したことに伴い、標題を変更したものでございます。内容につきましては、後ほど御説明いたします。

2ページからの序章でございますが、この章では計画策定の趣旨や計画の役割、計画の構成等について記載しており、変更はございません。

3ページの4、計画の期間では、復興計画の計画期間を8年とした理由を明確にするため、この計画はの次に本県における迅速な復興の推進を図るとともにとの文言を追加してございます。

5 ページの第 1 章、被災状況でございますが、ここでは被災状況等のデータについて 6 月 6 日現在から 7 月 25 日現在に時点修正等を行ったものでございます。

次に、11 ページの第 2 章、復興の目指す姿と三つの原則をごらんください。11 ページの復興の目指す姿と、12 ページの復興に向けた三つの原則については変更ございません。

13 ページの第 3 章、復興に向けたまちづくりのランドデザインをごらんください。この章では、津波対策の基本的な考え方やまちづくりのランドデザインについて記載しております。2、津波対策の方向性の(1) 海岸保全施設のア、海岸保全施設の整備の 4 行目、この場合以下の表現について、海岸保全施設の整備目標の考え方がわかりにくいとの御意見があったため、海岸保全施設の整備目標は、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、概ね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとする。との文言に修正しております。

また、16 ページ、17 ページでございますが、岩手県東日本大震災津波復興委員会での御意見を踏まえ、(3) 及び表 1 のタイトルを防災まちづくりのツールから、多重防災型まちづくりのツールに変更してございます。

22 ページの第 4 章、復興に向けた具体的取組をごらんください。この章では、計画期間における具体的な取り組みの内容とその考え方を示しております。真ん中の図、「目指す姿」の実現に向けた取組の体系でございますが、基本的には変更ございませんが、「経済産業」としていたところを「商工業」に変更してございます。

23 ページでは、復興への歩みと計画期間との関係について、安全、暮らし、なりわいの分野でそれぞれ代表的な取り組みを例示しております。パブリックコメントや県議会の提言を踏まえ、「安全」の確保では、瓦れきの早期撤去の次に、放射線量の測定など監視体制の充実強化及び安全対策の強化を追加してございます。また、「暮らし」の再建では、一番下に学校施設の復旧整備等と、児童生徒の心のサポートと「いわての復興教育」の推進を追加しております。「なりわい」の再生では、復興支援ファンド等による二重債務解消に向けた支援について緊急的に取り組むものとしておりますが、支援自体は中期にわたることから矢印を延ばして記載してございます。

24 ページ以降は、10 分野の取り組みごとに具体的な取り組み内容等を記載しております。24 ページでは、緊急的な取組の最後の項目に、原子力発電所事故に伴う放射線量の測定など監視体制の充実・強化及び放射性物質に係る健康不安の解消など安全対策の推進を追加してございます。これは 6 月の復興基本計画案の策定時よりも原発事故に伴う放射線量、放射性物質等の被害が拡大していること、風評被害が拡大していること、安全に対する不安が広がっていることなどから緊急的な取り組みとして追加したものでございます。なりわいの再生におきましても取り組みを追加しておりますので、後ほど御説明いたします。

25 ページの中期的な取組では、県議会からの政策提言等を踏まえ、再生可能エネルギーの取り組みについて加筆しております。追加した部分としては、本県に賦存するという文言、あるいは太陽光、木質バイオマスの次の地熱、最大限に活用するとともに、防災拠点や住宅・

事業所等の文言でございます。

27 ページのⅡ、交通ネットワークをごらんください。次の 28 ページの短期的な取り組みの二つ目、括弧内の具体的な道路名として、三陸縦貫自動車道の次に三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道と、宮古盛岡横断道路を追加してございます。

30 ページ以降は「暮らし」の再建についてでございます。Ⅰ、生活・雇用では、女性団体との意見交換において、工場や商店が被害を受け地域の女性も働く場所がなくなっているとの御意見を踏まえ、基本的な考え方の最後の行に女性・高齢者・障がい者・若者を含めという表現を追加しております。

33 ページ以降は、保健・医療・福祉についてでございます。34 ページの緊急的な取組の 1 行目、高齢者・障がい者（児）福祉施設、保育所等の機能回復の文言を追加してございます。

35 ページの中期的な取組の最後の項目では、女性の方々との意見交換を踏まえ、ひとり親家庭等の生活の安定に向けた自立支援を追加しております。

36 ページ以降は教育・文化の分野についてでございます。38 ページでは、文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承におきまして、短期的な取組において、文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供による被災者等の支援、地域における文化芸術活動への支援を追加してございます。

42 ページ以降は「なりわい」の再生の分野でございます。水産業、農林業では 45 ページの緊急的な取組の一番下、放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進を追加しております。

50 ページ、商工業をごらんください。基本的考え方において、ものづくり産業の新生について記載すべきとの意見を反映し、2 段落目に、また、沿岸地域と内陸地域との連携によるものづくり体制の強化や、地域特性を生かした科学技術や学術研究等により地域経済の活性化を促進する。という文言を追加してございます。

52 ページのものづくり産業の新生の緊急的な取組の最後の項目におきましても、放射性物質に係る安全対策等について同様に記載してございます。また、そのページの中期的な取組では、国際リニアコライダーの誘致について追加しております。

53 ページ以降は観光についてでございます。55 ページの緊急的な取組の最後の項に放射性物質に係る安全対策等について記載してございます。

56 ページから 68 ページは緊急的な取組や短期的な取組に加え、中期を超える期間を要する内容を含む取り組み全体について、取組項目一覧として記載しております。これまで御紹介した修正箇所についても、こちらでも同様に修正しております。

69 ページの第 5 章、三陸創造プロジェクトをごらんください。この章では、三陸地域の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指すという観点から、これを体現するリーディング・プロジェクトとして掲げているものでございます。6 月の復興基本計画案では、この部分の記載は全部で 2 ページだけでしたが、五つの

プロジェクトについて、1プロジェクトを1ページ程度に目的、展開の方向、イメージ図を追加し具体的な記載にさせていただきます。

次に、76 ページの第6章、復興の進め方をごらんください。この章では、市町村と連携した復興の取組や多様な主体との連携、国家プロジェクトとしての復興の提案等について記載しております。そのページに県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体との連携では、最後の段落に、また、以下の4行を追加しております。これはあらゆる世代、性別の方が地域の活動に参加しやすい環境を整え、互いに支え合う地域社会を築き上げるという社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の観点に立った取り組みを図ることを追加したものでございます。

78 ページをごらんください。6、復興財源の確保の項目を追加しております。復興のために、国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大、復興一括交付金など自由度の高い仕組みの創設などについて国に対して要請していくこと。また、県の姿勢として、本県の独自課税であるいわての森林づくり県民税や産業廃棄物税の税収についても、制度趣旨に基づく範囲において復興のために活用していくことを記載したものでございます。

79 ページ以降は附属資料として掲載しておりますが、これについての説明は割愛させていただきます。

なお、別冊で復興基本計画の参考資料を配付させていただいておりますので、これは後で御参照いただきたいと思います。

次に、復興実施計画案をごらんいただきたいと思います。これは、復興基本計画案に基づいて第1期の実施計画案をあわせて策定したものでございます。まず、目次をごらんください。実施計画は、はじめに、本書の見方、施策体系、構成事業の概要と実施年度、主要な事業で構成されております。

1 ページのはじめにをごらんください。まず、策定の趣旨ですが、この実施計画は、復興基本計画に掲げた、目指す姿の実現に向けて施策や事業、工程表等を具体的に示したものです。

復興基本計画の第1期復興実施計画として策定するもので、対象期間は平成23年度から平成25年度までの3年間となっております。復興実施計画では、復興基本計画に示した10分野の取り組みごとに、第1期で県が実施を予定している事業を取りまとめたものでございます。第1期は基盤復興期間として位置づけており、復興の土台となる事業や第2期本格復興期間につながる事業等も掲載しております。なお、実施計画に掲載している事業は計画策定時点で想定した事業も含まれており、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じ所要の見直しを行うものとしております。

次に、6ページからは三つの柱に基づき、防災のまちづくりから12ページの観光まで10分野ごとに取り組み項目と構成事業を記載した施策体系を掲載してございます。取り組み項目は、復興基本計画で掲げている10項目の取り組み項目と一致しております。「安全」の確保の構成事業数は、再掲込みで72、7ページからの「暮らし」の再建では125、9ページ

からの「なりわい」の再生では214となっており、合計では再掲込みで411事業、再掲除きでは354事業となっております。構成事業に星印がついている事業がございますが、これは54ページ以降で主要な事業として詳しく紹介されている事業を示しております。

次に、14ページからは構成事業の概要と実施年度でございます。取組項目ごとにぶら下がる事業について、事業名、事業主体、事業概要、実施年度を記載しております。14ページの表の一番上、災害廃棄物緊急処理支援事業をごらんください。事業名の下に三角黒印でP55と書いております。これは、主要な事業として55ページにその具体的な内容を記載しているものでございます。事業主体についてですが、事業計画に掲載している事業は県が実施する事業のほか補助事業、支援する事業などが含まれております。例えば災害廃棄物緊急処理支援事業では、市町村が実施するほか市町村から委託を受けて県が行うものもあることから、県、市町村としております。事業概要には、事業の内容を記載するとともに、可能な限り数値を掲載するようにしております。右側の矢印は実施年度を示しております。H26～というのは、平成26年度を超えて実施する事業を想定しているものであります。また、平成22年度に矢印が記載されているものは、発災直後から取り組んでいる事業等を示しております。15ページをごらんください。上から三つ目に（仮称）放射性物質総合対策事業について掲載しております。放射性物質の対策として復興基本計画に追加したことにあわせて、実施計画にも掲載したものでございます。以下、個々の事業の読み上げは省略させていただきます。

54ページ以降は主要な事業を掲載しております。これは、主要な43事業について事業目的や事業主体、事業概要等を図表等用いてわかりやすく掲載したものでございます。代表的なものについて御紹介いたします。56ページは、多重防災型のまちづくり推進事業であります。海岸保全施設やまちづくり、ソフト対策などをまとめたものとなっております。

59ページは、（仮称）三陸鉄道復旧整備事業でございます。事業実施主体は国、県、市町村となっておりますが、復旧整備工事の事業主体は三陸鉄道株式会社となっております。317カ所の被災箇所があり、3年間で復旧を目指すものでございます。

64ページは、三陸復興道路整備事業であります。復興道路のほか内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路等の復興支援道路、三陸沿岸地域の防災拠点や医療拠点を結ぶなどの復興関連道路の整備について個々の路線名を掲載しております。

66ページは、被災者台帳システム整備及び運用支援事業であります。個々の被災者の生活支援を行うため、一人の取り残しもないよう、被災者台帳システムの構築を図ろうとするものでございます。

83ページは、水産業経営基盤復旧支援事業でございます。事業概要の負担区分には、県9分の7、括弧内には国負担9分の6を想定と記載しております。国の補助率が決まっておらず、想定段階のものについてはこのように記載しております。

95ページは、復興支援ファンド設立支援事業でございます。国、県、地元金融機関でファンドを組成し、いわゆる二重債務問題の解消に取り組もうとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○佐々木順一委員長 ただいまから、知事または副知事に答弁を求める総括的事項に関する総括質疑に入るわけでありますが、質疑については、世話人会の決定に基づき、各会派及び会派に所属しない議員に質疑時間を配分し行うこととなっております。質疑時間につきましては、まず民主党・ゆうあいクラブが30分、次に自由民主クラブが17分、次に地域政党いわてが11分、次に社民党が8分、次に会派に所属しない議員は、日本共産党斉藤信委員、公明党小野寺好委員、無所属阿部富雄委員の順に、それぞれ6分となっております。

また、各会派は、配分された時間の範囲内で複数の議員が質疑をすることができること。この場合におきましては、会派として続けて行うこととなっておりますので、御了承願います。

なお、知事または副知事に答弁を求める質疑についても、内容によっては、知事または副知事は部長等に答弁させる場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。中平均委員。

○中平均委員 それでは、民主党・ゆうあいクラブの中平でございます。会派を代表いたしまして、総括質疑を行わせていただきます。

最初に、復興基本計画に込めた思いを知事にお伺いしたいと思います。平成23年3月11日に発生いたしましたマグニチュード9.0の大地震と、それに伴う大津波は多くの人命を奪い、営々として培ってきました生活基盤、産業基盤、公共施設等の基盤を一瞬にして奪い去りました。あの日からあしたで5カ月となりますが、達増知事の復興にかける思い、人命が失われるような津波災害は今回で終わりにするとの決意を踏まえ、今回の復興基本計画に対する知事の思いを伺います。

また、その思い、考えがどのように今回の復興基本計画に組み込まれているのかも、あわせてお伺いいたします。

○達増知事 復興基本計画に対する思いについてであります。今回の東日本大震災津波により多くのとうとい命と財産が失われ、これまで数多くの災害に見舞われてきた本県にとっても、かつて経験したことのない大災害となりました。この被害と犠牲の大きさを胸に刻み、追悼や慰霊の思いを深くすることを復興へのすべての起点とし、被災者の人間らしい暮らし、学び、仕事を確保し、一人一人の幸福追求権を保障することと、犠牲者のふるさとへの思いを継承すること、これを基本的な方針としたところであります。この方針のもと、復興基本計画では人命が失われるような津波被害は今回で終わりにするという決意のもと、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、安全に暮らし、働くことができる地域社会を取り戻さなければならないという思いを込めて、いのちを守り海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造と、これを目指す姿として、必ずや本県の復興を実現するため、幅広いつながり復興の力としながら、県民と一緒に全力で取り組んでいく決意であります。

そして、思いをどのように復興基本計画に組み込んでいるのかということについてであ

りますが、まず復興計画は科学的、技術的にしっかりした裏づけがなければならないこと、そして生活、経済、教育にわたるあらゆる分野の県民の知恵と力を結集すべきことを念頭に、計画策定の委員の皆様をお願いし、最善の体制を構築したものであります。復興基本計画には、災害の苦しみ、悲しみを乗り越え、安全に暮らし、働くことができる地域社会を取り戻さなければならないという思いが込められ、復興に向けた三つの原則として、津波により再び人命が失われない地域づくりのための「安全」の確保、被災者が希望を持ってふるさとに住み続けるための「暮らし」の再建、水産業を初め生産者が意欲と希望を持って生産活動を行うための「なりわい」の再生、この三つの原則が掲げられました。具体的には、多重防災型まちづくりを行うとともに、災害に強い交通ネットワークを構築すること、医療、福祉、介護体制など生命と心身の健康を守るシステムの再構築や地域コミュニティー活動の支援などにより地域の再建を図ること、生産体制の構築、基盤整備、金融面や制度面の支援などを行うことにより地域産業の再生を図ることなどを盛り込んだところであります。

○中平均委員 その復興基本計画について順次伺ってまいります。今回の復興基本計画にも記載されておりますが、復興における平泉の世界文化遺産、これの次世代への継承、また国際リニアコライダー、これの誘致への対応、岩手の将来像をしっかりと見据えての今後取り組んでいくべき事業の一つだと考えております。また、現在の北東北インターハイでの県選手団の活躍、また、なでしこジャパンのワールドカップの優勝と、その本県出身の岩清水選手の活躍、先般の甲子園での花巻東高校のあきらめない不屈の姿は、復興に取り組む県民に感動と活力を与えてくれています。そういった点を踏まえながら、平成28年の国体について国体開催は今回の復興基本計画、これに記載されておられませんけれども、重要な事業の一つであると考えております。この平泉の世界文化遺産、また国際リニアコライダー、そして国体、この3事業について県はどのようにとらえ、今後どう取り組んでいこうとしているのかをお伺いいたします。

○達増知事 まず、平泉世界文化遺産の次世代への継承についてであります。平泉の世界文化遺産が世界遺産に登録されたということは、平泉が人類にとってかけがえのない宝であることが認められた一方、私たちがこれらを将来にわたって守り伝えていくことを世界に約束していくことでもあります。したがって、登録直後の7月3日に発表しました東北復興平泉宣言には、平泉の人と人との共生、人と自然との共生、この理念を胸に復興に取り組むとともに、次世代への継承の決意などを盛り込んだところであります。今後は、資産の保存、管理を適切に行うことを基本としつつ、地元市町村を初め県民各層と広く連携の上、県内での出前授業の実施や国外の次世代に向けた英語版平泉宣言等の作成など、理念の県内外への発信と継承に努めてまいります。

国際リニアコライダー誘致の今後の取り組みについてであります。国際リニアコライダーは超伝導、超高速の測定技術、精密加工などを駆使した世界最高水準の研究施設であり、その関連技術は医療、環境、材料などさまざまな分野に応用が可能で、新たな産業の創出や関連産業の立地等が期待されます。復興基本計画においては、国際リニアコライダーを国際

素粒子・エネルギー研究拠点形成の中核と位置づけ、三陸創造プロジェクトとして取り組んでいくこととしています。今後は、東北加速器基礎科学研究会等と連携を図り、東北地方が一体となって国際研究所の受け入れ環境の醸成に努めるとともに、国際リニアコライダー誘致を国家プロジェクトとして位置づけ、東北国際科学技術研究特区として必要な規制緩和等を実施するよう国に強く働きかけ、その実現に向け推進してまいります。

岩手国体への対応についてであります。国体開催は県民の総力を結集して、夢と希望を与えるスポーツの祭典として開催することを基本方針とし、全市町村での競技開催や県民総参加による手づくりの国体の実施に向けて準備を進めてきたところであります。しかし、東日本大震災津波による甚大な被害が発生し、県では総力を挙げて復旧、復興に努めなければならないことから、現時点では基本方針どおりの国体開催に人的、財政的資源を集中的に投入するのは難しいのではないかとということで、関係者間での認識の共有化が図られているところであります。このような中、縮小開催の考えが市町村や競技団体の一部から示されていますので、現在日本体育協会に対し縮小開催についての具体的考え方を確認しており、日本体育協会からの回答を受け、その内容を競技団体や市町村にお示しし、検討していただくところであります。一方、先般、与党民主党の谷亮子スポーツ振興議員連盟会長から、今月下旬に施行されるスポーツ基本法に基づく国の支援について発言をいただいたところであります。こうしたことを総合的に判断しながら県としての結論を出し、県教育委員会や県体育協会とも協議を行いたいと考えております。

○中平均委員 了解いたしました。国体につきまして、今からこの状況等を見据えていきながらということになると思いますが、ぜひとも選手の皆さんの目指していく、そして今回こういった大災害があった中で、開催県は天皇杯をとらなければいけないのだとか、そういったところにこだわるのではなくて、復興のシンボルとしての国体を縮小でもいいから開催していけないかという面で今後の取り組みが期待されているところだと思っておりますので、そういった各競技団体、参加する選手の皆さんの思いを酌み取った形で今後の計画に組み込まれていくことを期待しております。

次に、今回復興基本計画の議決を求められておりますけれども、当初であれば9月の議会と認識しておりましたが、この臨時議会を招集ということで前倒しして今回の議会において議決を得るといふ、その理由をお伺いいたします。

○達増知事 復興基本計画を前倒しで提案、議決を求める理由についてであります。今回の大震災津波の発生以降、市町村長や関係機関、県民などから多くの御意見を伺ってまいりましたが、その多くは復旧、復興に向けた事業を早期に軌道に乗せてほしいという強い願いでございました。この県民の願いにこたえるため、被災者に寄り添い、一人一人の安全を確保し、その暮らしの再建となりわいの再生を支援する計画であり、被災市町村が策定する復興計画等の指針として、その自主的な復興を支援する復興基本計画を一刻も早く策定し、具体的に取り組むを進めていくことが重要であります。

また、国の第3次補正予算や来年度予算編成に本県の復興計画の内容を盛り込むよう働

きかけるためにも、県民の総意を得たものとして早期に策定する必要があり、今臨時議会に提案したところでございます。今議会で承認をいただいた後には、県として直ちに決定をし、大震災津波からの復興に向けた取り組みを迅速に進めていく考えであります。

○中平均委員 その復興基本計画において、この記載されている最初のほうに全国、世界各地から寄せられているさまざまな支援や参画の広がりを契機としとあります。そして、本当に多くの皆様からの善意、それにも心から感謝いたしますとともに、今回の復興計画の中でこのつながりを力にして、開かれた復興を実現するとしております。この開かれた復興の具体的なイメージというものはどのようなもので、これに対してどう取り組んでいこうとしているのかお伺いいたします。

○達増知事 開かれた復興についてであります。今回の東日本大震災津波の発生以来、県民はもとより全国や世界の国、地域からさまざまな支援が寄せられるとともに、被災者一人一人に寄り添うさまざまなボランティア活動などが展開されております。こうしたつながりの芽を大切にしながら、復興に向けた多様な連携の輪をさらに広げていくことが重要と考えております。このような考えに基づいて、復興基本計画における復興の目指す姿の考え方として開かれた復興を掲げたところではありますが、そのイメージとして県内外、さらには世界の人たちや多様な団体が緩やかなつながりを持って参画し、地域での交流を広げながら本県の復興をなし遂げていくこと。そして、本県において展開されるさまざまな創造的な復興の取り組みがよりよい地域社会をつくる手だてとして全国各地、ひいては世界に広がっていくことを考えております。このため、NPOや企業、団体など新しい公共の多様な担い手が主体となって取り組む復興活動の支援、本県の復興に向けての目指す姿や原則、さまざまな取り組みを世界の人たちにも理解いただき、復興の取り組みへの参画につなげるための英語版復興計画の作成、公表、いわて未来づくり機構における公募型復興企画の実施と、復興企画に対する国内外からの資金や人材の呼び込み、そして本県におけるさまざまな開かれた復興の取り組みの全国、世界への発信などを進めていく考えであります。

○中平均委員 了解いたしました。後半のほうで具体的なことを聞かせていただきたいと思えます。

続きまして、県議会からの今回の提案についてお伺いいたします。県議会においては、災害対策特別委員会を設置し、被災地において各種の調査を行ってまいりました。また、議員各位それぞれが現地に入り、さまざまな活動をしてきたのは御承知のことと思えます。そういった点を踏まえながら、特別委員会において執行部に対する提言をまとめ、佐々木順一委員長のほうから提案しているところでございますが、今回の復興基本計画にどのように反映されているのかをお伺いいたします。

○上野副知事 県議会からの御提案の本計画への反映についてでございますが、県議会におかれましては4月の臨時会におきまして災害対策特別委員会を設置されて以来、被災市町村8カ所における関係者との意見交換など精力的な調査、検討を進めておられまして、東日本大震災津波からの復旧、復興に向けた政策提言といたしまして、7月29日付で知事に

対して御提言をいただいたところでございます。その御尽力に対しまして深く敬意を表するところでございます。いただいた政策提言につきましては、復興基本計画の策定過程において十分な検討を行うとともに、8月5日に開催をいたしました第6回の復興委員会にも資料として御提供するなど積極的な反映、活用に努めてきたところでございます。具体的には、政策提言の基本的な視点の一つでございます再生可能エネルギーの先駆的導入などを踏まえまして、復興基本計画案の復興に向けた具体的取り組みの防災まちづくりに、本県に豊富に賦存する太陽光、木質バイオマス、地熱などの再生可能エネルギーを最大限に活用するとの表現を新たに追加いたしました。また、長期的な視点に立ちまして三陸地域の創造を目指します三陸創造プロジェクトの一つといたしまして、三陸の地域資源を活用した再生可能エネルギーなどの導入を促進し、環境と共生したエコタウンの実現に向けた取り組みを推進するさんりくエコタウン形成プロジェクトも盛り込んだところでございます。

さらに、政策提言におきます放射能汚染対策を踏まえまして、計画の復興に向けた具体的取り組みの防災のまちづくりの緊急的な取り組みといたしまして、原子力発電所事故に伴う放射線量の測定など監視体制の充実・強化及び放射性物質に係る健康不安の解消などの安全対策の推進を盛り込むとともに、水産業、農林業、商工業、観光分野、それぞれにも放射性物質に係る安全対策と風評被害対策を盛り込んだところでございます。

また、提言では財政的な支援、新たな制度などに係る国への要望などの実施や予算の早期執行など、スピード感を持った施策展開などについても御意見をいただいております。これらの提言の趣旨を十分に踏まえながら、復興に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

○中平均委員 そういった中で今回の復興を進めていく上で、状況変化に合わせた事業の見直し、また現在の復興基本計画、復興実施計画に載っていない重要な事業等がこれから出てくることもあるのだらうと思います。先ほど質疑させていただきました国体の関係等が当たってくるのかなと思いますが、その場合の復興基本計画、復興実施計画の変更、追加の可能性等はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○上野副知事 復興実施計画の変更、追加の可能性についてでございますが、復興実施計画には県が直接実施する事業のほか、県負担を伴う国の直轄事業、市町村に対する補助事業など各分野の柱となる事業を中心に、国に要望している事業も含めまして現時点で想定できる事業を掲載いたしております。一方、国の第3次補正予算や平成24年度予算などにおける新たな制度化、事業化などさまざまな社会経済変化が今後生じることが考えられます。このため、それらの状況を注視いたしまして、復興実施計画に盛り込んだ事業などの変更、新たな事業の追加の必要性が生じた場合には、復興実施計画について所要の見直しを行っていくことといたしております。

○中平均委員 柔軟な対応をよろしくお伺いしたいと思っております。

それでは、予算措置についてお伺いします。復興基本計画を実施していく上で予算の裏づけがどうなるかは極めて重要な課題であります。その予算の裏づけを得るためには国の予

算措置が必要不可欠であります。直近8月3日に行った国に対する要望はどのような状況であったのかをお伺いいたします。

○千葉政策地域部長 8月3日に行いました国に対する要望の状況についてであります。今回行いました東日本大震災津波に関する要望は、本日御審議をいただいております岩手県東日本大震災津波復興計画を推進する上で国の本年度第3次補正予算や、さらには来年度予算の概算要求に向けて強く要望することが必要であります。23の重点項目と、300を超えます省庁別項目について要望したものでございまして、知事によります各政策分野を網羅した要望活動といたしましては、4月、7月に続き本年度3回目となるものとして実施したものであります。要望に際して、例えば国土交通大臣からは、三陸鉄道の早期復旧に関しては第3次補正予算に盛り込むことで検討しているというお話をいただくなど、面会が得られた各省庁の大臣からは関連する要望項目について、早急に対処すべきものは第3次補正予算に向けて検討していく旨の前向きな回答をいただいているところであります。

また、今回新規の重点要望項目として盛り込みました原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実確保に関しましては、農林水産大臣には損失の補てんや補償に係る仕組みについてその方向性を御理解いただき、また農林水産大臣からは要望内容に沿って国もしっかり取り組むとの回答もいただいているところでございます。今後におきましても、国の動向等を引き続き注視しつつ、必要に応じて要望活動を展開してまいりたいと考えております。

○中平均委員 関連いたしましてお伺いしますが、今回の復興基本計画を受けて実施計画等を行っていくわけですが、これについて総額でどれくらいの予算が必要と見込んでいるのかをお伺いいたします。

○平井理事兼復興局副局長 復興実施計画の予算額についてでございますが、復興実施計画には県が実施主体となって直接実施する事業のほか、県負担の伴う国の直轄事業、市町村に対する補助事業、市町村代行業業などが含まれております。しかし、現時点では国の事業スキームが不明確であり、各市町村において復興計画等を策定中であることから、これらの事業について事業費を試算することは困難な状況でございます。

なお、日本政策投資銀行による本県の資本ストック推計被害額は4兆2,760億円となっており、第1期の実施計画分についてだけ見ても復興に要する経費は相当の額に上るものと推測しております。

○中平均委員 非常に多額の予算が必要になってくるということでございますし、今後も引き続き岩手県独自の予算措置というのは厳しいこともありますので、国に対する活動等も進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、復興基本計画と復興実施計画についてお伺いいたします。今回議会の議決対象となっているのは復興基本計画であります。同時に示されております復興実施計画についても直接的には議決対象ではないといたしましても、今後補正予算、本予算、この予算措置の面から議会の議決が必要になってくるものであります。この復興基本計画、復興実施

計画両計画はどのように連動していくのか、基本的な考えをお伺いいたします。

また、この復興実施計画の案がとれるのはいつになるのかもあわせてお伺いいたします。

○達増知事 復興基本計画と復興実施計画の連動についてであります。復興基本計画は復興に向けての目指す姿や原則、まちづくりのグランドデザイン、具体的取り組みの内容等を示したものであるの対しまして、復興実施計画は復興基本計画に掲げた、目指す姿の実現に向けて県が直接実施または補助、支援する事業の概要を具体的な工程表とともに示したものであります。また、復興基本計画では平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間で全体計画期間としておりますが、復興実施計画ではこれを第 1 期から第 3 期に区分し、復興基本計画における復興に向けた具体的取り組みに基づき事業を展開していくものであります。

なお、復興実施計画については、議会において復興計画の御承認をいただいた後、速やかに決定をしたいと考えております。

○中平均委員 それでは、今回の復興実施計画、公表されております 354 事業でしょうか、この中で既に着手済みの事業もありますが、この数はどれくらいになるのかをお伺いいたします。

○平井理事兼復興局副局長 復興実施計画の着手済み事業数についてでございますが、復興実施計画には応急仮設住宅の整備や瓦れき処理など、年度当初から緊急的な対応が必要な事業を初め、被災者等の心身のケアや水産業、商工業などの産業の復旧、復興、公共施設の復旧など早急に実施していく事業等を盛り込んでいるところでございます。復興実施計画に掲載されている再掲を含まない 354 事業のうち、既に着手済みの事業数は 233 事業となっております。

○中平均委員 その中で水産関係の着手済み事業のうち国の 1 次補正、2 次補正を待たずに先行して事業化した事業はどのようなものがあり、そして今後事業進捗への取り組みはどうかをお伺いいたします。

○平井理事兼復興局副局長 水産関係の着手済み事業についてでございますけれども、水産業を再開するためには盛漁期に合わせて緊急に対応する必要があることから、国に先行して 6 月臨時補正予算により養殖施設等の整備、製氷・貯氷施設の整備、ウニの生産に必要な海水殺菌装置の整備、養殖用種苗の確保などについて支援する事業を創設したところでございます。これらの事業を国の補正で措置するよう積極的に働きかけを行った結果、国の第 2 次補正予算では養殖施設の整備、製氷・貯氷施設の修繕、共同利用施設の機器整備に係る補助対象が拡充されたものの、養殖用種苗の確保や共同利用施設の新設などについてはまだ予算措置されていないことから、国に対して所要の措置を講じるよう引き続き要望していくとともに、予算措置した事業につきましては円滑な実施に努めてまいりたいと思っております。

○中平均委員 了解いたしました。その中で、今回の復興実施計画の中に従来からの事業を項目として挙げているものも見受けられます。今後の復興関連事業と通常時、いわゆる平時

において必要な事業とどのように区分してこの予算等を組んでいくのかをお伺いいたします。

○平井理事兼復興局副局長 復興関連事業と通常時の事業の区分についてでございますが、復興関連事業は復興に重点化し優先的に取り組む事業として復興実施計画に掲載しているのに対し、通常時における事業につきましては全県的に取り組む施策としていわて県民計画に掲げているところでございます。いわて県民計画に基づき、従来から実施してきた事業であっても、今回の震災により復興内容に対応した事業内容の組みかえ等がある場合は復興実施計画の対象としてございます。今後ともいわて県民計画に基づく施策の推進を基本としつつも、復興に関する事項については本実施計画に基づく事業として推進してまいります。

○中平均委員 復旧、復興の事業、そして通常時必要な事業、確かに膨大な予算も必要になってきますが、ともに回していかないと県内の振興、岩手県の発展というものにつながっていかないとしますので、その点を含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、いわゆるインフラの整備についてお伺ひしてまいります。今回の復旧、復興工事がこれから出てくるということでございますが、今のこの経済状況、雇用情勢、特にも被災地の状況をかながみますと、より地元発注の優先が求められてくるのだろうと思っておりますが、この点について県の基本的な考えをお伺ひいたします。

○加藤総務部長 復旧、復興工事の発注に関する県の基本的な考え方についてということでございます。県は、これまでの応急復旧工事につきまして、まずスピードを第一に随意契約により原則地元業者に発注してまいりました。また、その契約におきましては被災者の雇用を努めることを工事請負契約書に明記いたしまして、請負者に具体的な対応を求めているところでございます。今後の本格的な復旧、復興工事に当たりましては、建設業が地域経済や雇用にもたらす影響の面から、地元発注について配慮が必要と考えております。こうした基本的な考え方に立ちつつ工事の規模、金額、難易度も考慮しながら、地域あるいは県内など地元で対応できるものにつきましては地元へ発注するよう努めてまいりたいと考えております。

○中平均委員 基本的な考えは了解いたしました。その上で、工事スピードの関係というのも当然あると思うのですが、県発注のみではなく、国等の工事発注に関してもやはり地元が受注できるような、そういった発注金額の規模であるとかというものを県として国等に要請していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○若林県土整備部長 国などへの工事発注についての県としての要請についてでありますけれども、まず県の災害復旧事業につきまして沿岸部の災害査定が始まったところであり、工事の規模や発注時期の見通し等が徐々に明らかになっていくものと考えています。今後地元建設業の受注の状況などを踏まえて、必要があれば国に対しても地元発注についての配慮を要請していきたいと考えております。

○中平均委員 地元受注の状況を踏まえということではあります。ただ、もう発注、受注が

終わってからその状況を踏まえということでは、ちょっと後手に回ってしまうところがあるのではないかなと。その工事の難易度であるとか、規模であるとか、そういう問題の中で当然県としても配慮していく、国に対してもそういう配慮を当然求めていくというのは、今やられても構わないのではないのかなと私は思います。そういった意味で、ちょっとさっき答弁がありましたけれども、現在の災害査定状況と今後の工事発注時期をどう見ているのかと、それに合わせてもう一度国に対する要請というのを、それが出てからというのではなくて検討していただきたいと思うのですが、その考えを伺います。

○若林県土整備部長 災害査定状況と工事発注時期でありますけれども、まず内陸部ににつきましては5月30日から7月15日にかけて災害査定を行いまして、すべて完了いたしました。工事発注は8月からの発注を予定しております、気象的な条件などから工事工程に制約がある箇所、それから用地取得、権利保障など関係機関との協議調整を要する箇所を除きまして、早期復旧に向けて年内には発注を終えたいと考えております。一方沿岸部であります、7月25日から災害査定を始めまして、秋ごろを目途に終える予定で取り組んでおります。津波により壊滅的な被害を受けた区域を除き10月ごろから順次発注していく予定であります。

なお、津波により壊滅的な被害を受けた区域につきましては、市町村の復興計画を踏まえた事業執行が必要なことから、復興まちづくりの工程との調整を図りながら適切な時期に発注するよう努めてまいります。

また、国などへの働きかけであります、国は既に地元で配慮した発注形態を考えているようであります。我々もそれぞれの担当、三陸国道、岩手河川国道を含めてさまざまな機会、意見交換する場合がありますので、その中で要請してまいりたいと考えております。

○東大野農林水産部長 農林水産関係の災害査定状況と今後の発注時期でありますけれども、農地・農業用施設、治山・林道施設及び漁港関係施設につきましては、鋭意災害査定に向けた測量設計作業などを進めて、5月30日から順次国の災害査定が実施されておまして、8月5日の時点で農林水産関係全体で402件の災害査定が終了し、査定率は95%といった状況になってございます。ただし、今後3,000件を超える査定件数が見込まれておまして、被災したすべての施設の災害査定は年内に終わることができるように取り組んでまいります。

また、復旧工事につきまして農業用パイプラインの復旧、防潮堤の仮締切、漁船の安全航行、停泊を確保するための航路・泊地の瓦れき撤去など、2次災害を防止するための緊急を要するものにつきましては査定前着工、この制度を利用して応急工事を実施してございます。本復旧に向けましては、災害査定終了後に地域の意向も踏まえながら順次復旧工事に着手し、農林水産基盤の早期復旧に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中平均委員 随時の工事発注、災害査定等早期の進捗をお願いいたします。また、国のほうでは分割発注等、私もちょっといろんな関係あつてお願いしたり、お聞きしたりする中でそのような意向があるということでもございましたので、改めてあらゆる機会を通じなが

らということをお願いしたいと思います。

次に、湾口防波堤、防潮堤等の海岸保全施設等の復旧、この二つに限らず全般的に今回の災害査定を受けての復旧は原則原形復旧ということではありますが、まちづくり計画等と連動し、それについて検討しながらの最適な施設整備をすると、原則の原形復旧にとらわれないうことが6月の臨時議会での県土整備部長の答弁だったと記憶しておりますが、その点についてそのとおりでいいのか、確認の意味でお伺いいたします。

また、水門等の遠隔操作が従前から各地域などにおいて非常に地域要望が強かったと。1基1億円以上かかるということで、今まで予算の関係でどうしても電動化であり遠隔化ができなかったのが、今回この整備に関して基本計画に組み込まれております。この点は非常に評価いたしますけれども、その整備の進め方についてもあわせてお伺いいたします。

○若林県土整備部長 まず、防潮堤など海岸保全施設の復旧についてであります。被災施設は原形に復旧することが原則であります。国の制度や新たに示された基準等に基づきまして、かつ市町村等の意見も伺いながら、機能向上についても必要に応じて検討する必要があると考えておりました。現在津波防災技術専門委員会で検討しております。

次に、水門等の遠隔操作の整備の進め方についてであります。県が管理する津波水門等は288カ所ありまして、そのうち遠隔制御により整備済みとなっているのは洋野町の川尻川水門など33カ所となっております。今回の津波では、水門等の操作を行う消防団員が多数犠牲となるなど、迅速な操作と操作員の安全確保が最重要課題であることが改めて認識されました。このため、県では操作員の人命を守ることを最優先といたしまして、操作そのもののあり方について検討を進めるとともに、復興実施計画案に津波水門等電動・遠隔化促進事業として位置づけまして、地元市町村、消防団などとの意見交換を行い、被災状況、背後地の利用状況等を考慮し電動化、遠隔化などに努めてまいります。

○中平均委員 了解いたしました。ぜひ早急の整備、そして原形復旧ということになるとこの水門等の遠隔操作等は当然できないわけでありまして、それにとらわれずにやっていくという決意をお伺いいたしました。

では、続きまして放射能対策ということでお伺いさせていただきます。昨日非常に多くの委員の皆様からも出ておりますので、私は簡潔に聞かせていただきます。まず、牛の全頭検査の状況等についてお伺いいたします。県産牛の出荷制限の解除をいつごろと見込んでいるのでしょうか。他県より遅くならないように可及的速やかに行う必要がある。きのうこういう答弁があったと記憶しておりますけれども、現場としては具体的な日程が明らかになることを強く望んでいます。生産者にわかりやすい説明の必要性、これに対して県がどう取り組んでいくのか、お伺いいたします。

また、岩手県産食材の検査体制について、県産1次製品の検査体制はどのように整っているのか、整うまでの間どのような対応をしていくのか、あわせてお伺いいたします。

○東大野農林水産部長 牛の出荷制限の解除の見込みについてでございますが、出荷制限の指示の解除に当たりましては、適切な飼養管理の徹底と牛肉の検査による安全管理体制

の確立を内容といたしますいわゆる検査計画を策定し、国の承認を得た上で牛肉の検査を実施して順次出荷制限を解除していくという手続が必要とされます。このようなことから県といたしましては、出荷制限の解除に向けまして現在検査計画の策定に取り組んでおりまして、今週中の計画申請を目指して国との協議を進めている状況でございます。計画の承認時期等を見通すことは困難な状況でございますが、できる限り早期に牛の出荷が再開できるように全力で取り組んでまいります。

次に、県産1次製品の検査体制についてであります。県はこれまで消費者に安全な1次製品を提供していくため、県環境保健研究センター等の検査機関を確保して放射性物質の測定調査を行い公表してまいりました。このような中で今般、原子力災害対策本部は食品中の放射性物質に関する検査計画策定自治体として本県を追加したところであります。今後牛肉、米、魚介類などの検査計画を策定する必要が生じているところでございますが、これらの検査の実施に当たりましては、より多くの品目の策定が求められるものと見込まれますが、相当程度早い時期から検査機関を手配するなど、これまで以上に計画性のある対応が必要になると考えており、県環境保健研究センターのほか県外の検査機関も活用しながら検査に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○中平均委員 安全、安心の確保、それに向けてさらに全力を尽くしていただきたいと思えます。

続きまして、東海テレビ放送の不適切、不謹慎な放送についてお伺いいたします。今回の東海テレビの信じられない放送に対する知事の所感をお伺いいたします。私も報道を見てからインターネット上で見ましたけれども、あれは二十何秒間でしたか、ずっと流れていたという状況があると。しかも、制作会社のほうでつくられたものだとは言いますが、それをリハーサルで見ていて注意しても直さなかったという報道もありますが、大変嘆かわしいと私自身思いますし非常に怒りを感じます。そういった点について知事も同じ思いかと思えますが、改めて知事の所感をお伺いいたしますし、また今回の事案について県として毅然とした対応が今後必要になってくると思えますが、その対応についてもお伺いいたします。

○達増知事 東海テレビ放送の不適切、不謹慎な放送についてであります。大震災津波からの復興に向けて県民一丸となって取り組んでいる中、テレビ局によって風評被害を助長するような放送がなされたことは大変残念であります。マスメディアにおいては正しい情報を提供する使命があるはずであります。特に大災害や非常事態においては、時としてとんでもない根拠のないうわさが飛び交う場合がありますことから一層慎重な対応が求められるものであり、東海テレビ放送には猛省を促すものであります。放送後、県としては直ちに東海テレビ放送社長あてに抗議文を発し謝罪を求めました。翌日東海テレビ放送常務取締役が来庁し、不適切な放送が行われたことで迷惑をかけたことを謝罪したと報告を受けていますが、東海テレビ放送にはこのようなことが二度と繰り返されないようにしっかりと検証し、風評被害が生じないようきちんとした対応を求めたいと思えます。

○中平均委員 本当にもう二度と起こらないようにという確実なものをぜひともやっていただきたいと思えますし、本当にこのような放送は言語道断ということでございますけれども、本県の1次産品含めた風評被害、これも現実に出てきているとお伺いしております。インターネット上等でも見ておりますと、牛肉の出荷停止を踏まえて、ほかの肉に関しても、本当に岩手県産のもので大丈夫なのかと送り先のほうから生産者のほうに直接連絡がいたりしているという現実もあるとお伺いしております。そういった風評被害の実態をどのようにとらえて、防止策をどう取り組もうとしているのかをお伺いいたします。

○東大野農林水産部長 本県1次産品の風評被害の実態とその防止策についてでございますが、まず実態につきまして東京食肉市場の枝肉価格、本県が主力としているAの5等級を例にとりますと、福島県での暫定規制値超過事案が発生後、約3割急落してございます。また、県内でも放射性検査の結果がないと買い手がつかないなど、特に牛肉におきまして深刻な風評被害が生じております。県といたしましては、牛肉の安全、安心な供給体制を早急に確立するとともに、その他の農林水産物につきましても計画的な放射性物質の検査を行い、その取り組みを適切に情報発信することで風評被害を極力防止していきたいと考えてございまして、販売分野におきましてもこれまで以上に県産の農林水産物の高品質、おいしさ、これを消費者に積極的にアピールする機会を設けていく考えでございまして、

○中平均委員 ぜひともそう願います。

続きまして、二重ローン対策についてお伺いします。きのうの商工文教委員会での発言を踏まえて、あえて質問させていただきますが、県は国の復興構想会議に緊急課題として二重ローン対策の提案を行ってきております。今般国の第2次補正予算で二重ローン問題対策に関する予算が盛り込まれたことから、一定の成果があったものと認識します。二重ローン対策は、国、県、金融機関などの関係者がその問題の重要性を共通認識し、被災企業の再生を支援するという政策が必要であります。その上で課題の認識はどのようになっているのでしょうか。今回の臨時議会において補正予算が計上されなかったと、そこまでいかなかったということは残念であります。被災企業においては非常に大きな期待があったのも現実であります。その理由は何かもあわせてお伺いし、具体的にこの二重ローン解消に要する日程、また被災企業の再建のめどをどう考えているのかをお伺いいたします。

あわせて、住宅の二重ローン問題をどう考えているのかもあわせてお伺いいたします。

○齋藤商工労働観光部長 二重ローン対策についてであります。二重ローン問題が壁となりまして再建計画の見通しが立たない事業者もおられますことから、県ではこれまで他県に先駆けまして国の復興構想会議にその対策案を積極的に提案してきたところであります。国のほうでは、本県の要望を実現する形で第2次補正予算におきまして、既存のスキームを活用した二重ローン対策の予算化を図ったところであります。これまで県、国、金融機関との協議を重ねてきており、8月7日には中小企業再生支援協議会の体制強化による相談センターの設置や、旧債務を金融機関から買い取るファンドの設立など今後の方向性について県と国が合意をしたところであります。この合意に基づき8月下旬には準備委員会

を立ち上げ、窓口となる相談センターの設置やファンドへの出資額、構成団体などの検討を行いまして、9月下旬を目途にファンドを設立することとしております。今回予算措置を行いませんでしたことは、まずまだ詳細が定まっていなかったこと、またこのファンド自体は既存のスキームでありまして、県の予算措置が前提条件ではなっていないということによるものであります。県としては、この準備と並行しながら企業の被災状況や財務内容に応じた個々の再建計画の支援を行いまして、このファンド発足後直ちに機能するよう努めてまいるとともに、ファンドの運営などの支援も含めて県としての支援のあり方を検討してまいります。

○若林県土整備部長 住宅の二重ローンにつきましては、国におきまして個人債務者の私的整理に関するガイドラインを策定し、ローンの返済が困難な場合の債務免除に取り組むとともに、住宅金融支援機構において5年間無利子の災害復興住宅融資を行うこととしております。県といたしましても、復興実施計画案において、二重ローンを抱えることとなる場合の既存ローンの利子負担軽減策を位置づけておりまして、国の動向も踏まえながら今後具体的な制度設計を検討してまいります。

○中平均委員 では、続きまして安全の確保、防災体制の構築ということでお伺いいたします。災害情報を的確に伝達する手段の確保、これについては記載になっておりますが、どのように考えているのでしょうか。今回大災害においても問題となりました大規模停電となり、なおかつラジオも受信できない地域においては情報不足に陥っております。正確な情報伝達、入手ができる環境がなければなりません。防災無線等の整備は当然でございますけれども、今後最低でも統合前の小学校の学区単位くらいで、例えば太陽光発電を利用した非常用電源確保と一体となった情報伝達、入手の手段をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○加藤総務部長 情報伝達体制の整備についてでございますが、今般の東日本大震災津波におきましては、停電により避難所等における情報入手が困難な状況が発生したことは、今後災害対策を進める上で解決すべき課題だと認識しております。このため、災害情報を迅速、確実に伝達できますよう復興実施計画におきまして、被災した防災行政無線等の早期復旧の推進や避難所等に衛星携帯電話や発電機を配備する事業を盛り込んだところでございます。今後はこうした事業につきまして国の負担等を求めながら、被災地におきます情報伝達体制の速やかな整備を図ってまいりたいと考えております。

○中平均委員 新しい防災計画を今後策定していく必要があるのだらうと思いますが、この点をどう考えているのでしょうか。物資の備蓄の問題でも、今回やっと備蓄をしていくという表現がございますし、また今回の災害の初期対応、自治体との連携の中において問題点も幾つか指摘されております。そういった点を踏まえた新しい防災計画の策定をどのように見込んでいるのかをお伺いいたします。

○加藤総務部長 今回の大震災津波におきましては、大規模な停電や通信網の遮断、道路の寸断、燃量の不足等によりまして災害対応に支障を来すなどさまざまな課題が浮き彫りに

なったところでございます。こうしたことも踏まえまして、国におきましても中央防災会議におきまして津波対策に関する防災基本計画の見直しを行うことといたしまして、現在審議が精力的に進められております。こうした動きも踏まえまして、県といたしましても地域防災計画を見直すこととしておりまして、国の動向等も踏まえながら並行して検証作業を進めているところでございます。県防災会議の場を中心に専門的な議論を重ねていただきまして、またその中では御指摘もございました物資備蓄の問題等につきましてもさまざま論点も整理いたしまして、今回のような大災害にも十分対処できます実効性のある計画を策定してまいりたいと考えております。

○中平均委員 できるだけ具体的に早くその日程等も早期に示せるようお願いいたします。

続きまして、復興道路についてお伺いいたします。早期の完成に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。法律上の各種規制緩和の必要性も当然出てくるのだろうと、復興道路の用地等の関係、また埋蔵文化財の発掘等の関係でございます。これらの工事スケジュールに合わせた短期間での許可など関係機関の協力も必要となりますが、県としての連絡調整含めどのように考えているのか。また、自治体における孤立集落が発生しないための道路整備等が自治体における復興計画に示されてくると考えますが、財政上の措置等どう考えていくのかをお伺いいたします。

○若林県土整備部長 まず、復興道路の県の方針であります。県では国の復興構想会議で3年間での重点投資、それから5年以内での全線開通を主要閣僚、関係機関などに強く要望してきたところであります。その中で国土交通大臣からは、これらの縦貫軸及び横断軸の整備につきまして10年程度をめどに完成させたいとの発言があったところであります。県では復興道路が三陸沿岸地域の早期復興のために必要不可欠と考えておりますことから、5年以内の全線開通に向けて引き続き国に強く働きかけていきたいと考えております。

次に、関係機関との調整についてであります。県では復興道路の早期完成に向けまして関係機関が連携して各種協議を円滑に進めることを目的に、復興道路整備促進連絡調整会議を設置し、7月22日に第1回の会議を開催いたしました。復興道路早期整備のために許認可の事務や補償物件への対応を円滑に行う必要があるとの共通認識で一致したところであります。

次に、財政措置であります。県及び市町村が実施します道路事業などの復興事業の実施には多大な事業費が必要であります。現在の補助率などのままでは地方の財政負担が非常に大きく、これまで以上に国の全面的な財政支援が必要不可欠であると考えております。このため、社会資本整備に対する地方負担がこれ以上ふえないように国庫補助、社会資本整備総合交付金などの補助率を引き上げるとともに、別枠としての復興枠の創設などによりまして、被災地が必要とする社会資本整備に重点投資するよう国に対し強く要望しているところであります。

○中平均委員 続きまして、地域コミュニティーの維持、再生についてお伺いしてまいりま

す。まず、仮設住宅における生活支援について、生活支援相談員等を採用していくというところでありますが、ニーズに合わせたきめ細やかな対応をどのように図っていくのかをお伺いいたします。

また、この相談員の皆さんのメンタル面でのケアも必要になってくると、過去の災害事例ではありますが、この点についてどう対応していくのか。また、その中に支援ネットワーク構築等を含めていく、さまざまな団体をも含めた開かれた復興につながるようにということですが、この具体的な取り組みを3点お伺いいたします。

○小田島保健福祉部長 まず、生活支援相談員の募集要件等ではありますが、資格につきましては実際に採用を行う市町村の社会福祉協議会の考え方等によって若干の違いはありますが、一般的には看護師、介護福祉士あるいはホームヘルパー2級以上の方などを例示して募集が行われているところであります。県としては、本人の適性などを踏まえまして、この要件にとらわれず、資格にとられない柔軟な対応をとるように指導しているところでございます。また、性別につきましては女性が非常に多いということで今の実績でございますが、男女、できれば、いろんなニーズがありますので、そういう採用に配慮するという。それから、必要に応じて社会福祉協議会の職員が相談員をバックアップする体制などもとってまいりたいと考えております。

それから、2点目の相談員のメンタル面でのケアについてでございますが、これは被災者のケアに当たる支援者というのは、被災体験を聞いたり実際に目の当たりにすることで精神的な打撃を受けるということがございます。体に変調を来したり心に変調を来したりする場合があるということで、この生活支援相談員におけるメンタル面でのケアも十分な配慮が必要だと考えてございます。したがって、県の社会福祉協議会におきまして研修会の開催あるいはメンタルヘルスチェックの実施などメンタル面のフォローができる仕組みをつくっておるところでございます。

それから、支援ネットワーク構築に向けた具体的な取り組みでございますが、被災地におきまして応急仮設住宅への移行が進んでおりまして、この生活支援相談員を配置いたしまして被災者支援に当たるわけですが、関係機関との連携が何よりも大切だと考えておりまして、例えばこの被災者ニーズに対しまして生活支援サービスとしての仕組みづくりを行う地域福祉活動コーディネーターあるいは民生委員、保健師などの専門職あるいはボランティアやNPOの方々と連携をしながら、地域で安心して見守ることができるような仕組みをつくりまして、地域再生に向けた福祉コミュニティーをつくるために取り組んでまいりたいと考えております。

○中平均委員 そういった中で仮設住宅の整備、これも進んでいますが、完成率、そして環境整備に関してどのように要望があり対応しているのかをお伺いいたします。

○若林県土整備部長 仮設住宅の完成率でございますが、計画戸数1万3,983戸に対しまして現時点で1万3,833戸が完成しておりまして99%となっております。残る150戸につきましても8月12日ごろまでに完成いたします。すべての応急仮設住宅の建設が完了する予

定となっております。入居者の皆様からは、玄関スロープの設置、手すりの追加、畳敷きの追加、玄関網戸の設置、団地内通路の舗装などについて要望を承っております。このような要望につきましては、団地内通路舗装は10月までに、それ以外は9月までに行う予定であります。

○中平均委員 仮設住宅に今入っております皆様が将来、法律上は2年後ですが——恐らくこれは延期になるのだらうと思います——その際にどちらに住むかと、こういう大きな決断を迫られていくのだらうと。都市計画、まちづくり計画が今後どのように出てくるかというのがありますが、もとの地域に戻れるのか、それとも高台移転、復興住宅等に移ることになるのか、この選択肢が出てくるのだらうと。この地域コミュニティーを維持する必要とともに、個人の選択がやり直せる方法も必要ではないかと考えます。移転時における意向の確認、尊重は当然ですけれども、意思決定、または一定期間経過した後、やはりこっちのほうがよかったとか、そういう事例が過去にも多々あったと。それがうまくいかないところはやはりこの地域コミュニティー、災害の復旧後の地域コミュニティーがうまくいかなかった。そういう事例もあるとお聞きしております。柔軟な対応こそが地域コミュニティーの維持、再生につながるものと考えますが、いかがでしょうか。

○平井理事兼復興局副局長 被災者の意向に沿った地域コミュニティーの維持、再生に向けた柔軟な対応についてでございますが、新潟県、中越地震の例でございますが、平成20年に内閣府が作成した報告書によりますと、被災直後に一気に集団移転の方向、方針を決めた地区では、事業の進捗は早かったものの住民同士の関係が円滑さを欠くこととなり、その結果、その後のコミュニティーのあり方に対する議論をやり直す動きがあったとの報告がなされております。地域コミュニティーの再建には、速やかな対応が求められる一方で、被災者の相互理解が得られるよう、ある程度時間をかけた議論も必要という難しさがございます。応急仮設住宅からの移転に当たりましては、このような考えのもと適切な時間をかけて検討いただくとともに、地域コミュニティーの維持、再生に向け集落の集団移転や農業や漁業に配慮した職住分離、また持ち家による再建や住みかえが容易な賃貸住宅での再建など、個々の事情に配慮したきめ細かな助言を行うことが重要であり、被災者御自身が納得のいく選択ができるよう県としても市町村のまちづくりを支援してまいりたいと考えております。

○中平均委員 過去の不幸な事例にならないように、そのこの点の対応をよろしく願いいたしたいと思っております。

義援金の支給率についてお伺いするとともに、その支給率が低い理由と、そして支給率を上げる対策をあわせてお伺いします。義援金と災害弔慰金のほうですね。

○廣田理事兼復興局副局長 義援金の普及率についてでありますけれども、義援金につきましては8月5日現在の金額ベース、第1次配分77%となっております。最近この支給率の伸びが小さくなってございます。また、災害弔慰金につきましては、件数ベースでは5.3%となっております。こうした理由につきましては、一つは、行方不明者につきましては、発災

後3カ月を経過した6月11日以降に死亡したものと推定され、支給の対象となりましたことから申請がおくれぎみでございます。二つ目は、受給者であります遺族を確定させる必要があります。申請者が他の親族からの同意書を得る必要がある場合があることと考えております。なお、災害弔慰金につきましてはさらに申請によらず市町村が調査して支給いたしますことから、人的被害に対する義援金の資料を活用しており、市町村においては義援金交付の事務を優先していることが支給率の低い原因であると考えております。県としては、できるだけ早期に支給するために義援金の交付要領あるいは問答集の作成配付、それから県、他の自治体からの応援職員を今まで沿岸5市町に44名派遣してきたところございまして、今後もこれらの早期支給のため各市町村の実態を把握いたしながら、継続的にその事務を支援してまいりたいと考えております。

○中平均委員 早期の支給を目指していただいて、さらに活動をお願いいたします。

続きまして、雇用対策、人口流出対策についてお伺いいたします。大震災以後岩手県における人口移動の状況、県内における人口移動状況、県外への人口流出の現状をお伺いいたします。

○千葉政策地域部長 大震災以後におきます人口移動についてであります。現時点で住民基本台帳ネットワークシステムが回復しておりません。陸前高田市を除きます沿岸被災市町村11市町村におきまして、本年3月12日から7月末日までの間に県内市町村から転入したものは約2,500人であるのに対しまして、県内市町村に転出した者が約4,600人であり、その差は約2,100人となっております。また、この期間におきまして被災市町村において県外から転入した者は約1,000人であるのに対しまして、県外に転出した者が約3,200人であり、その差は約2,200人となっているところであります。

○中平均委員 人口の流出減少を食いとめることは復興を図る上でも重要な課題であります。そのためにはできる限り被災地の雇用創出、そしてカバーできない部分はせめて県内内陸部の雇用で食いとめるということが求められますが、その内容も岩手の新たな産業振興につながるものとなるよう戦略的な展開が求められます。県としての雇用対策、どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○齋藤商工労働観光部長 雇用対策についてであります。被災地域におきまして雇用を支える企業が大きく被災したため事業再開がままならず、多くの方々が離職を余儀なくされております。県としましては、現在市町村とともに緊急雇用対策基金などを活用した応急的な雇用創出に努めております。また、さらに必要とされる雇用につきましては、被災地の離職者に対し内陸の企業において技術研修を行う災害緊急雇用事業の実施や、好調な自動車関連産業などによる一時的な雇用の受け皿づくりなどの雇用対策も実施しております。このような取り組みや実施することとあわせて、今後三陸地域の強みを生かした水産加工業などの食産業や、ものづくり産業の振興による安定的な雇用の場の創出が肝要であると考えておりまして、企業に対する各種助成制度の創設や融資制度の拡充などによる本格的な経済復興の取り組みを実施しているところであります。

○中平均委員 続きまして、教育長にお伺いいたします。今回の議案でいわての学び希望基金を活用した給付型の奨学金制度創設ということの件に関してはきのうの商工文教委員会で質疑が交わされたところでありますので割愛しますが、保護者が亡くなられた方のほかに両親の所得がこの震災等の影響の離職等で著しく減少している生徒も多数いらっしゃるということでありますが、こういう場合の奨学金給付型というのを考えているのかどうか、お伺いします。

○菅野教育長 お話しのありました方々に対しましては、現在のところ既存の奨学金制度の拡充で対応しているところでございます。ただ、お話しのありましたとおり、この制度はあくまでも貸与という制度でございますので、国に対しましては給付型奨学金制度の創設を今要望しているところでございます。したがって、今後とも今回の震災津波でいろいろ被害を受けられました児童生徒に対する給付型奨学金制度の創設について、国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

○中平均委員 ぜひとも現実にその給付型となるように動いていただきたいです。県としても何かしらの方策がないか、今後さらに検討いただきたいと思います。

続きまして、なりわいの再生ということで水産業についてお伺いします。今回の補正第5号で措置し切れなかった漁港設備、水産生産施設の復旧に向け第3次補正予算に要望しておりますが、現在どのような状況なのかをお伺いいたします。

また、漁協を中心とした共同利用システムでの漁業体制構築状況、それから6月の臨時会に私質問いたしました、その際には制度設計以前の購入した漁船が対象外とされていましたが、現状はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○東大野農林水産部長 まず、漁港設備、水産生産施設の復旧に向けてでございますが、今回の補正予算は国の第2次補正予算により補助対象が拡充されました水産業共同利用施設復旧支援事業につきまして、製氷・貯氷施設の修繕あるいはウニの出荷に必要な海水滅菌装置等の整備を進めようとするものでございまして、各漁協等の要望を踏まえながら個別の事情を精査の上、予算を計上させていただいております。このようなことから、現時点では各漁協の要望にこたえる内容となっているものと認識してございますが、さらに当事業に関する追加要望がなされる場合には、国の第3次補正予算で増額できるよう働きかけてまいります。

次に、漁協を中心とした共同利用システムについてでございますが、このシステムは漁協が漁船や漁具を一括して購入し、組合が共同利用して漁業生産活動に取り組むものでございまして、県下の24の漁協すべてがこのシステムを採用しております。国の補助事業でございます共同利用漁船等復旧支援対策事業では、当初個々の漁業者が購入した漁船につきましては補助対象外といたしておりましたが、その後漁協が共同利用に供することを必要とし、その所有権を漁協に移譲する場合には補助事業の対象とするところとございまして、この制度を利用するとの追加要望があれば国の第3次補正予算で措置されるよう働きかけてまいります。

○中平均委員 それでは、最後に知事にお伺いいたします。国においては、復興に合わせて仮称、三陸復興国立公園の創設検討を明らかにしております。これに限らず復興道路もそうですし、さまざまな施策を国でも打ってくれれば。こういうところにおいて、一時的にこの復旧、復興という中で終わることなく長期的、将来的に計画を図っていかなければならないと考えます。例えば復興計画指定で三陸鉄道の利用促進につながっていくような施策、復興道路が完成後ストロー効果となって地域の経済が細ることがないような施策、これまでの三陸にない新たな形態の観光振興等を図りながらそういったことを考えていかなければならないと考えます。こうした取り組みは短期的な視点で取り組むのではなく、復興実施計画第2期、第3期、確実に実現できるよう今から計画的に対応していく必要があると考えます。国への提案も長期的視点でしっかりと将来設計のもとに行うべきであると考えますが、県ではどのように被災地、沿岸の復興に取り組もうとしているのか、創造的な復興と先ほど知事の言葉がございましたけれども、その創造的な復興をどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

○達増知事 沿岸の復興についてですけれども、復興基本計画においては長期的な視点に立ち、世界に誇る新しい三陸地域の創造を目指す観点から、これを体現するリーディング・プロジェクトとして三陸創造プロジェクトを掲げ、推進することとしています。このプロジェクトのうち、新たな交流による地域づくりプロジェクトにおいては、委員御提言のような新しい国立公園の設立を契機としたエコツーリズム、グリーン・ツーリズム、そしてジオツーリズムや地域産業との連携のもとでの体験、滞在型観光の展開を図ることとしています。また、全国や世界各地から寄せられているさまざまな復興に向けた支援や参画を契機として、人と人、地域と地域といったつながりをさらに広げ、新たな岩手ファンや交流人口の拡大により沿岸地域の一層の活性化を進めていくこととしております。

さらに、三陸創造プロジェクトの他のプロジェクトにおきましては、三陸から世界をリードする国際研究交流拠点の形成、環境と共生したエコタウンの実現、防災文化の醸成と継承を踏まえたまちづくりの推進、三陸地域の地域資源を生かした新産業の創出などを掲げておりまして、三陸地域における新たな価値の創造を目指した、県民に夢と希望をもたらす取り組みとして高等教育機関や企業等の参画も得ながら、着実に実現を目指してまいります。

○中平均委員 了解いたしました。復旧基本計画、復興実施計画の着実な実施、また柔軟な実施による岩手県の早期の復旧、復興にこれからも全力を尽くしていただきたいと思えます。

残りの時間は高橋但馬委員のほうから質問がございます。

○佐々木順一委員長 これにて中平均委員の質疑は終了いたしました。

次に、高橋但馬委員。民主党・ゆうあいクラブの持ち時間の範囲で発言を許可いたします。

○高橋但馬委員 民主党・ゆうあいクラブの高橋但馬でございます。中平均委員の残りの時間を使わせていただきまして、引き続き私のほうから質問をさせていただきます。初めての総括質疑でございますので、大変緊張しております。このような機会をいただきました先輩

議員の皆様にご感謝を申し上げますながら質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、順次質問してまいります。平成 23 年 4 月 11 日時点の沿岸市町村宿泊施設の被害状況は推定 326 億円です。この被害額は沿岸宿泊施設の建物価格が 428 億円でありますから、被害割合は 76.2%に上ります。今回の復興基本計画案において観光に対する基本的な考え方は、多くの観光資源が失われた沿岸地域の観光産業の早期復旧・復興に努め、魅力あふれる観光地や観光産業を創造し、震災に負けない、がんばる岩手を国内外へ情報発信することにより、観光立県を確立するとあります。これを踏まえ、短期の誘客促進として復旧した沿岸観光地への誘客とありますが、現時点までに復旧した沿岸観光地はどの程度あるか。また、その観光地の宿泊施設の復旧状況もあわせてお示してください。

○齋藤商工労働観光部長 観光地及び宿泊施設の復旧状況についてであります。本県の沿岸観光の象徴的存在である宮古市浄土ヶ浜では、観光遊覧船及び青の洞窟サップ船遊覧船ともに 7 月 16 日から再開いたしました。8 月上旬には遊歩道に通行動め区間があるものの浜までおることが可能となっております。田野畑村では、北山崎を眺めるサップ船アドベンチャーズが 7 月 29 日に運航を再開しました。久慈市では北限の海女の素潜り実演を 7 月 19 日に再開したほか、舟渡海水浴場が 7 月 24 日に海開き、また被災しました地下水族館が 8 月 5 日に市内空き店舗を利用し、まちなか水族館として再開いたしました。また、宿泊施設につきましては、宿泊施設名は伏せさせていただきますが、宮古市では浄土ヶ浜地区の大型観光ホテルを初め、市中心部の数件が再開いたしました。釜石市におきましても中心となるホテルが数件再開しております。また、大船渡市におきましても数件が仮営業を含めそれぞれ再開しております。また、これ以外のほとんどの宿泊施設につきましても災害の復旧に向けまして大きな動きをしているところでございます。

○高橋但馬委員 徐々にではありますが被災地の宿泊施設も復旧、復興に向けて動いているということわかりました。震災後の内陸の宿泊施設の部分なのですけれども、キャンセル数は 24 万人を超えておまして、内陸部も深刻な経済の落ち込みによる 2 次被害が起きています。平成 22 年の宿泊客数の実績は月平均 23 万 9,000 人であり、今回の地震津波災害の影響により単純に見積もっても 1 カ月分の宿泊者数に相当するキャンセル数が生じていることとなります。JTB のツーリズム・マーケティング研究所が、東日本大震災が消費、旅行に与える影響に関する調査の結果を発表しました。その質問の中に娯楽を控えようと思うかというものがあり、当てはまる、やや当てはまる、どちらとも言えないと答えた方が全国で 6 割を超しているとの結果が出ています。震災後約 1 カ月間は買い物や外食、旅行などの娯楽や消費に関する行動全般に対して消費者の自粛意識が見られました。7 月の最新の調査によると、夏休みの旅行の予定について計画済み、検討中の合計は 52.6%になっています。徐々に自粛が解消されつつあると同時に、被災地のものを買って復興に貢献したいが 53.8%、少々高くても復興支援につながるものは積極的に買いたいと 48.8%というような、復興支援にも意識が高い調査結果を踏まえ、どのような方法で県は震災に負けない、が

んばる岩手を広く国内外へ情報発信するおつもりなのでしょうか、お知らせください。

○達増知事 国内外への情報発信についてであります。平泉の世界遺産の世界遺産登録を契機として、平泉を復興のシンボルとして情報発信していくことが肝要と認識しているところであり、去る7月3日には平泉世界文化遺産登録、東北復興祈願金色堂参拝におきまして、東日本大震災津波に対して国内外から東北地方へ寄せられた支援に対する御礼や平泉の理念、復興への決意などを盛り込んだ東北復興平泉宣言を全国に向けて発信したところでもあります。さらに、来年度はいわてデスティネーションキャンペーンが実施されますことから、平泉の世界遺産登録による誘客効果の継続、定着を図るため、復興支援の観光物産展など首都圏を中心に情報発信に取り組んでいるところであり、特に現地のマスコミを活用するとともに、幅広く多様な媒体を活用し、国内外に向けた情報発信を強化していく考えであります。

○高橋但馬委員 県では、2011年度の事業見直しで114億円の財源を捻出し被災地の復旧に充てました。10月に開催予定だった全国生涯学習ネットワークフォーラム岩手大会も見直しの対象となった事業の一つです。この事業は、盛岡市、滝沢村、花巻市など8市町村9会場で行われる予定で、3万人の来場者を見込んだものでした。復興実施計画案にも(仮称)みちのくコンベンション等誘致促進事業と、震災関連のコンベンション誘致に積極的に取り組むことが明示されております。震災の影響で中止になった事業の経済効果を取り戻すためにも、コンベンション誘致には知事のトップセールスが最重要と考えますが、知事の強い思いをお聞かせください。

○達増知事 コンベンション誘致についてであります。大規模なイベント、学会等のコンベンションは経済波及効果も高く本県の観光振興にとって重要なものであります。このたびの発災により残念ながらキャンセルとなったものもありますが、他方震災関係の学会や調査団の来県が相次ぐなど津波防災の見地から本県に対する注目が高まり、本県にとって津波防災は今後大型コンベンションの柱となることも期待されております。県としましては、これまでも市町村や財団法人盛岡観光コンベンション協会などとの関係団体と連携しコンベンション誘致に取り組んできておりますが、今後必要な場合には知事自身先頭に立ちトップセールスに努めてまいります。

○高橋但馬委員 ぜひ知事のトップセールスで誘致を成功させていただきたいと考えます。

続きまして、平泉の観光客入りこみ数を世界遺産登録前のゴールデンウィークと登録後の7月16日、17日、18日の3連休と比較しますと、平成22年度のゴールデンウィークは32万6,000人回、ことしのゴールデンウィークは震災の影響もあり4万9,500人回で15.2%であったのが、登録後7月の連休に関しては平成22年度2万人回が平成23年度は4万人回と、対前年度比200%という数値が出ており、平泉の世界遺産登録に注目が集まっていることを示しています。さきの6月議会の一般質問において、被災地とともに歩む観光のあり方についてという質問に対し、齋藤商工労働観光部長は、世界遺産平泉の観光を被災地の復旧、復興につなげていくことは大切なことと考えておまして、私どもも平泉を訪れた人は

ぜひ被災地を訪れていただく、それから被災地のボランティア活動においでいただく方は逆に平泉においでいただく、これは当然被災地の状況や被災者の御心情に配慮しながら進めていかなければならないと思いますが、この世界遺産平泉のあらゆる命をとるとび、ともに生きるという理念を岩手を訪れるできるだけ多くの方々に知っていただいて、被災地への支援の輪ができるように、そういった旅行商品あるいは観光の進め方をしてまいりたいと考えておりますと答弁されました。自粛ムードにより沈滞する観光需要を喚起するためにも、国内外からの復興支援の取り組みに連動することは誘客を促進するためにも重要だと考えますが、被災地の宿泊施設の復旧が進まない中、平泉にある宿泊施設だけでは観光需要を喚起することは難しいと思われまます。内陸の宿泊施設の有効利用について県としてどのようにお考えでしょうか。

○齋藤商工労働観光部長 内陸部の宿泊施設の有効利用についてであります。世界遺産平泉の効果を広く全県に波及させることが肝要であると考えておまして、来年の4月から6月まで実施しますいわてデスティネーションキャンペーンにおきましても世界遺産の登録の集客効果を持続させながら、内陸の宿泊施設へ誘導することが大切と思っております。このため、世界遺産登録直後の先月からいわてDCプレキャンペーンをスタートさせまして、首都圏から本県への宿泊客1万人に1,000円相当のクーポン券をプレゼントするキャンペーンを初め、首都圏を中心に強力なPR活動を展開しております。今後は、特にも世界遺産平泉以北への誘客を強化するため、ことし本県に先行いたしまして4月から先月まで東北への誘客を掲げました、青森DCを実施しました青森県や秋田県とも連携を強化しながら、旅行会社担当者を対象とした現地招請や説明会を行うなど、平泉と平泉以北の観光地をつなぐ旅行商品の造成を促進し、県内宿泊客の増加を図ってまいります。

○高橋但馬委員 今の齋藤部長の答弁にもありましたいわてデスティネーションキャンペーンについて続けて質問させていただきます。

短期的な取り組みとして、いわてデスティネーションキャンペーンの実施と平泉文化遺産登録、連動する観光振興施策の実施とありますが、震災前から平泉の文化遺産登録による注目度アップを掲げていた当初の取り組み状況と、今回の復興基本計画案とではどのような違いがあるのか、具体的にお知らせください。

また、当初のスケジュール案では、ことしの7月よりプレキャンペーンが行われ、10月から12月にエージェントと旅行商品化を踏まえ、来年4月よりデスティネーションキャンペーン本番を迎える予定でしたが、今回の震災により甚大な被害を受けた岩手県として漁業関係者、農業関係者、飲食店、商工業者、宿泊業者の復旧と再生の時期をデスティネーションキャンペーン本番までにどこまで持っていく計画なのでしょう。

また、デスティネーションキャンペーンへの取り組み内容の六つの柱として掲げていた、1、魅力ある旅行商品の企画・造成の促進、2、受入体制の整備・充実、3、2次交通の整備、4、効果的な情報発信、5、人材の育成・地域取組の促進、6、インバウンドの推進がありますが、震災後どのように変更して来年の本番を迎えようとしているのか、御所見をお

伺います。

○齋藤商工労働観光部長 まず、復興基本計画における観光振興施策についてであります。このたびの震災により早期に解決すべき課題といたしまして、被災した地域の観光施設の復旧及び被災事業者の事業の建て直しと、風評等による観光客減少からの回復と地域経済の活性化、この二つが新たに生じたものと認識しております。このため施設の復旧や事業の建て直しに向けまして、被災施設の修繕費の補助や設備運転資金の融資などの支援措置を別途講じております。また、観光客の回復に向けて震災前から基本的な方針としてきた平泉の文化遺産の世界遺産登録から、翌年度のいわてDCへのつながる好機を十分に生かし誘客を促進していくとして取り組んでおります。こうしたことから、いわてDCの取り組みにおきまして、復旧に向けて取り組んでいる被災地の観光資源もできる限り取り込んでいけるよう、そのスケジュール及び内容の一部を変更して実施しようとしておりますが、平泉世界遺産の登録効果などの全県波及など今後の誘客促進の基本的な枠組みにつきましては、震災前と変わるものではございません。

次に、いわてデスティネーションキャンペーンの実施についてであります。DCでは広く県内各地の観光資源を全国に紹介することとしており、被災地の観光資源についてもできるだけ多くこのDCに位置づけることによりまして、被災地の早期の復旧、復興を促すことにもなると期待しております。このためDCに向けまして、震災前に定めた六つの取り組みの柱を基本としつつ、被災地の観光施設の復旧及び被災事業者の事業の立て直しを支援し、その復旧、復興の状況を見きわめながら的確な情報を速やかに発信することとしまして、一部スケジュールや内容を見直して進めております。具体的には、当初は本年7月の開催を予定しておりましたDCを全国の旅行会社やマスコミにPRいたします全国宣伝販売会議というものを実施しておりましたが、これを組みかえまして、この10月に旅行会社に旅行商品の造成を働きかける会議という形で東京で開催することとしております。また、復旧、復興が進んだ被災観光地をできるだけ多く全国にPRできるよう、DC開催直前の来年の3月中旬にいわてDCのオープニングを飾るお披露目のイベントを開催することとしておりまして、今後も沿岸部を初め各地域と連携しながら取り進めてまいります。

○高橋但馬委員 DCの本番まで時間もありませんので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、安全の確保の緊急的な取り組みについてちょっとお伺いいたします。原子力発電所事故に伴う放射線量の測定など、監視体制の充実強化及び放射線物質に係る健康不安解消など安全対策の推進とありますが、給食という形で毎日さまざまな食材が子供たちの体に入っています。家庭でどんなに気を使って食事をさせても、学校等において産地も安全性もはっきりしないものを食べるならば被曝を防ぐことができない。現在食品表示は食品衛生法、JAS法、健康増進法などさまざまな法律で規制をされており、消費者にとってわかりづらい部分は非常にあると思います。子供たちの口に直接入るものですから、安心して食べられるように努めなければいけないと考えております。学校にお子さんを通わせる親御さんとしては、各学校の給食センターにおいて放射能測定の実施、そして給食の中の心配なも

のに対してはそれらを摂取することを選択の自由などの措置を希望したいという声も聞きますが、県としてはどのように対応していくおつもりなのでしょうか。

○菅野教育長 学校給食はお話のとおり子供たちの大事なものですので、より安全性を確保しなければならないと思っております。ただ、学校給食におきましては多くの食材が統一調理されて子供たちに提供されると、そういうこともございますので、この段階で放射能の測定を実施するというのはなかなか物理的に困難な面もございます。したがって、先ほど農林水産部長の答弁にもございましたが、こういった食材が流通に乗る段階でいろいろ対応させていただく。各関係部局と連携しながら、そういった取り組みで何とか食材の安全を図ってまいりたいと思っております。一方、いわゆる学校給食の位置づけでございますが、学校給食は子供たちに昼食を提供するということとあわせて、食育という非常に重要な役目もございます。したがって、私どもといたしましては、極力子供たちにみんなが安心して給食をとってもらいたいという思いもございます。ただ、一方で例えばアレルギーの場合等弁当で昼食をとっていただいているという例もございます。したがって、それぞれの給食の実施機関におきまして、個々の状況に応じて保護者の方々に十分な説明を行った上で判断していただく必要があるだろうと思っております。必要がある場合においては、県の教育委員会におきましても各実施機関に対して必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○佐々木順一委員長 これにて高橋但馬委員の質疑は終了いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。御了承願います。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。次に、工藤勝子委員。

○工藤勝子委員 自由民主クラブの工藤勝子でございます。会派を代表して総括質疑を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回の東日本大震災津波復興計画、復興基本計画、復興実施計画が策定されて発表となりました。これは、各委員、県民から選ばれた委員の皆様方、県の職員、こういう方々が一丸となってこの策定に当たられたと思っております。この委員会の英知、これを結集された復興計画だと思っております。敬意を表したいと思っております。この復興計画案は、すべての県民と言ってもいいのではないかなと思っております。それぞれのパブリックコメントを得て、県議会のいろんな要望も受けて、そしてできたわけです。例えばこれを知事はマニフェストとして今回の選挙に戦うのか、お伺いいたします。

○達増知事 マニフェストということで、私の来る岩手県知事選挙における有権者への訴えの中身に関する御質問をいただきました。私は、来る岩手県知事選挙におきまして、岩手県民が力を合わせ復興に向けて進んでいくことを訴えなければならないと考えており、そのために選挙期間を通じ復興基本計画の内容を有権者の皆さんにきちんと説明していくこ

とが重要と考えております。そして、候補者として復興基本計画の推進と実現を岩手県民の皆様にもまずお約束しなければならないと考えておりますので、その意味で復興基本計画を実質的にマニフェストとして訴えていくべきものと考えております。

なお、復興基本計画の実現を公約とすることは、私以外のどの知事候補者がしてもよいこととございまして、私がそうした訴えをすることも政治的自由の範囲内のことであると理解しております。

○工藤勝子委員 知事のマニフェストというのは、私はこの復興基本計画だけではないのではないかなと思っています。例えば内陸としての大きな課題もたくさんあるわけでありますよね。そういう面をどうとらえているのか。それから、さきに発表して策定されたいわて県民計画でございます。知事は、県民に夢と希望を与える、そして県民が勇気を持ってこれからのいろんな形の中で力を発揮していく総合的な県民計画であります。そういう分と今後の復興基本計画案との整合性をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○達増知事 まず、私が来る岩手県知事選挙におきまして、どのような具体的な公約を訴えていくかにつきましては、今さまざま御意見もいただきましたけれども、私のその選挙の成功を祈り御協力をいただけるのであれば、ぜひそこは相談をさせていただきたいと思っておりますので、この場でのやりとりの中でその話を詰めていくことは私のほうからは遠慮をさせていただきたいと思っております。

なお、いわて県民計画とこの復興計画の関係については、いわて県民計画のもとにおけるこの復興分野に関する計画として復興基本計画は位置づけられております。

○工藤勝子委員 岩手日報でありましたけれども、復興は県民一丸で達成するものであると、政局に利用すべきではないという声がかかれておりましたけれども、そういう記事があったのです。知事はこれをどうとらえておりますか。

○達増知事 私は、今岩手が直面しているこの危機的な状況にかんがみ、例えば党勢拡大よりも復興に力を注いでいかなければならない局面だと考え、盛岡市長選に関しましても民主党に対し、ここは党勢拡大よりも復興が第一であろうということで、独自候補の擁立よりも現職を支援する中で、国、県、市が一体となって行政がフルセットで被災者、被災地に寄り添う。そのような被災者支援、復旧、復興を進めていくべきだということを政治家個人としてはやっているところでございまして、その政局あるいは党勢拡大、あるいは何か政治的な工作のようなものを復興に優先させてはならないということは、私もそのとおりと考えます。

○工藤勝子委員 わかりました。今後の知事のリーダーシップに期待をしたいと思っておりますが、この委員会においても一度、知事が今後この復興にかけてどうリーダーシップを発揮して県民に夢と希望を与え、そして知事は情熱を持って取り組んでいくかもう一度ここで、知事のその固い決意をお伺いしたいと思います。

○達増知事 私のリーダーシップに対する期待についても御言及いただき、まことにありがとうございます。今回の大震災津波によって多くのとうとい生命と財産が奪われ、これま

で数多くの災害に見舞われてきた岩手県でありますけれども、かつてない大災害となりました。こうした中で、本県の復興を迅速かつ効果的に進めるため、現場のさまざまな声や、国内外からの提言等を踏まえ、復興基本計画の早期の策定に取り組むとともに、国に対しては地域の声を踏まえた政策の早急な実現を要請するなど積極的に働きかけを行って、施策の実現に生かすよう努めてきたところでございます。今後におきましても、本県が震災を乗り越えて力強く復興するために、復興基本計画に掲げる、いのちを守り海と大地と共に生きるふるさと岩手・三陸の創造、この基本目標に向けまして幅広いつながりを復興の力としながら、かつてない努力と工夫を持って県民と一緒に全力で取り組んでいく決意であります。

○工藤勝子委員 岩手・宮城内陸地震が発生いたしました。また、その後に岩手北部地震も発生いたしました。いろんな形の中で道路も復興されて、橋も復興されて本当に整備が進んだ後だったわけです。震災の規模は違うにしても、この岩手・宮城内陸地震の経験が県庁内で生かされたのでしょうか。そういうことを聞いてみたいと思います、その中で情報システムはどのように構築されてきたのか。岩手県の危機管理は構築されてきたのか。それから、今後どういう形でこの県の経験を踏まえて人的配置をしていくのか、その辺のところをお伺いいたします。

○達増知事 まず、岩手・宮城内陸地震の経験の活用についてであります。県としましては平成20年岩手・宮城内陸地震の対応を検証しました結果、大規模災害時における災害対策本部の機能の強化、防災関係機関のヘリコプターの活動調整、DMAT相互間の連絡調整等の課題を把握したところであります。このため災害対策本部支援室の組織編成強化や、派遣された自衛隊司令部の県庁内への設置、ヘリコプターの運用調整要領の策定、DMATを統括、調整する要員の配置などについて検討、調整し、必要な改善措置を講じてきたところであります。これらの措置を踏まえて今回の災害に対処いたしました。被災地における自衛隊の活動に県の意思がしっかりと反映され、被災者支援が効果的に行われるとともに、自衛隊からの情報も県に集約される確かな意思決定につながったものと考えております。また、ヘリコプターによる偵察、救助、物資搬送等が効率的に行われましたほか、DMATの活動調整が図られ、多くの人命が救助されたところでありまして、内陸地震の経験が生かされたと認識しております。

○加藤総務部長 まず、災害時の情報システムの問題についてでございます。災害時の情報システム、情報通信の重要性につきましては、岩手・宮城内陸地震の経験にかんがみても、私ども災害対応に当たる部署におきましても痛感していたところでございます。ただ、今回さらに大規模な災害であったということございまして、発災直後におきましては停電や通信網の断絶等もございまして、災害情報の収集や被災地への情報提供に支障が生じた面もあったところでございます。このため被災市町村への職員派遣や衛星携帯電話の配付等によりまして、情報連絡体制の確保に努めたところでございます。また、県の情報につきましてはテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供でございますとか、ホームページの掲載等を通じて被災地を含めまして県内外への情報発信に努めたところでございます。今

回の震災におきまして、また改めまして被災地との間の正確な情報の収集、伝達が災害対応を円滑、効果的に進めるために不可欠と認識したところをごさいます、今後災害時においても確実に通信手段が確保されますよう市町村等と連携し、必要な対応を図っていきたくと考えております。

それから、人員配置等についてもお尋ねがございました。岩手・宮城内陸地震の経験にかんがみまして、災害対策本部の中のそれを支える支援室の機能等につきまして、班編成等を改めまして強化してきたところをごさいます。今知事から答弁申し上げたところをごさいます。今回の災害におきましては、さらに大規模であったと、いろいろ事務も錯綜いたしましたし、いろいろな形の対応が必要になったということをごさいます、強化しておりました災害対策支援室の機能等につきましてもさらに発災後、これは3月25日だったかと存じますが、改めて改組いたしまして体制等を強化して対応に当たらせていただいたところをごさいます。また、さまざまな災害対応業務、膨大なものとなりましたので、必要な分野、必要な業務につきましては、全庁挙げましてそれぞれの部局限りの対応にとどまらず、いろいろな形で他部局等の協力も得まして必要なところには人員を投入、配置すると、そういう中で必要な体制、人員等手当てを図りまして災害対応に努めさせていただいたと、こういうところをごさいます。

○工藤勝子委員 4広域振興局がきちっと定められました。そういう中において、この4広域振興局がそれぞれ沿岸とか県北振興局というのは大変な状況だったのだらうなと思っております。そういう中で、県南広域振興局の話ですけれども、例えばではなくて事実、職員の自宅待機というような指令が出たと、そして現地に向かわないで自宅で待機していたという職員がいるというような話も聞いております。不眠不休で当たられた県の職員の方々、そして災害には余り関係なかった県の職員、そういう形に分かれたのではないかなと私思っておりますが、知事はこの辺をどう認識しておりますか。

○達増知事 初めて聞いた話ですので、よく調べておきたいと思っております。

○工藤勝子委員 部局長の中でこれを認識している方いらっしゃいますか。

○加藤総務部長 発災初期におきまして公共交通機関等も途絶、断絶しましてそういった事態も生じましたし、また燃料等かなり逼迫いたしました。通勤するにしても、特に県南広域振興局等におかれまして、かなり通勤距離が長い職員においては、事実上通勤手段が確保されないということがございまして、通常の在勤公署で勤務することができないという状況がございましたので、やむを得ず連絡等をとれる体制を確保した上で自宅待機という取り扱いも行われたということは認識しております。また、必要に応じましてさまざま、先ほども御答弁申し上げましたが、県の中でも人員なりそういう逼迫という状況もございましたので、弾力的な運用を図りまして、例えば県南広域振興局に勤務している職員につきましても盛岡市内、県庁であれば登庁できると、勤務につけるということをごさいますので、そうした職員につきましては県庁に登庁していただいて、必要な業務を割り当てて災害対応に組み込んで対応いただいたと、そういう状況がございました。

○工藤勝子委員 逆に4広域振興局をきちっとくくってしまったために弊害が出たのではないかなという思いがあります。若い職員であれば自転車で現地に駆けつけるぐらいの熱意を県の職員に欲しかったという、そういう県民の声もあるわけでありますので、油がないとか、そういうことは余り理由にならないのではないかなと私は思います。それなりのバスをチャーターして一括して行動できる。そして、沿岸に駆けつけて沿岸の広域振興局の職員と一緒に仕事をする、そういう形の行動をとってほしかったと思うわけですから、それが非常に残念であります。

また、それぞれの災害対策本部、それぞれの自治体、遠野市も含めてですけれども、県の災害対策本部に電話でいろんなことの指示を仰ごうと思っても電話がたらい回しになってしまったと、最後は電話が切れる、こういう状況を御存じでしょうか、知事は知っていますか。

○達増知事 発災当初さまざま通信に困難を来していたことは承知しております。

○加藤総務部長 電話対応の御指摘でございます。発災直後等におきましてはさまざまな問い合わせですとか、いろいろ情報のやりとり等ございました。非常に膨大な数でございまして、また職員も十分な数確保できなかったというところはございまして、特に発災直後の段階におきましては私どもというか、対応に当たる職員も必死で取り組んでいただいたと思っておりますが、一部実際に電話をかけられた、あるいは問い合わせられた方々においてはなかなかきちっと伝わらないとか、対応が速やかでないと感じとめられた向きもあったかと思っております。この辺につきましてはさまざま、先ほども全体を通じてのお答え申し上げましたが、必要な人員あるいは必要な問い合わせ等が殺到する部署におきましては人員の手当て等を行って、できる限りというか、徐々にというか、時間もかかった部分もございまして、解消に努めて速やかな対応を図られるように努力したところでございます。

○工藤勝子委員 では、もう一度知事にお伺いいたしますが、知事はどういう形で情報をとっていたのでしょうか。今の件もわからなかったし、情報の面についても存じなかったということ。ですから、知事のリーダーシップが欠如しているのではないかということが出てきたのではないのでしょうか。どう認識していますか。

○達増知事 情報のとり方でございますけれども、基本は災害対策本部の会議の中でそれぞれの担当から情報を受けることがまず基本になるわけでありまして、そのとき、そのとき、例えば発災直後であれば、ビル屋上における救難を求めている人の存在あるいは火災の発生等につき、これは総合防災室のほうに私がおりにいきまして、そこで時々刻々入ってくる情報をその場で把握するということができました。また、当初病院における電力の問題、さまざま酸素吸入器や、それから透析、電力不足の中で命にかかわる患者の存在が問題でありましたので、それに関しては保健福祉部、医療局等に直接状況を聞きながら、その都度、その都度優先しなければならない事項について情報を集め、またその情報の収集やその対応について県職員を指導してきたところであります。

○工藤勝子委員 それでは、知事としての役割、それから宮舘副知事、上野副知事、この役

割分担についてお伺いしたいと思っております。上野副知事を迎えて副知事が2名体制になってこの震災が発生したわけでありまして。責任を持って、権限を持っていろいろ指示できる人が1人ふえたということは、この震災にとって非常にありがたいことだったなど、上野副知事が来ていただいてありがたいことだなどと思っておりました。その中で役割分担をして、この復旧に向けて指示を出してスピードが出たのかと、役割分担とあわせてお伺いいたします。それぞれに御答弁をお願いいたします。

○達増知事 それぞれということで、まず知事の役割についてであります。災害対策本部長として県民の先頭に立ち、被災地における情報を的確に把握するとともに、必要な災害対応にかかわる意思決定を適時適切に行い、本部員を初めとする職員に対し適切な指示を下し、各部局を統率し、関係機関との連携に努めることにより県民を災害から守ることが役割でございます。

○宮舘副知事 災害対応での副知事の役割についてであります。岩手県災害対策本部規程第3条によりまして、副知事は災害対策副本部長とされているところでございます。災害対策副本部長は、災害対策全般について本部長たる知事を補佐するとともに、私の場合は主に災害対策に係る各部局間の調整事務を担っておりまして、庁内の検討調整や県としての意思決定の迅速化に取り組んだところでございます。

○上野副知事 災害対応での私の副知事としての役割についてのお尋ねであります。災害対策本部の副本部長として災害対策全般について本部長たる知事を補佐するというところは宮舘副知事と同じ面がありますが、加えまして主に災害対策に係る対外的な調整、特に政府の現地連絡対策室、それから国の出先、国の本省庁など国との関係で円滑な連絡調整に取り組んだところであります。

○工藤勝子委員 わかりました。復興に向けて354の主要事業が発表となりました。中平委員からもこの事業の財源について質問がございましたけれども、その中で聞いておりました概算が示されていないということにちょっと不思議に思った次第であります。あのぐらいの354の事業の中でこれの財源の見通し、それぞれの事業にどの程度の予算が必要なのかというようなことが非常に大事になってくるのではないかなと思っております。結局総額が示されないということは、あの354の事業というものはある程度絵にかいたものになってしまっているのではないかなという思いがいたします。今後やはり速急にこの総額を示すべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○加藤総務部長 午前中の答弁でもございましたが、現時点での復興基本計画の事業規模あるいは財源ということでございます。現時点におきましては、国の事業スキームがまだ不明確であるということでございまして、市町村も現在復興計画を策定中、そういう状況でございまして、復興費用の試算、復興事業全体の規模というものをある程度の数値で固めるというのは困難な状況でございます。これにつきましては、私どももそうした数字は得たいと思っておりますが、なかなか難しいところは御理解いただければと思っております。ただ、被災地の本格的な復旧、復興に向けましては防災のまちづくりを初めといたしまして、復興

道路などの交通ネットワークの再編ですとか、被災者の方々の暮らしの再建、産業の再生など莫大な財源が必要になると、これは事実というか、これはそういうことにならざるを得ないものでございます。本県、とりわけ被災地域、地域経済力も弱く自主財源に乏しい地域でありますことから、復旧、復興に当たりましては、これまでの例にとらわれない国の補助制度の創設でございますとか、国庫補助率の引き上げなど国費による力強い措置が必要でございます。こうした国費による措置が講じられてもなお補助事業に地方負担分や単独事業、そういった分も残るわけでございますして、地方の負担する復興費用につきまして財源措置の充実確保は不可欠であると強く認識しております。こうした考え方につきましては、国に対しましてもこれまで強く提言してきておりますが、過日示されました政府の復興基本方針におきましても、なお十分な措置が示されたと、そういう段階には至っていないことから、こうした県としての考え方、提言が実効性あるものとなりますよう、引き続き国に対しまして強力に訴えていく考えでございます。

○工藤勝子委員 それでは次に、土地利用規制等の課題についての考え方をお伺いしたいと思っております。被災されて流されてしまったまちが多いわけでございます。そういう中において個人の資産という権利も発生しているのではないかなと思っております。まちづくりランドデザインを作成していくには、その個人の資産というものにある程度手を入れていかないと、そういうまちづくりがうまくできないのではないかなと思っております。これは被災された市町村の責任ではなくて、県としての方向も示すべきではないかと思っております。例えば国に買い上げてほしい、では県はどうするのか、その辺の考え方についてお伺いいたします。

○平井理事兼復興局副局長 被災された方の土地を買い上げるということについての施策についてでございますけれども、県といたしましては農地及び宅地を市町村が買い取る場合の補助を含む防災集団移転促進事業につきまして、制度の拡充や補助限度額の引き上げ等事業主体となる市町村の負担軽減に向け、国に対して提言等を行ってきたところでございます。7月29日に国の東日本大震災復興対策本部から示されました東日本大震災からの復興の基本方針では、災害に強い地域づくりに向け、地域の実情に即して多様な用途の立地が可能となるよう、土地の買い上げ等も可能な防災集団移転促進事業を総合的に検討するとされたところでございます。県といたしましては、引き続き国に対して防災集団移転促進事業制度の拡充等について要望していくことにしております。

○工藤勝子委員 仮設住宅に徐々に移ってプライバシーが守られる、そしてほっと安心しているのだらうと思っております。しかし、働きたくても働く場所がない、そして生活を安定して安心して家族とともに暮らしたい、そういう充実した生活、もとの生活に戻りたいと思ってもなかなか産業のいろいろなものづくりを含め、水産業のほうも進まない状況の中で若者も流出しているわけでありまして。そういう中において今生活保護世帯がどうなっているのか、お伺いしたいと思っております。

○小田島保健福祉部長 生活保護世帯の状況についてでございますが、災害が発生した3

月におきましては、被保護世帯数は1万606世帯、被保護人員1万5,097人でありましたが、直近の6月では被保護世帯数は1万584世帯、被保護人員1万4,964人となっており、世帯数、人員とも若干減少してございます。この3月から6月の間に震災を理由に生活保護を開始した世帯は37世帯、一方で震災の影響により保護が廃止となった世帯であります、死亡によるものが64世帯、転出によるものが56世帯、引き取り扶養によるものが9世帯、それから義援金等の収入認定によるものが8世帯など合計149世帯となっております。この廃止世帯は開始世帯を上回っている状況でございます。現状では災害による生活保護世帯の増加など、その動向への大幅な影響はまだ出ておりませんが、失業や雇用情勢の悪化など今後は生活保護相談や要保護世帯の増加が予想されますことから、必要な世帯に必要な支援が行われるよう保護の実施機関に指導しているところでございます。

○工藤勝子委員 今遠野市に後方支援として機関、団体等が震災の発生当時から集結いたしております。多いときは207団体、組織が入っております、約5,000人の人たちが遠野市に入っております。今も岩手県を初めといたしまして静岡県、大阪府、東京都、神奈川県、大阪府堺市、愛知県大府市、東京大学、神奈川大学、それから独立法人防災科学技術研究所等々、こういう人たちが遠野市に拠点を置いてそれぞれの被災地の支援活動、そういうのに一生懸命働いておりますし、そしてまた、かなりのボランティアの方々が遠野市に来ておまして、いろいろな公共的施設、地区センター、コミュニティーセンター、消防センター、そういうところに拠点を置いて毎日被災地のほうに働きに行っている状況でもあります。遠野市が後方支援活動を打ち上げてから4年になります。まさかその当時はこのような大きな震災が発生するとは思っていなかったわけでもありますけれども、もし発生したときということで後方支援活動を続けてまいりました。米6万4,000キロであります。おにぎりにして15万個であります。また、水が2リットルで12万8,000本、それから食料も箱ですけれども、16万6,000箱というような形の中で、それぞれ宮古市から陸前高田市まで配られた次第ではあります。知事にお伺いいたします。遠野市の今回の後方支援活動拠点としての評価をお伺いしたいと思います。

○達増知事 後方支援活動拠点である遠野市の評価についてであります、発災直後において自衛隊の後方支援活動拠点となるなど、被災地における捜索等の応急対策にとっての重要な役割を担いました。また、その後においても支援の自治体やボランティア団体の活動拠点となるなど被災地支援になくはない拠点と認識しております。県としても今回の災害において遠野市を支援基地と位置づけ、市の献身的な協力を得ながら沿岸被災市町村に対する支援を実施したところであります。今後の復興活動においても遠野市は引き続き重要な役割を担っていくものと認識しております、復興局及び沿岸広域振興局に遠野市担当職員を配置し、遠野市が開催する後方支援連携調整会議に常に参加するなど、県としても市と緊密な連携を図りながら積極的な後方支援活動に努めてまいります。

○工藤勝子委員 最後に、通告しておりませんでしたけれども、今米不足が起きているという現状をわかっておりますでしょうか。この間あるお弁当の仕出し、災害復旧のためにお弁

当を仕出ししている業者に入りましたら、米が手に入らないために弁当の宅配ができなくなって5カ所お断りしたという話がございます。県はそういう状況をどのように把握していらっしゃるでしょうか、お伺いして私の持ち時間を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○東大野農林水産部長 今市場に出ておりますのは平成22年産米が中心だと承知しておりますけれども、その平成22年産米の不足についてでございますが、最近一部の消費者が放射性物質の心配のない平成22年産米を買いだめするという動きがあるとの報道は承知してございます。総体的な米需要の状況ですけれども、農林水産省によりますと平成22年産米の需要量、これは東日本大震災後に一部の一般消費者が米を買いだめするといったような行動があったために、その影響を受けまして平成21年産米より4万6,000トンほど増加いたしましたして819万トン、こういった重要量になったということでございますが、これに対して平成23年産米の需要量805万トンと需要を見込んでございます。来年の6月の在庫は170万トンと見込んでございますので、この需要見込みを見ますと今すぐ米不足になるといったような状況にはないと考えてございます。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。もう少し米の問題も突きたいところでありますけれども、残りの時間は熊谷委員にお願いいたしますので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○佐々木順一委員長 これにて工藤勝子委員の質疑は終了いたしました。

次に、熊谷泉委員。自由民主クラブの持ち時間の範囲でこれを許します。

○熊谷泉委員 自由民主クラブの熊谷泉でございます。残りの時間をいただきましたので、私のほうからは岩手県災害廃棄物処理実行計画並びに災害廃棄物緊急処理支援事業について何点かお伺いいたします。

最初に、県の災害廃棄物処理計画の中では、生活区域の撤去を7月末までに行うとなっておりますが、計画どおり進捗しているのかお伺いいたします。

○達増知事 生活環境に支障が生ずる災害廃棄物の撤去についてであります。12市町村中9市町村は7月末までに撤去をおおむね完了しているところであります。残る3市町中釜石市については仮設住宅及び公共施設周辺では撤去が完了しているが、中心市街地にはなお約3万トンの災害廃棄物が残存しており、8月末まで要する見込みであります。陸前高田市及び山田町については、悪臭のもととなる災害廃棄物はほぼ撤去したものの、住宅の周辺になお災害廃棄物が散在している区域があることから、両市町とも早期全量撤去を目指して作業を進めており、8月末には生活環境に支障が生ずる災害廃棄物の撤去がおおむね完了するものと見込んでおります。

○熊谷泉委員 続きまして、撤去された廃棄物はリサイクル等を目的に分別のために次の搬入場が必要と考えられます。ちなみに、仙台市では135万トンの処理に要する用地を3カ所に分けて計100ヘクタール余りの用地で分別を行っております。県においてもできるだけ現場に近い場所で分別を進めるほうが効率的と考えます。県においては、今の仮置き場か

ら次の処理の流れをどのように計画されておるのか、お伺いいたします。

○達増知事 2次仮置き場についてであります。岩手県災害廃棄物処理実行計画において1市町村に1カ所の2次仮置き場を設置することとしています。現在被災市町村のうち陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市、岩泉町、野田村、久慈市の9市町村において2次仮置き場の候補地を選定しており、残る田野畑村、普代村、洋野町については災害廃棄物の発生量が少ないため整備が不要と考えております。2次仮置き場での分別や破砕等の具体的な方法については、市町村の個々の事情に沿って検討し、8月中に策定することとしている詳細計画において明らかにすることとしています。

○熊谷泉委員 それでは次に、瓦れきの処理は当然被災地の復旧が主な目的であります。地元企業の活用による地域経済の復興にも寄与する大きな事業と考えられます。廃棄物処理に当たっては当然その許可を得た事業者が行うわけですが、建設業者の参加あるいは沿岸地域には分別等に関して地域雇用を望む声も多くあると聞いております。県としてはそれらにどのように対応されるのか、お伺いいたします。

○工藤環境生活部長 建設業者の参加や地元雇用についてでございますが、県の災害廃棄物処理実行計画の冒頭に処理に当たっての基本方針として、地元の復興に寄与する処理を掲げてございます。可能な限り県内の既存施設や地元企業を活用し、地域経済の復興と地元雇用を配慮しながら進めたいと考えてございます。現在複数の地域におきまして、大規模とは決して言えないわけですが、分別や処理を開始しておりまして、地元企業の参画や地元雇用を配慮しつつ事業を実施しているところでございます。なお、これまで県が県外企業に発注した例といたしますと、腐敗した水産物の海洋投入に当たりまして台船を県内で調達できないということでありましたので、県外から調達したという事例だけでございます。

○熊谷泉委員 引き続きまして処理の費用に関してでございますが、県全体では580万トンの廃棄物あるいは県が代行するものにつきましては380万トンとされておりますが、これらの処理に関する費用をそれぞれどのくらいと計算されておられるのか、お伺いいたします。

○工藤環境生活部長 災害廃棄物処理費用についてでございますが、これにつきましては岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄に係るトン当たりの処理単価、約5万円でございますが、これをベースとして積算しているところでございます。これに災害廃棄物の瓦れきの撤去費用を加えまして、総額で約3,110億円と見込んでいるところでございます。

○熊谷泉委員 ただいまの約3,110億円という話ですが、これはやはり大きな事業費になると思います。それで、国ではつい先ごろ処理費用の95%を負担するという方向であるようでございますが、その処理費用の上限というものにつきまして国のほうからは何か指針があるものかどうか、お伺いをいたします。これはあくまでも県において、どのくらいまでかかってもその費用はいいというものではないと思いますが、その辺の指示があるものか、お伺いいたします。

○工藤環境生活部長 災害廃棄物の処理費用についてでございますが、現在国におきまして処理費用の国庫補助率 95%とする方向で議論が進められているということについては承知しているところでございますが、現在を含めて処理費用に上限を設けるということについては承知してございません。

○熊谷泉委員 それでは次に、先ほど 95%も確定のものではないというお話であります。残りの 5%につきましてはそれぞれ各自治体の交付金で措置されると私は承知しておりますが、県が委託された各市町村分が交付されると考えてよろしいか、お伺いをいたします。

それからまた、各市町村分の処理費用をどのように計算されておられるのか、あわせてお伺いいたします。

○工藤環境生活部長 自治体への補助金、または地方交付税のことについてのお尋ねかと思えます。県が委託を受けた場合でありましても、独自で市町村が実施した場合でありましても、その費用の算定に関しましては、差異はございません。ただ、それぞれ発注する際のいわゆる契約額というのは市町村ごとによって、あるいはその業者選定の過程の中に、競争の過程においてそれぞれ実際の入札額、落札額が変わってくるということはあるかと思われま。また、補助金等の関係でございますが、現行の補助金につきましては標準税収の 10%までは 50%の補助と、これを超えて 20%までは 80%の補助、20%超えた場合は 90%の補助となつてございまして、補助の残につきましては全額地方交付税のほうで賄うということで、結果的には 100%国庫で措置されるという形になってございます。

○熊谷泉委員 それでは、再度確認しますが、先ほど市町村単位に瓦れきの処理置き場があると伺っておりますが、結果的には、その量に応じて各市町村で要した費用をそれぞれ交付されるという考え方でよろしいでしょうか。

○工藤環境生活部長 基本的には廃棄物等処理に要した費用については、国が全額負担するという仕組みになってございますが、細かい実務的な部分を申し上げますと、契約単価についてその合理性でありますとか、そういったものについては一定のものが求められる。要するに不当に高い契約をするということについては、国から一定のチェックが入るものと理解しております。

○熊谷泉委員 それでは、事業計画の中には県内の最終処分場の許容量の関係で、できるだけリサイクルをして処分場への負荷をかけないというように計画されておりますが、県としては全体の何十%ぐらいのリサイクル率が見込まれると考えておられるか、お伺いいたします。

○工藤環境生活部長 リサイクルの目標についてでございますが、現在の実行計画におきましては、これはあくまでも大まかな推計ということになるわけでございますが、可燃物につきましては 20%、約 17 万トン、不燃物につきましては 52%、約 170 万トン、合わせて約 187 万トンにつきましては再生利用することとしてございまして、これは災害廃棄物発生推計量 580 万トンの約 32%に相当するものでございます。

○熊谷泉委員 先般うちの会派で仙台市の分別場を調査してきましたが、3,000 ヘクタール

の用地にそれぞれ大型車両が入るような縦横の道路がつくられて、もうそこでは既に大体 10 種類ぐらいの家電及びその他の可燃の木材がそれぞれ分別されておりました。非常に効率的な分別作業が行われているところで、仙台市は全体の 50%をリサイクルするという予定で行っているようでございますが、先ほど知事の御答弁の中では市町村においては大きな次の処理場が確保されているかどうかわかりませんが、岩手県でもできるだけそのリサイクル率を高めるというように各市町村において指導されることが肝要かと思いますが、御所見を伺います。

○工藤環境生活部長 リサイクルを進めることによりまして、もちろん資源循環という面でもプラスになりますし、最終処分場の容量を確保できるという実体的なメリットもございますので、今後とも市町村に対しましてはリサイクルを進めるよう働きかけてまいりたいと考えてございます。

○熊谷泉委員 宮古市におきましては、魚市場の近くに一時的に大変な瓦れきがあったわけでございますが、緊急避難的に小本のほうに移したと伺っております。地元では緊急避難ということで当時は受けられたわけでございますが、やはり本来の目的でないところにつまでもそういう瓦れきがあるということは、非常に地元にとっては不安を覚えるわけでございます。そういうところからいち早く処理が必要と考えられますが、御所見を伺います。

○工藤環境生活部長 出崎地区の災害廃棄物につきましては、衛生上の課題もございまして岩泉町の御理解を得ながら引き受けていただいたということで感謝しております。もちろん小本港に運びました宮古市の災害廃棄物につきましては、優先的に処理を進めたいということで、今粗い分別作業を進めさせていただいているという状況でございます。

○熊谷泉委員 いずれ先ほど御答弁で 3,110 億円に及ぶ事業でございますので、ぜひ地元企業にとってこれが復興につながるようお願い申し上げます。

○佐々木順一委員長 以上で熊谷泉委員の質疑は終了いたしました。

次に、工藤勝博委員。

○工藤勝博委員 地域政党いわての工藤勝博です。まずもって、相当ボリュームがある復興基本計画、そして復興実施計画を作成されました職員の皆さんには心から敬意を表したいと思います。そこで、もう少し膨らみを持ってもらいたいなという思いのある主要事業について質問させていただきます。

最初に、再生可能エネルギーの導入促進についてお伺いいたします。東京電力福島原子力発電所の大震災事故によるエネルギーのあり方が大きな課題になっております。国民の大多数が原発に頼らない電力供給を求めてきております。脱原発、卒原発というその流れはとめられないのではないかと思います。岩手県には自然エネルギーを生かしたまちづくりを進めている先進事例の葛巻町があります。葛巻町における地域エネルギーを利活用する戦略は、町内に賦存するさまざまな地域エネルギーを有機的かつ複合利用することにより地域での経済循環を起し、町内の地域エネルギーを利活用して新たな 1 次産業の創造と雇用の拡大にあります。また、既存エネルギー供給体制は大地震や自然の脅威による風水害、

大雪などによる災害に対して脆弱性が高い。町民の日常生活を保障するためにも地域エネルギーの利活用を進めるとあります。最低限の電力や熱エネルギーを自給する体制を整え、具体化する作業も進めております。今まさに電力自給の低い本県にとっても、また被災地においても再生可能エネルギーの導入は必須であると考えます。そこで、今後どのように展開していこうとしているのか、また具体的な数値目標があればお示し願いたいと思います。

○達増知事 再生可能エネルギーの具体的な数値目標についてであります。本県の再生可能エネルギーによる発電量は平成 22 年度で約 17 億 5,000 万キロワットアワー、県内消費電力に占める割合は 18.1%であります。本県では、これまで新エネルギービジョンに基づき風力や太陽光、地熱、水力などの再生可能エネルギーの導入に取り組んできたところであり、平成 22 年度までの発電目標量 55 万 3,000 キロワットに対して平成 21 年度末の達成状況は 86.3%となっております。今回の東日本大震災津波による発電所の被害などにより電力不足が深刻化する中、再生可能エネルギーに対する期待がより一層高まってきていますことから、本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーの積極的な導入を図り、本県の電力自給率を向上させることが重要と考えております。新しい数値目標については、このような観点を踏まえて、今年度策定を予定しております地球温暖化対策に関する実行計画の中に盛り込むこととしております。

○工藤勝博委員 私が本当に聞きたい数字というのは、この復興実施計画に載っている被災地にとってどのような形でその目標を立てて導入を進めるのかということをお聞きしたいと思います。ちなみに、葛巻町では風力あるいは太陽光、バイオマス含めて地域で 160%の自給率を上げています。そして、各集落においては集会所等の施設にこれから設置を計画して、その集落ごとに自分たちのエネルギーは自分たちで賄うのだという、そういう意識も高めながら事業を計画しております。そこで、繰り返しになりますけれども、この沿岸の被災地においてこの導入する目標をお聞きしたいと思います。

○工藤環境生活部長 沿岸地区におけます自然再生可能エネルギーの導入目標ということですが、先ほど知事からも答弁がございましたけれども、今年度策定しております地球温暖化対策に関する実行計画の中で、ある程度地域別のエネルギー賦存量、そういったものを出しまして、その中でどれだけが開発可能なのか、そういった観点から検討させていただきまして、目標化してまいりたいと考えてございます。

○工藤勝博委員 そういうことになりますと、これから実態を把握するということになるのでしょうか。

○工藤環境生活部長 再生可能エネルギーの賦存量につきましては、過去に調べたものがございます。ただ、かなり再生可能エネルギーを取り巻く状況が変わってきてございます。というのは、技術の進歩などによりまして、例えば風力発電についても効率化が図られている、あるいはソーラーについても非常に性能のすぐれたものが出てきている。小水力発電あるいはバイオマス発電などについても同様の状況だと考えておりますので、こういった状況も踏まえながら、過去のデータにつきまして今後さらに精査を進めてまいりたいと考え

でございます。

○工藤勝博委員 利用拡大を図るには、今まではなかなか売電単価とかいろんな制約もありました。ところが、今、国会で議論されております再生可能エネルギー、多分今月中にこれは法案として通るだろうということが確実に言われております。そういう中で、そういう制約がある中でも、被災地においては経済特区という制度も活用できるだろうと思います。速やかにそういう具体の計画を立てる必要があるだろうと思いますが、その辺に関して知事はどういうお考えなのでしょう。

○達増知事 復興計画の中に再生可能エネルギーの導入促進の考え方を盛り込み、本県に豊富に賦存する再生可能エネルギーを最大限活用し、災害にも対応できる自立分散型のエネルギー供給体制の構築を図っていくこととしております。しかしながら、導入コストが高いことや電力系統への接続に制約がありますことなどから、国に対しまして固定価格買取制度の早期成立、そして再生可能エネルギー導入促進特区の実現などを強く要望しているところであります。また、導入に当たっては所要の財源確保も重要でありますので、あわせて国に対して自由度の高い基金の創設に対する支援を要請しているところであります。

○工藤勝博委員 この再生可能エネルギーをとというのは、やっぱり地元で生産するものがあります。富を海外に流出させない、そのメリット、利潤は地域に落ちる。多様な資源の活用も期待されます。また、新たな産業の創造にもなります。地域にこれからこういう方向で再生エネルギーの導入を図るのだという基本的な考えを最後に聞きたいなと思います。

○達増知事 本県にはさまざまな再生可能エネルギー資源がございます。特に沿岸地域は多様な地形や沖合で安定した強い風に恵まれていますことから、洋上風力発電について有望視されてきております。先般本県におきまして海洋再生エネルギーに関するフォーラムが開催されました。全国から集まった多数の研究者、専門家から本県沿岸地域の高い可能性を指摘されたところであります。また、洋上風力発電は本体を構成する多数の装置や部品の製造、設置工事や保守管理など、装置メーカーの立地や地域企業の参入、被災地の復興と組み合わせ、まちづくりへの活用も期待されるところであります。こうしたことから関係市町村や大学、研究機関と連携を図りながら洋上風力発電の研究開発の推進や実証試験等の導入など、三陸が有するエネルギーの活用積極的に努めていく考えであります。

○工藤勝博委員 被災地岩手からのエネルギーの転換を発信する最大のチャンスといいますか、岩手がそのトップランナーになるのだよという、そういう思いがもし知事にあればお聞かせ願いたいと思います。

○達増知事 沿岸については先ほど申し上げたとおりでございますけれども、内陸につきましても先ほど委員御指摘の葛巻町の先進的な例、八幡平市の地熱等々、岩手全体としても再生可能エネルギーについては全国的にも世界的にも先陣を切って進んでいけるものがあると思いますので、これをしっかり進めてまいりたいと思います。

○工藤勝博委員 次に、被災されました海洋スポーツレクリエーションセンターの拠点施設の整備についてお伺いいたします。子供たちに夢や勇気を与える一つとしてスポーツの

力が大変大きいわけでありますけれども、岩手の未来を担う青少年が大きく羽ばたく施設を望みたいと思います。スポーツを通じて交流拠点にもなります。そこで、多様な施設が計画されておりますけれども、その管理、運営というところまで計画なされておるのであればお聞きしたいなと思いますし、あわせて県が事業主体となっておりますので、その事業費総額がわかれば教えていただきたいと思います。

○菅野教育長 委員御案内のとおり、今回の大震災津波で県立の高田松原野外活動センターが被災いたしました。この施設は海洋性野外活動施設としての機能、それからお話のございました青少年を対象とした集団宿泊施設としての機能、さらにはスポーツ合宿施設としての機能を持っておりまして、非常に本県にとって大事な施設でございました。私どもといたしましては、やはりこの県立高田松原野外活動センターにかわる海洋性スポーツレクリエーション拠点施設は本県にとって必要不可欠なものと考えてございまして、何とかこれを再建したいと考えまして復興実施計画案に盛り込んだところでございます。ただ、その具体化に当たりましては当然市町村の復興計画等との調整が必要でございますし、お話のありました沿岸部において特にこういう施設が被災してございますので、どういう機能を改めて持てばいいのか、子供たちの支援機能をどうすればいいのか、多方面の御意見を聞きながら検討を進めていかなければならないと思っております。その設置場所、機能、運営方法等を含めて今後さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

○工藤勝博委員 午前中の質疑の中でも、知事は国体に関しては前向きな答弁があったように感じましたけれども、いずれ5年後の国体も会場を見据えた形で整備したほうがいいのかなという思いもありますけれども、その辺に関して教育長はどのような考えをお持ちでしょうか。

○菅野教育長 いずれにいたしましても現在あった施設がなくなったという状況でございますので、何とか私どもとしてはそれぞれの市町村との調整を図りながら、早い時期にこういった整備を進めてまいりたいと考えております。

○工藤勝博委員 わかりました。

次に、農業の振興についてお伺いいたします。この進行年度は平成24年度から平成27年度ということになっておりますが、農業復興総合支援事業などを推進していくに当たりましては、1次産業就業者の高齢化、そして担い手不足が言われてから久しいわけであります。また、震災後の状況はさらに厳しくなっているものと思います。従来の担い手対策、産地づくり対策の方法では不十分と思いますが、どのように進めるおつもりなのか、お伺いいたします。

○東大野農林水産部長 担い手育成や産地づくりの具体的対策についてでございますが、今お話のあった、仮称でございますが、農業復興総合支援事業、これは被災地におきまして地域の合意のもとに担い手の育成や新たな産地づくり、そして地域資源を生かした集落ぐるみでの6次産業化、この取り組みを促進しようとするものでございます。その特徴は、地域の営農活動に若い担い手が意欲を持って取り組むことができるように、普及センターに

よる高収益作物の栽培指導や6次産業化のための活動等の集中的な支援、そしてまた営農体制確立に必要な機械、施設を整備する、この負担軽減という内容でございます、このように対象となる事業主体に必要なソフトとハードを組み合わせるようなそのような事業展開によりまして、意欲のある若い担い手を中心となって活躍し、そして生産、収益性の高い農業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

○工藤勝博委員　そういう中で従来もやってきておりますけれども、なかなか生業で生活ができないという状況が続いておればこそ担い手も育ってこなかったなという思いをしております。そういうことですから、やっぱりもうかる農業、もうけられる農業ということを強力に指導するべきだろうと思いますし、また集落での取り組みも地域の活性化に当然つながります。そこで、特に今女性の力が地域を元気にしている事例がたくさんあります。ところが、この支援事業を見ますとなかなかそういう観点ではなく、従来 of 事業の枠の中にとどまっているなと思います。特に女性の皆さんにとっては補助事業と言いますと何か煩わしい、補助事業は面倒くさいという感覚があるだろうと思います。そういう煩わしさを軽減して、だれしものがそれに参加できる。意欲があれば、手を挙げればそういう事業に乗れるという仕組みにしてはどうだろうかという思いをいたしますけれども、その辺についてお伺いします。

○東大野農林水産部長　気軽に参加できるようなそういう事業の構築というお話とお伺いしましたが、やはり公費を投入するという側面はどうしてもございますわけで、一定のルールのもとでの支援ということが前提となると思いますが、それぞれ事業展開なさる方々が、より取り組みやすい事業のあり方というものは引き続き検討させていただきたいと思っております。

○工藤勝博委員　その農業復興総合支援事業とあわせて三陸みらい園芸産地づくり事業というものもあります。確かに意欲を持って取り組めば未来が開けるかなという思いもありますけれども、これも先ほどお話ししましたが、なかなかハードルが高い、そのように思います。ただ、沿岸地域の有利な気象条件を生かした、そしてまた再生可能エネルギーを活用した低コストのそういう施設園芸ができるのもまた確かだろうと思います。そういう中で、できれば個人の資格あるいは法人の資格でもそういう事業に参加できるような方法がないものでしょうか。

○東大野農林水産部長　三陸みらい園芸産地づくり事業についてでございますが、この事業は事業主体として委員御指摘のとおり生産組織あるいは農業協同組合等を想定してございますが、被災地の地域の実情あるいは事業の実効性を踏まえながら、意欲のある担い手が取り組みやすい制度となりますよう事業の具体化に向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

○工藤勝博委員　わかりました。今異業種から野菜生産に参入する企業もふえております。大規模な施設を有し生産から販売まで一貫して生産するということがありますけれども、いずれ今後も拡大していこうという思いがありますし、隣の宮城県ではトヨタ関係の

会社が大規模な野菜工場を操業しております。例えば陸前高田市に外食産業のそういう生産から加工まで、そして流通まで担うような生産工場を誘致するような、そういう働きかけというものができれば一つの起爆剤にもなるだろうと思えますけれども、そういう企業誘致に関してはどのようにお考えでしょうか。

○東大野農林水産部長 野菜などの生産工場の企業誘致についてでございますけれども、こういった生産工場につきましては周年の雇用が確保される、あるいは地元の企業との連携にもよります新たな食を中心とした事業展開が期待できるなど、被災地の産業再生に貢献できる、そういった可能性があるものと考えてございます。このため地元の市町村や関係部局等とも連携いたしながら、国の補助事業等の活用も念頭に置いて、沿岸地域への進出に意欲を持っていただけるような企業があれば、その立地に向けて積極的に対応していく考えでございます。

○工藤勝博委員 これは通告をしておりますけれども、菅内閣の復興担当大臣であります平野大臣、岩手の復興のために大変尽力をしておりますけれども、大臣からこの復興基本計画あるいは岩手の復興についてどのようなお話といたしますか、御指導があったか、知事にお聞きしたいなと思えます。

○達増知事 8月3日の政府与党予算要望提案の中でも平野達男復興担当大臣を訪問し、この復興基本計画、復興実施計画を示しながら重点的なところの説明をいたしましたけれども、この復興基本計画の中身が実施計画、工程表のところまで既にできているというのは本当にすごいと、政府の復興基本方針も基本的には岩手の計画、岩手でやろうとしていることを進めるような方向でまとめることができているので、あとは具体的な事業の中身をより県とすり合わせながら進めていきたいということでした。

○工藤勝博委員 ありがとうございます。

○佐々木順一委員長 これにて工藤勝博委員の質疑は終了いたしました。

次に、久保孝喜委員。

○久保孝喜委員 社民党の久保孝喜でございます。通告もございますので、順次質問をさせていただきますと思います。

最初に、これまでの議論も含めて今回の復興計画が長期にわたって岩手の将来像をつくる上で極めて重要な計画だという思いがございますし、これまでそれぞれの部署で懸命に復旧、復興に当たってこられた県職員の皆さん方含めて、これはこの議決がこれからの方向性を指し示す、そういうものに本当に意味のあるものになっていかなければならないと思っておりますが、そこでこの復興基本計画の進行管理ということについてお尋ねをしたいと思えます。この計画の進行管理、従来の行政計画とはまた別な意味を私は持っているものと思えますが、その基本的な認識をまずお示しをいただきたいと思えます。

○達増知事 復興計画の着実な推進によって迅速な復興を成し遂げていくために、計画のマネジメントサイクルに基づいてその実施状況や進捗について明らかにし、計画の実効性を高めていくことが重要であります。このため復興実施計画における10分野ごとの取り組

み項目とその事業について進捗状況を明らかにし、県議会や岩手県東日本大震災津波復興委員会に報告するとともに、わかりやすい形で広くお知らせをしていきたいと考えています。

○久保孝喜委員 この計画が成案となる最終の多分、総合企画専門委員会というのがあったと思うのですが、その場でも、ある委員の方から、その進行状況を把握する体制整備が必要なのではないかと、こういう提言、意見が出されているということがございます。今のお話ですと、従来の例えば長期計画とどのように違うのかということがはっきり見えてこないわけなのですが、そうした体制整備ということを考えていないのか、あるいはこれから考えようとするのか、その辺をお答えください。

○平井理事兼復興局副局長 復興実施計画の進行管理の体制整備ということでございますが、総合企画専門委員会でも民間とかNGOの力をかりて評価をすること、あるいは分野ごとに進捗状況を明らかにすることと、これ10分野ということでございますが、というような御提案がございました。それはいろいろ分野によって方法論を使い分けながら適切に評価をしていくべきと考えており、また総合的な進捗状況については基本的には復興委員会に御報告をしてチェックをしていただくものと考えてございます。

○久保孝喜委員 長期にわたって大変厳しい道りをこれから歩んでいかなければならない、その基本になる計画ですので、この計画の進行管理を含めてこの体制整備というのは、県行政がどれだけ熱を込めてこの計画をつくったのか、県民がそれを理解し一体的に進めていくのかという点では、非常に大きなポイントに私はなってくると思っておりますので。ところが、その計画書の中ではこの進行管理にかかわってはわずか3行しか書かれていないという、先ほどの知事の答弁の言葉もございましたが、そういう実態もございます。これからその進行管理を含めて行政の側の熱をきちんと県民に伝えるということもぜひ御検討いただきたいと思っております。そこで、その計画に基づいて復興に係る県民の一体感というものがどうしても必要になってくると思っておりますが、この一体感という観点でどう醸成をされていくのか、その基本的な考え方をお示してください。

○達増知事 今回の東日本大震災津波の発生以降、多くの県民や県内民間団体からさまざまな支援が寄せられるとともに、県内各地でさまざまなボランティア活動などが展開されておりまして、こうした県民の力を結集して復興を成し遂げることが重要であると考えております。こうしたことから県では、東日本大震災津波の発生から1カ月が経過した4月11日には、復興に向けて力強く立ち上がろうという決意などを盛り込みました、がんばろう岩手宣言を發し、県民みんなで力を合わせ、希望に向かって一歩ずつ復興に取り組んでいくことを誓い、広く内外にアピールしたところであります。また、復興基本計画の策定においては、パブリックコメントの実施や地域説明会、女性や大学生との懇談会の開催、インターネットを活用したいわて復興ネットの開設など、復興に向けて広く県民の参画を求めてきたところであります。今後とも県民から幅広く意見や提言を伺う機会を設けながら、復興に向けた具体的な取り組みを実施していきますとともに、各種広報媒体を用いた普及啓発、県民

による多様な復興活動のための連携の仕組みづくりなどを促進してその活動を支援してまいります。

○久保孝喜委員 今回の答弁の中にもありましたように、パブリックコメントや地域説明会なども含めてこの計画がつけられたということですが、ちなみに知事にお伺いしますが、県内14カ所781名が参加をしたというこの地域説明会には知事は御出席なさったのでしょうか。

○達増知事 知事の出席はございませんでした。

○久保孝喜委員 なかなか忙しい日程の中で行けなかったということなのでしょうけれども、しかしこういう長期にわたる計画、しかも未曾有の大災害を受けたときの計画でございますから、私はできれば何カ所か行って生の声をお聞きするという姿勢があってもよかったのかなと思ったところでございます。女性、若者との意見交換会などもございましたが、知事は御出席なさったのでしょうか。

○達増知事 知事の出席はございませんでした。

○久保孝喜委員 直接に行政トップが県民と触れ合う場というのはそんなに多くないわけですので、せっかくこういういい機会をつくったのに知事自身が出席されなかったというのは、私は非常に残念だったなど。先ほどの進行管理の問題、それから県民との一体感で取り組むという計画の本来の姿からすれば、そういう熱を込めた発信というのをぜひこれからも心がけていただきたいなと思います。

二つ目の課題に入りたいと思います。放射能汚染対策についてお尋ねをいたします。本会議などでもございましたし、昨日の委員会審議の中でも出たわけですが、放射線対策についてこの計画にあっては当初案から追加をされて強化をすると、こういうことになりました。当初の認識とこの計画に新たに盛り込んだというこの事態、何がどう変わったのか、改めてお尋ねをしたいと思います。

○達増知事 原発放射線対策の追加についてでありますけれども、原発放射線問題については県民の安全、安心にかかわる極めて重大かつ異例な事態でありまして、被害が広がるおそれを懸念しつつ多大な関心を持って事態の推移を注視してきたところであります。当初案作成の段階では、事案に応じて適切な対応を講じつつも、こうした認識のもとに復興基本計画への盛り込みは見合わせていたものであります。先般県内でも牛肉から基準値を超える放射性物質が検出される事案が確認されました。より一層県民の安全、安心の確保や県産食材等の安全確保を図るために、県としても全力を挙げて対策に取り組んでいくこととしたところであり、県議会からの政策提言の中でも放射線対策を盛り込むべきとの御指導をいただいたところであります。このため復興基本計画においても、緊急的な取り組みとして放射線対策を盛り込む必要があると考え今回追加したものであります。

○久保孝喜委員 知事の所感をお伺いしますが、県の放射線対策について言えば後手に回ったという、そういう評価もあるのですが、その点についてはどのように思いますか。

○達増知事 この復興基本計画への盛り込みということについては、8年を視野に入れた

復興基本計画の中で当初は、年度単位の対応で放射線問題に対応すると考えていたわけ
ありますけれども、先ほど申し上げましたように県内でも牛肉から基準値を超える放射性
物質が検出されるという事案が確認されたということがやはり転機となりまして、この復
興基本計画にも緊急的な取り組みという中で盛り込むべきと判断したところであります。

○久保孝喜委員 なかなかストレートにはお答えいただけなかったのですが、同じように
この放射線対策の問題で災害廃棄物にかかわるその放射線対策というのが新たに実は浮上
して頭を悩ませているというところが報道されたりしております。この災害廃棄物と放射
線の汚染という問題についての基本的な現状認識と対策についてお尋ねをします。

○達増知事 上下水道汚泥や焼却灰から高濃度の放射能が東日本各地で検出されたことか
ら、災害廃棄物の引き受けを検討していた都道府県において、住民の理解を得ることが困難
であるなどの理由から受け入れをちゅうちょしているケースが出てきております。県とい
たしましては、放射性物質に汚染された災害廃棄物の広域処理の方針を早急に示すよう国
に要望したところであり、仮に広域処理が困難になった場合には国の責任において確実に
処理するよう強く求めていくこととしております。

○久保孝喜委員 報道によれば全国で五百八十幾つかの自治体あるいは一部事務組合など
が受け入れを表明しているのですが、そのうち公表をすることを認めている自治体はその
うちの半分ぐらいしかない。つまり受け入れる側の自治体もこの放射線対策の問題を含
めて極めてナーバスになっているといいますかね、神経質になっている部分もかなりある
と。してみると、環境省がこの災害廃棄物の広域処理を言っているということも含めて、県
と受け入れ先と国の間できちんとした廃棄物の放射線対策についての基本的なライン、ア
ウトラインといいますか、ガイドラインといいますか、そういうものがないとなかなか願
いする側としては厳しいのだらうと思いますが、その辺の折衝状況はあるのでしょうか。

○工藤環境生活部長 かなりの自治体のほうと今災害廃棄物の受け入れについて協議をさ
せていただいております。中にはお互いさまということで受け入れについて理解を示して
いただける都道府県もございますが、一般的には岩手の状況は理解しつつも、なかなか地元
の住民に対して理解を得ることが困難であると、かつ国のほうで一定のガイドラインを示
さないと、なかなかその部分で受け入れがたいというお話等がございまして、停滞してい
るというのが現状でございます。このため、先ほど知事からも話をしましたけれども、国に
対して放射性廃棄物を含む災害廃棄物の広域処理についてのガイドライン、例えばキログ
ラム当たり何ベクレル以下であればよいのかとか、そういった一定の指針を示すように働
きかけているところでございまして、現在国のほうでそういった指針、ガイドライン的なも
のを作成するという方向で検討が進められていると伺っております。

○久保孝喜委員 国が制度的な、あるいはガイドライン的な規制値も含めてなかなか示し
てくれないということもあって大変なわけなのですが、今回発表されました原発放射線影
響対策本部、この中の方針の中に、国の対応を待つことなく必要な対策を実施するという記
述がございまして。これはどういう課題を認識してこういう記述がなされたのか、お伺いま

す。

○達増知事 国の対策を待っていれば時間の経過とともに県民の安全、安心の確保が難しくなるような喫緊の課題を念頭に置いております。具体的には放射線の影響を受けやすいとされます子供の健康を重視し、学校等における放射線量の測定と一定の基準を超えた場合の土壌の除染について、県内全域を対象に取り組むこととしておりますが、これは保護者を初めとして県民の関心が高いことから、国庫補助の対象という国の基準にとらわれずに対象を広げてきめ細かな対応を図るものであります。この対応のほかにも原発放射線影響対策本部を中心にさまざまな事態を想定して、早急な対応が必要と判断されれば時期を失することなく対策を講じてまいります。

○久保孝喜委員 ぜひそういう姿勢で取り組んでいただかなければならないわけですが、今の答弁にもございましたその土壌、農地の汚染の問題は極めて深刻だろうと私は思っております。国の農地汚染マップなるものが今月中に発表されると、こういうことになっていきますが、当初6月議会でも言ったようにこの対象に岩手県が入っていないなかったと、あの時点での農林水産省の調査と現状認識では、私は多分違いが出てきているのだと思うのですが、県として国の汚染マップ作成にかかわる、あるいは対策にかかわる対象県としてやっぱりきちんと要求すべきなのではないかというように思うのですが、いかがでしょうか。

○東大野農林水産部長 農地土壌の放射能分布マップについてでございますが、この放射能分布マップは、国が福島県及びその周辺で 500 地点の農地土壌中の放射性物質を調査しているものでございます。国の第2次補正予算では、調査時点をふやして精度を上げるといったような措置がとられる模様です。本県は今委員お話のとおり対象地域には含まれてございませんが、このような分布マップの作成は基礎データを得る手段として有効なものと考えております。県内の農地土壌の放射性物質の測定体制づくりの一つの選択肢としても有効だと考えられますので、本県も対象県に組み入れてもらえるように働きかけてまいりたいと考えてございます。

○久保孝喜委員 この農地汚染マップと同様に国は放射性物質の測定計画を発表いたしておりますが、すべて同心円上での何キロ圏内とかという表記なのですね。これは常識としてもう通用しないということが明らかになっていきますので、ぜひそのように要求を強くしたほうがいいと思います。

それから、当初計画案で放射性物質総合対策事業が平成 26 年度以降も実施するとされていたものが、今回の成案では平成 25 年度までとされていますが、これはなぜでしょうか。

○上野副知事 仮称、放射性物質総合対策事業という事業の事業実施期間についてのお尋ねであります。今回公表いたしました実施計画案におきましては、復興基本計画でお示しております8年間の全体計画期間のうち、原則として平成 23 年度から平成 25 年度までを期間とする第1期、基盤復興期間に実施いたします施策、事業などを掲げたものでございまして、基盤復興に向けまして緊急的に一定の成果を上げる必要のある事業などを盛り込んだところでございます。また、第1期から着手する事業などのうち湾口防波堤等整備事業

やまちづくり連携道路整備事業など本格復興期間となる第2期以降も同様の事業内容で継続して実施する必要があると思われるものにつきましては、委員御指摘のとおり平成26年度以降も継続して取り組むということを明らかにしております。委員お尋ねの仮称、放射性物質総合対策事業につきましては、放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取り組みでございまして、検討した結果、緊急的に成果を上げるために第1期期間中に行うべき事業として本実施計画に掲げるということにしたものでございまして、放射性物質に関する状況は刻々と変化していることも踏まえまして、今後の状況等に関しましては随時取り組み内容、期間の見直しを図っていくという取り扱いにしようと思っております。

○久保孝喜委員 他の事業と違ってこの放射性対策の問題は命にかかわる、健康にかかわる問題で、しかも長期にわたるといのは常識なわけですよ。それを年度を区切ってやめます、学校施設関係も調査しませんということになったら大変なことになると思いますので、ぜひ継続して取り組むように要望して終わります。

○佐々木順一委員長 これにて久保孝喜委員の質疑は終了いたしました。

次に、斉藤信委員。

○斉藤信委員 日本共産党の斉藤信でございます。復興基本計画案について知事に質問します。日本共産党は、7月27日、復興基本計画案の見直しを求める提言を提出いたしました。その立場に立って聞きます。

第1に、復興基本計画の最大の課題は被災者の生活の再建であり、生活基盤の回復だと考えますが、いかがでしょうか。

○達増知事 そういう考え方も参考にさせていただきたいと思います。

○斉藤信委員 4月11日の復興に向けた基本方針では、二つの原則として、一つ、被災者の人間らしい「暮らし」、「学び」、「仕事」を確保し、一人一人の幸福追求権を保障する。二つ、犠牲者の故郷への思いを継承するとしていました。なぜ復興基本計画案では、まず安全を確保しなければならないとして、安全最優先の原則、計画となったのでしょうか。

○達増知事 復興基本計画では、再び津波により人が亡くなることのない、より安全で暮らしやすい地域をつくり上げるため「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生という三つの原則を掲げております。このうち「暮らし」の再建と「なりわい」の再生は、被災者が再び人間らしい日々の生活を取り戻し、希望を持ってふるさとに住み続けるために重要な視点であることから、原則として掲げたものであります。また、今回の大震災津波では多くのとうとい命と財産が奪われ、これまで数多くの災害に見舞われてきた本県にとってもかつて経験したことのない大災害となりました。今後の地域住民の暮らしとなりわいを守るためには、多重防災型まちづくりなどによる安全の確保が必要ということで、「安全」の確保を原則として掲げたものであります。したがって、これら三つの原則は相互に関連しているところでございます。

○斉藤信委員 基本方針で掲げた二つの原則と、今度の案で掲げられた三つの原則はどのように関連しているのですか、してないのですか。

○達増知事 いわゆる二つの原則は、県の復興委員会スタートの時点でも委員の皆さんに紹介され、それを踏まえて今回のこの三つの原則に基づく復興基本計画ができたところでございます。

○斉藤信委員 では、事実に基づいて聞きます。知事は3月31日の知事インタビューで、真っ先に三陸縦貫自動車道などの高規格道路の整備を求めました。優先されるべきは日常の交通の足であり、まちづくりの橋となるべき国道45号やJR大船渡線、山田線、八戸線、三陸鉄道の整備ではなかったでしょうか。

○達増知事 三陸縦貫自動車道などの高規格道路等を本県が復興道路として国に要望している道路については、これは三陸沿岸地域の復興や将来にわたっての安全、安心の確保の点からも早期の整備が必要と考えております。一方国道45号についても、地域の生活を支える道路としての役割は大きく、またJR線や三陸鉄道は地域住民の日常生活の社会基盤であり、観光振興を初めとした地域振興の基盤でもありますことから、これらについて可能な限り早期に復旧する必要があると認識しております。このため復興実施計画において国道45号の復旧やJR及び三陸鉄道の復旧については短期的な取り組みとして位置づけ、県としては3年くらいをめどに復旧させるべきものとしたところであります。今後とも復興道路はもとより地域の復興を担う国道45号や三陸鉄道及びJRの復旧についても国に強く要望してまいります。

○斉藤信委員 問われているのは、限られた財源の中での優先順位なのですね。三陸縦貫自動車道などの高規格道路の整備率、これまでの事業費、1キロメートル当たりの経費はどうなっているのでしょうか。

国道45号の改修経費、JR、三陸鉄道の改修経費はどう試算されているのでしょうか。

○達増知事 県内の三陸縦貫自動車道、三陸北縦貫道路、八戸・久慈自動車道、合わせまして計画延長223キロメートル、これに対して47.3キロメートルが供用済みとなっており、整備率は21.2%です。これまでの事業費は、県の試算においては3路線合計で約2,100億円となっています。3路線の事業完了区間における1キロメートル当たりの事業費は、県の試算では約42億円となっています。国道45号の改修経費については、現段階では陸前高田市の気仙大橋、釜石市両石地区、山田町山田地区の3地区での災害復旧に要する費用について12億円余と国から通知があったところであり、今後その他の箇所も含め復旧費の増加が見込まれると聞いています。

また、浸水地域内の国道45号については、今後市町村で策定する復興まちづくり計画に合わせた改修も想定されるところであります。

次に、JRの改修経費についてであります。JR東日本では津波被害を受けた八戸、山田、大船渡、気仙沼、石巻、仙石、常磐の路線ごとの復旧費用は示しておらず、当該7路線全体での復旧費用は概算で1,000億円を超えるとの見通しを示しています。三陸鉄道の改修経費については、三陸鉄道株式会社では110億円の復旧工事費を見込んでいます。

○斉藤信委員 私は、破壊されたまちづくりの中心となるべき国道、鉄道、三陸鉄道こそ最

優先してこれは整備をすべきで、そうしてこそ復興が進むと。安全を優先するために従来型の大型開発優先ということになったら私はゆがんでしまうと、これは指摘だけにとどめておきます。

第2に、被災者の生活再建、生活基盤の回復の課題を第一に位置づけて、それにふさわしい取り組みが必要と考えます。被災地での生活を確保してこそ復興を目指す取り組みも可能となります。復興基本計画案ではどう取り組むことになっているでしょうか。

○達増知事 生活再建に向けた復興基本計画での取り組みについては、被災者が一日でも早く安定した生活に戻れるよう安全で良質な住宅及び宅地の供給を進めるとともに、住宅再建確保に際してのさまざまなニーズに対応する各種支援制度及び相談窓口を設置することとしています。また、被災により雇用情勢が深刻化しているため緊急的に雇用の維持、創出を図るほか、地域の産業振興を図り女性、高齢者、障がい者、若者を含め安定的な雇用の場を創出することとしています。具体的には、義援金、被災者生活再建支援金等による生活支援、被災者の生活の安定に向けて住まいや生活全般に関するさまざまな相談に対応できる体制の整備、応急仮設住宅入居者等が早期に安定した住生活を営めるよう安全に安心して暮らせる恒久住宅の供給等を推進、被災した離職者を受け入れる企業の確保などを推進することとしています。

○斉藤信委員 仮設住宅のコミュニティーの確立、被災者の雇用の確保を急ぐべきと考えますが、現状と対策はどうなっているでしょうか。

○達増知事 仮設住宅のコミュニティーの確立等についてであります。地域コミュニティーの確立はその地域で暮らす人々の自発的な取り組みを基本としつつ、まず市町村が担うことが求められていますが、県では自治会等の組織化を支援するため先般、応急仮設住宅運営に当たってのガイドラインを提供いたしましたほか、応急仮設住宅団地内の遊具やベンチ等コミュニティースペースの確保を進めております。また、被災者に寄り添いさまざまな相談に対応するための事例集の作成、NPO、ボランティア等と連携、協力した住民交流の実施などを通じて仮設住宅入居者のコミュニティー形成維持に向け積極的に市町村を支援してまいります。バス等の取り組みについては、仮設住宅の中にはバス停留所までの距離が500メートルを超えるところや道路が狭隘であるなどの問題から、現在の路線では対応できない地域などもございます。路線の見直しや新たな路線の必要性についてバス事業者と検討をしております。生活に必要な交通手段が早期に確保されるよう今後とも必要な支援を行ってまいります。

被災者の雇用確保については、これまで緊急雇用創出事業による雇用創出1万人を目指し、8月8日現在5,676人を求人し、3,552人の雇用を創出したところではありますが、こうした取り組みや復興需要による求人増などで6月末の有効求人倍率は全県で0.47倍と回復が見られ、沿岸地域においてもおおむね改善傾向にあるところであります。今後とも緊急雇用創出事業を活用し、雇用状況の改善に努めてまいります。

○斉藤信委員 私は、津波で助かった命を絶対2次被害でなくしてはならないと思います

が、この間、自殺災害関連死も少なからず発生しています。実態をどう把握しているでしょうか。対策はとっているでしょうか。

○小田島保健福祉部長 6月の自殺者については、災害関連では3名いらっしゃるかと承知をさせていただきます。それから、災害関連死そのものについてはいろんな定義がございますので、そういう形での調査というのはまだこちらのほうでは承知はしておらないわけですが、そういうことを防ぐために例えば心のケアチームでのフォローですとかハイリスクの方についてのいろんな相談事業、そういう仕組みを使いながら対応しているところでありまして、特に仮設住宅に避難者の方々が生活の拠点を移されるということで、その中に集会所を設けまして、そういうところに例えば栄養士だとか、保健師だとか、そのほかのいろんな相談員の方が入って、孤独にならないようなそういう仕組みをつくり対応していくと、総合的な取り組みを進めているところであります。

○斉藤信委員 知事ね、災害関連死について私は何回も取り上げて、新聞報道でも341人が申請していると、県として真剣にこれは調査して対応すべきではないですか。

○達増知事 仮設住宅にほぼ避難所から移っていただく格好になっておりますけれども、この避難所生活というのは人の体と心にとって大変きついものであり、その被災者支援に対しては高い緊張を持って行政対応しなければならなかったわけでありまして、この仮設住宅での生活というものについても、これは避難所とはまた違った形で高い緊張を持って取り組まなければならないと考えておりまして、その点まず行政、市町村、県、国がフルセットで被災者、被災地に寄り添うという体制で臨まなければなりませんし、またボランティアでありますとか、さまざまな新しい公共的な開かれた復興の中で取り組んでいきたいと考えております。

○斉藤信委員 シンプルな質問でしたが、かみ合わなかったと思います。

復興基本計画案の最大の問題は、被災地のまちづくりの中心的な課題である県立病院の再建整備が明記されていないこととあります。8年計画と言いながら、なぜ県立病院の再建整備は明記されなかったのでしょうか。

○宮舘副知事 被災した県立病院と復興基本計画案についてでございますが、被災した高田、大槌、山田の三つの県立病院につきましては、まずは外来診療機能の回復に向けて仮設の診療施設を整備したところでありまして、その後につきましては復興基本計画案において、新たなまちづくりに連動した災害に強く質の高い保健、医療、福祉提供体制を整備することとしているところでございます。

○斉藤信委員 県立高田病院の院長、職員全員が、そして地域住民、市長が県立高田病院の早期の再建を強く求めています、その願いが知事には届いているのでしょうか。

○達増知事 要望は受けているところであります。そして、6月には県立高田病院が医療を考える懇談会を4回開催して、病院に対する各地域の要望を伺ったわけでありまして、その際県立高田病院の復旧、復興に関しては同じ規模での高台への移転新築が必要、県立高田病院のよさを生かした特色ある医療を提供してほしいなどの御意見をいただいた旨、医療局

から報告を受けています。

○斉藤信委員 復興基本計画案では、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した保健・医療・福祉施設の整備と明記されています。人口が減少したら病院の再建は必要ないということでしょうか。

○達増知事 被災者の心身の健康を守るために質の高い保健、医療、福祉提供体制を整備していくには、被災市町村が復興に向けてまちをどのようにデザインするかという、いわゆるまちづくりの議論を踏まえて施設整備を進めていくことが何よりも肝要と考えております。このため被災市町村の人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズ、市町村における新たなまちの姿を踏まえつつ、限りある医療資源を有効に活用し保健、医療、福祉の連携による地域包括ケアシステムの構築やICTの活用によるネットワークの再構築等の取り組みを進めていくことによって被災地における保健、医療、福祉提供体制を整備できるものと考えております。こうしたことから、県が中心となってそれぞれの地域ごとに医療資源の有効活用や病院、診療所及び福祉施設の機能分担等に関して十分に議論を重ねて施設等の基盤整備を図っていきたいと考えております。

○斉藤信委員 8年計画の基本方針案なのです。それに明記されないのはなぜなのかと、県立高田高校の整備は復興実施計画に盛り込まれました。平成26年度以降までにということになりましたが、なぜ県立病院は明記されないのか。県議会の提案でも被災した県立病院の再建整備を提起していますよ。知事、どのように受けとめていますか。なぜ書かなかったのですか。

○宮舘副知事 御質問のありました被災した県立病院と復興実施計画案との関係でございますけれども、被災した医療施設等の復旧や移転整備につきましては、復興実施計画案の中におきまして、仮称ですが、医療施設等復旧、復興支援事業として盛り込んでおります。この中に県立病院も含まれるものでございます。

○斉藤信委員 知事に確認したい。復興実施計画で県立病院の再建整備を進めると理解していいのですか。仮設診療所は二、三年しかもたないのですよ。その後どうするのですか。はっきり教えてください。

○達増知事 先ほど申し上げましたように、この病院、診療所、そして福祉施設の基盤整備に関しましては、それらの施設の機能分担等に関して県がこれは中心となりまして、それぞれの地域ごとに十分議論を重ねて整備を進めていくものであります。

○斉藤信委員 宮舘副知事、なぜ基本計画案には県立高田病院と書かれないのですか。実施計画にも県立高田病院、県立大槌病院、県立山田病院とは書いていないのですよ。高校は書いているのですよ。なぜですか。違いは何ですか。

○宮舘副知事 病院の整備につきましては、これから地元の市町とも十分連携を図りながら、被災地域の医療体制が確保されるよう取り組みを進めていく必要がございます。まちづくりと連動した整備ということが必要になってくると考えております。

○斉藤信委員 知事に改めて聞きます。役場、学校、病院、これは復興とまちづくりの中心

ですよ。この再建の方針が示されてこそ市町村の復興計画は立てられるのですよ。県立病院が3年後どうなるかわからない、どうしてそれで市町村の復興計画が立てられますか。県の責任で明記すべきではないですか。

○達増知事 これは例えば陸前高田市のケースでありますけれども、陸前高田市においてもこの県立病院という病院の施設のみならず、福祉施設でありますとか、あるいは学校のような教育施設とも関連させた新しいまちづくりの中での病院の位置づけというのを考えていきたいと聞いておりますので、そうしたことを市と県としっかり意見交換をしながら今後その整備を進めていきたいと考えております。

○斉藤信委員 答弁になっていない。やっぱり明記しないということは再建整備の意欲がないということですよ。私は、これは極めて重大だと指摘をしておきます。

次に、漁協を核とした漁業、養殖業の構築は極めて重要な課題です。船の確保、養殖施設の整備、秋サケを目指す定置漁業の準備状況はどうなっているのでしょうか。ほとんどの漁港が破壊され地盤沈下していますが、漁港の復旧と応急修理の取り組みはどう進められているのでしょうか。

○達増知事 漁船の確保については、5トン未満の小型新造船約2,600隻と、中古船や修理して活用する船を合わせて約3,700隻の確保を図っていますほか、ワカメ、昆布を中心に約1万1,000台の養殖施設を整備し、震災前の約4割の水準の回復や定置網整備への支援により、秋サケ漁期を迎える10月までには全漁場の約6割の操業再開を見込んでいます。また、漁港の岸壁、護岸などの仮復旧工事を84漁港で進めており、地盤沈下対策も含めた本格復旧に向けて現在国による災害査定が行われているところであり、査定終了後、順次工事に着手し、漁港の早期復旧に取り組んでまいります。

○斉藤信委員 私すべての漁協の復興に取り組むと、これは基本方針案にも明記すべきだと思いますが、いかがですか。

○達増知事 すべての漁協の復興に取り組むと聞こえましたけれども、漁協を核とした水産業の復興ということは明記しているところであります。

○斉藤信委員 漁港ですね。

○東大野農林水産部長 被災した漁港は現有の漁港、市町村管理含めて111港ございますが、そのうち被災した漁港は108港でございます。少なくとも原形復旧は進めてまいります。

○斉藤信委員 それでは最後に、復興基本計画案には福島原発事故による放射能汚染対策、安全確保対策が補強され盛り込まれました。福島原発事故はいまだに収束の見通しも立たず、その被害は岩手県においても肉牛の出荷停止に至る畜産の危機的状況をもたらしています。子供たちへの影響も強く心配されています。知事は、福島原発事故とその本県への影響、これへの対応についてどう認識されているのでしょうか。本来一つの章を設けて福島原発事故にかかわる放射能汚染対策が明記されるべきではなかったのでしょうか。

○達増知事 原発事故と本県への影響、対応にかかわる認識についてであります。今回の

原発事故は県民の安全、安心にかかわる極めて重大かつ異例な事態であると受けとめております。県内でも牛肉から基準値を超える放射性物質が検出される事案が確認されるなど、県民生活への影響の広がりが懸念されるところであります。県民の安全、安心の確保や風評被害の防止を図るため県として全力を挙げて放射線影響にかかわる測定及び迅速、適切な公表を行い、本県への影響等を把握し、適切な対策を速やかに講じる必要があると認識しております。

なお、章立てについてであります。放射能汚染対策については復興基本計画における復興に向けた具体的取り組みに位置づけました10分野の取り組みのうち、四つの分野それぞれの取り組みと密接に関係しておりますことから、それらの分野の施策と一体的に記載すべきものと整理したものであります。

○斉藤信委員 私は、国の責任が一番大きいけれども、全頭検査にしても、米の全市町村調査にしても岩手県の対応は極めておくれたのではないかと、農家や農協や関係者が強くそのことを指摘しますが、知事、どのように受けとめていますか。

○達増知事 より迅速な対応を求める声の存在については重く受けとめ、しっかり対応してまいりたいと思います。

○斉藤信委員 原発からの速やかな撤退は知事としても決断して、自然エネルギーの先進地を目指す本格的な導入を図るべきではないでしょうか。

○達増知事 原子力発電については、今回の原発事故の速やかな事態の収束と検証を行いつつ、国民的な合意のもとに国としてのエネルギー政策が決定されるべきものと考えております。本県は、これまでも再生可能エネルギーの積極的な導入に取り組んでおり、今回の東京電力の原子力発電所の事故を契機に再生可能エネルギーへの期待が高まっていることを踏まえて、復興基本計画に再生可能エネルギーの導入促進の考え方を盛り込みまして、国に対して再生可能エネルギー導入促進特区を提案するなど、一層推進することとしています。

○斉藤信委員 福島県の知事、県議会が脱原発を打ち出しました。このことを知事はどう受けとめていますか。

○達増知事 福島県民の負託を受けた知事、そして議会の行動として重く受けとめたいと思います。

○斉藤信委員 福島県のこの危険性は岩手県も同じではないですか。

○達増知事 福島県で起きている事態については、これは注意深くフォローしていくとともに、岩手県で起きている事態に対しては、先ごろ発足しました原発放射線影響対策本部を中心に組み込んでまいります。

○佐々木順一委員長 これにて斉藤信委員の質疑は終了いたしました。

次に、小野寺好委員。あと2人総括質疑がありますので、大変恐縮でございますが、質疑を続行させていただきたいと思っております。総括質疑終了後、休憩といたしたいと思っておりますので、委員の皆さんの御了承をお願い申し上げます。

○小野寺好委員 公明党の小野寺好であります。復興基本計画案について伺います前に、この巨大津波大震災により直ちに喪失した電力、通信手段、そして3週間枯渇した車や暖房の燃料に関し知事の所感及び今後とるべき行政、県民の対応策はどうあるべきかを伺います。

また、もったいない思想を拡大、定着させるべきと思いますが、食料とエネルギー供給、消費に関する県の基本的な考えは見直されることになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○達増知事 まず、震災についての所感及び今後の対応策についてであります。今回の東日本大震災津波では発災当初停電や通信網の遮断が発生し、沿岸被災地の状況把握は困難をきわめ、また巨大津波による道路網の寸断や燃料の不足が発生し、被災者や被災地の支援におくれが生じた面がございました。手厚い支援を差し伸べなければならない時期にこうした障害に直面し切齒扼腕の思いでございました。県としては、今回の経験を踏まえ十分な検証、分析を行い必要な対策を講じ、今後における大規模災害対策の強化につなげていく必要があると考えております。また、地域防災計画の見直しを行う中で、県民みずから取り組むことのできる対応策についても検討を行い、日ごろからの備えを初め、有効な対応策の普及啓発に努めてまいります。

次に、食料とエネルギー供給に関する基本的な考えについてであります。発災直後停電に加え物流機能が麻痺したことなどにより食料やガソリンなどの燃料が不足し、被災地住民はもとより県民生活全体に大きな支障が生じました。この体験は多くの県民にとって日常生活を支える食とエネルギーの重要性を再認識し、ライフスタイルを見直す契機にもなったと考えております。県としましては、食育や地産地消、さらには省エネルギーなどの取り組みを通じて、今回の震災体験が風化しないよう努めてまいります。また、大規模停電を踏まえ地域の再生可能エネルギーを最大限活用し、非常時においても一定のエネルギーを賄えるシステムの導入を復興基本計画に盛り込んだところであります。

○小野寺好委員 生活再建、恒久住宅について伺います。住居を失った皆さんが体育館等の避難所から応急仮設住宅に移り、やがて恒久住宅を目指すこととなります。建築基準法では、仮設住宅は最大でも2年3カ月での退去となっておりますが、去る6月1日の政令改正で1年間の期間延長、さらに1年ごとの再延長が可能となりました。しかし、仮設での生活はあくまでも応急のものであり、できるだけ短くすべきであります。個人の住宅再建のための土地開発や融資など支援に関してはあらゆる手だてを尽くすべきですが、全壊した個人の住宅の数、このうち2年程度で再建できる見込み数はいかがでしょうか。同時に、自力再建困難者のために短期間での災害復興公営住宅の建設にも全力を挙げるべきと考えますが、自治体ごとの予定戸数と規模、基本方針を伺います。また、場合によってはこの公営住宅を入居者に払い下げるということもあってよいと思いますが、その場合の要件はいかがでしょうか。

○若林県土整備部長 まず、個人住宅の再建についてであります。被災者の生活再建のた

めには、住宅を失った方々が速やかに新たな住宅を確保できるように支援していくことが重要と考えております。全壊した個人住宅の数は1万9,792戸となっておりますが、被害が甚大であることから再建には一定の期間を要すると考えております。現時点において2年程度での再建の見込み数を予測することは極めて難しいところでございますが、県といたしましても復興実施計画で一定の要件を満たした住宅の再建への補助など、新たな住宅確保のための支援に取り組むこととしております。

次に、災害復興公営住宅の建設についてであります。既に第一弾として被災者の多い宮古市以南の6市町を中心に750戸の県営住宅を建設する計画としております。自治体ごとの予定戸数と規模につきましては、被災者の意向や今後の需要見通しなどについて、各市町村と協議しながら計画してまいります。

また、災害復興公営住宅の払い下げにつきましては、国の復興の基本方針におきまして一定の条件のもとで入居者への売却を円滑に進めるとされておきまして、入居者のニーズに応じた売却につきまして要件も含め制度化の検討が進められております。県としてもその動向を見きわめていきたいと思っております。

○小野寺好委員 水産業について伺います。沿岸の皆さんの多くは水産業関係で生活をしていましたが、漁船、漁具や水産加工施設等を失い収入が途絶えました。海中の瓦れき撤去や漁港のスピードある復旧こそが最初で最大の壁であります。莫大な費用と時間を要することになりますが、漁船漁業、養殖漁業等さまざまな形態がありますが、かつての所得に近い収入を上げることができるといふように生活を支えていくか、伺います。

漁船、漁具等は当面は共同購入、共同利用ということになりますが、本来個人の手腕、能力差が所得に反映され、それが漁業の魅力の一つだったと思っておりますが、共同作業に関する懸念はどう払拭していけばいいのか、伺います。

○東大野農林水産部長 まず、被災した漁業者の生活支援についてでございますが、この生活支援につきましては4月補正予算において漁場復旧支援事業及びいわての漁業復旧支援事業、6月補正予算におきましては漁場復旧対策支援事業及び養殖用種苗供給事業を創設いたしまして、漁業者が生産の場である漁場等の調査や復旧に携わることにより収入の機会を得る取り組みを進めてきたところでございます。一方で漁業、養殖業の早期再開により漁業者の収入の確保を図る観点から生産に直結した漁船、定置網等の漁具、それから養殖施設の整備を進め、秋サケ漁や年末のアワビ漁、来春の収入が見込めるワカメ養殖に対する支援に取り組んでいるところでございます。このような取り組みを通じまして、被災した漁業者の生活の早期再建を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、漁船、漁具等の共同利用による共同作業についてでございますが、多くの漁業者が漁船、漁具を流失して生産手段を失った中、早期に漁業生産活動を再開するには漁協が主体となって漁船、漁具を一括取得し共同で利用する方式や漁業者にリースする等のシステムを構築することが有効と考えてございます。この漁船等の共同利用システム等の具体的な運用形態は、それぞれの漁業協同組合の構成員がみずからの意思で選択していくことが重

要でございます、それが引き続き漁業者が意欲を持って漁業活動に従事できることにつながっていくものと考えてございます。

○小野寺好委員 医療について伺います。医療施設のないまちでは生活できませんので、当面は仮設診療所のお世話にならざるを得ません。しかし、いつまでも入院設備がないとなると不便至極であります。病院の規模は自治体の将来人口を予測して決めるべきものですが、現在の医療局の県立病院復興の方針はいかがでしょうか。

発災直後他県からのドクターヘリのお世話になったと聞きますが、延べ日数、どこの県から何機、何人救助されたか。マスコミ報道や県のホームページにもこういったのは見当たりませんので、もし把握していれば伺いたいと思います。

また、関東地方では複数県でドクターヘリ連携活用の協定を進めていると聞きますが、東北、北海道はどうするか伺います。

○宮舘副知事 県立病院復興の方針についてであります、医療局においては地域医療提供体制の確保を図るため、まずは外来診療機能の回復に向け高田、大槌、山田の仮設診療施設を整備したところであります。また、入院患者の受け入れにつきましては2次保健医療圏の基幹病院を中心といたしまして、圏域内の民間医療機関や内陸部の県立病院とも協力して対応しております。今後につきましては、県の復興基本計画では新たなまちづくりに連動した災害に強く質の高い保健、医療、福祉提供体制を整備することとしておりまして、医療局におきましてはこの計画に沿った形で地元市、町とも十分に連携を図りながら、被災地域の医療提供体制が確保されるように取り組んでいくものと承知しております。

○小田島保健福祉部長 ドクターヘリの活動についてであります、まず救助の実績でありますけれども、3月12日から15日にかけての延べ4日間、北海道、青森、群馬、埼玉、愛知、岐阜、高知の各道県から参集した計7機のドクターヘリが花巻空港を拠点に傷病者や医療資器材の搬送活動に従事し、傷病者の搬送実績は合計で39人になったところであります。また、関東地方の協定についてであります、栃木、群馬、茨城の3県においては自分の県のドクターヘリに複数の出動要請が重なった場合、隣県に応援出動を要請できる広域連携について協定を締結し、7月から正式に運用を開始していると承知しておりますが、広大な県土を有する本県の地理的状況を踏まえると、隣県同士で相互に支援し合う連携体制の構築は今後の重要な検討課題と認識しており、平成24年度のドクターヘリの運航開始に向け運航ルールの策定や各消防本部との連携体制確立に取り組みつつ、あわせて隣県との連携についても検討を進めてまいります。

○小野寺好委員 教育について伺います。風光明媚な海辺に建設された学校が逆に災いしてしまい、被災していない校舎を借りての授業が続いております。少子化で統廃合が検討されていたさなか、さらに校舎の喪失で教育環境が悪化いたしました。義務教育の教育施設と県立学校に関し人口流出、まちづくり等を考慮した県の方針を伺います。

○菅野教育長 被災した学校におきましては、地域の方々を初め多くの方々から御支援をいただきながら授業を再開してございます。ただ、一方他校の校舎を借りて授業を行うなど

多くの学校においてその学びの環境はいまだに厳しいものがございます。県教育委員会といたしましては、児童生徒が安心して就学できる教育環境を着実に整えていくため、市町村を初め関係機関ともども努力してまいりたいと考えております。具体的には、小中学校において各市町村が応急仮設校舎の建設など復旧整備を進めているところでございますので、関係する市町村及び教育委員会等の意向をお伺いしながら国とも調整し、必要な支援に努めてまいります。県立学校におきましては、宮古工業高校において本校舎の改修に取り組んでいるところでございまして、8月下旬での同校校舎での授業開始を目指しているところでございます。高田高校につきましては、市町村のまちづくり計画等との調整も図りながら整備を行うこととしているところでございます。

○小野寺好委員 次に、緊急支援物資について伺います。かつて災害復旧のための建設資材の速やかな調達について議会で質問したところ、各地の建設会社から協力を得られるよう協定しているとの答弁をいただきましたが、この大震災でどのような成果を上げたか、及び今後の改善点を伺います。

また、このたびは滝沢村にある県の産業文化センターが長期間にわたって支援物資の中継基地になりましたが、本来の利用目的から外れ、ある方面の皆さんには不都合、不便を来しました。この際矢巾町の流通センターの利用されていない場所を食料、燃料、建設資材などの備蓄基地にしてはどうかと提案いたしますが、いかがでしょうか。オイルターミナル、高速道のインターチェンジに近くわかりやすい場所で、交通至便で県外からの緊急支援物資の搬入、搬出も容易であります。前向きな答弁を期待いたします。

○若林県土整備部長 県では、建設業団体などと災害時における公共土木施設等の被災状況の調査設計、それから障害物撤去等の重機、資材の調達、応急復旧工事につきまして協定を締結しております。今回の大震災におきまして、県内の建設業団体の方々には、協定に基づきまして発災直後から被害状況等の調査、警戒作業、応急工事の施工など県全域で200件以上の要請に対応していただきました。沿岸地域の建設会社においては、みずからも被災しているにもかかわらず迅速な対応に御努力いただくとともに、内陸地域の企業にあつては沿岸地域に対して機能的な支援体制を構築し、物資の輸送ルート、緊急搬送ルートの確保、瓦れきの撤去など被災地の復旧などに極めて大きな成果があつたものと認識しております。岩手県建設業協会を初め関係団体に対し厚く感謝申し上げます。今後協会と意見交換などで今回の対応につきまして検証いたしまして、改善点などについて確認し、必要があれば対応してまいりたいと考えております。

○加藤総務部長 備蓄基地のお尋ねでございます。東日本大震災津波における対応を踏まえまして、復興基本計画及び復興実施計画の案におきましては、災害発生時に物流などの応急対策の拠点として機能する広域防災拠点の整備につきまして、国による整備ないしはそういった国の支援を求めながら県として取り組んでいくということを記載させていただいております。御提案の矢巾町流通センターの未利用地、これを備蓄基地として活用するというところでございますが、この広域防災拠点の整備、まずはこの整備構想を検討するというこ

とになってまいります。この中でこういった場所にこういった機能を備え、そしてこういった数のものを置くかということを考えてまいりますので、御提案の趣につきましてもこの中で取り上げて、こういったあり方がいいのか、検討してまいりたいと考えております。

○小野寺好委員 最後に、道路について伺います。内陸と沿岸の距離はどうにもなりません。せめて移動時間の短縮を図るべきだとだれもが痛感いたしました。宮古盛岡横断道と東北横断自動車道釜石秋田線の整備が重視されていますが、震災前の計画とどう違うのか、特に完成までの期間や都南川目道路について伺います。また、盛岡から久慈方面までは人口比、交通量からするとどうしても後回しになります。八戸自動車道は西に大きく迂回しているためさほどの効果は見られず、国道 281 号、その他の整備が重要と思われませんが、今後の方針を伺います。

○若林県土整備部長 まず、宮古盛岡横断道路につきましては、一部区間を除きまして県が事業主体となりまして整備を進めているところでありますが、国土交通大臣から国直轄事業による整備について国土交通省として準備をすることとしたと、国としても早期の整備について協力をしていくとの発言があったところであり、横断軸の整備促進に大きな弾みがついたものと考えております。宮古盛岡横断道路、都南川目道路につきましても整備が加速されるものと期待しております。

次に、国道 281 号の整備についてであります。当該路線は緊急物資の輸送や救急活動に大きな役割を果たし、沿岸北部地域の復興に重要な役割を担ったことから、復興実施計画において復興支援道路として位置づけており、安全で安心して通行できるよう今後も整備を推進してまいります。

○佐々木順一委員長 これにて小野寺好委員の質疑は終了いたしました。

次に、阿部富雄委員。

○阿部富雄委員 政府は、復興構想会議の提言を受け復興基本方針を 7 月 29 日に決定しました。復興基本方針では、復興特区について被災地の提案を一元的、迅速に実現する復興特区を創設し、税、財政、金融支援も検討、事業規模については 2015 年までの 5 年間は国、地方で少なくとも 19 兆円程度、10 年で少なくとも 23 兆円程度とし、税制措置は基関税を初め多角的に検討などと財源が後回しにされています。国の復興基本方針の施策や財源をどう評価しているのか、お聞きします。

また、県が策定した復興基本計画と照らし合わせ事業が不明瞭、不足する施策についてどう働きかけていくのか、お聞きします。

知事は、復興財源の確保で増税について否定的な発言を繰り返しています。無駄の削減や行政改革などで捻出することは当然ですが、限られた財源にならざるを得ません。増税にしる公債発行にしる国民負担が伴うものですが、復興財源をどのように確保することが望ましいと考えているのかお聞きします。

○達増知事 国の復興基本方針の施策や財源の評価についてであります。国の東日本大震災からの復興の基本方針の内容を見ますと、三陸縦貫道等の緊急整備や太平洋岸と東北

道をつなぐ横断軸の強化、漁業経営再開、地域水産業の復旧のための支援、基金による債権の買い取りを通じた二重債務問題の解消、土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組み、復興特区制度の創設など本県が訴え続けてきた事項の多くが盛り込まれており、基本的には評価しております。ただし、復興道路や水産業の再生に関してなど6月25日に公表された復興構想会議の復興への提言に比べ、記載内容が抽象的になっているものが多く見られると感じております。また、復興基本方針では財源の確保について一部先送りされた記述もあるようではありますが、財源の議論が復興の足かせになるべきではないと考えております。

国への働きかけについてであります。本県の復興を進めるためには復興実施計画に盛り込まれた事業を着実に実施することが重要であり、去る8月3日には国の第3次補正予算と来年度予算の概算要求に向けて、県の復興実施計画に掲げる施策事業について要望活動を実施したところであります。今後とも必要な施策等について国に要望するとともに、県の復興計画と照らし合わせ事業が不明瞭、不足する施策等についても要望活動等を通じて国に働きかけてまいります。

復興財源の確保についてであります。国における復興財源の確保については、基本的に我が国の経済財政政策を担う政府が経済状況等を十分に踏まえて判断すべきものと考えております。なお、被災地や日本経済の状況、国際経済情勢の動きなどを踏まえ、増税ありきの議論ではなく国内の消費を拡大し、日本経済を強くする流れの中で復興を推進していくことが重要と考えております。

○阿部富雄委員 県の復興基本計画は平成23年度から8年間としています。国の復興基本方針は10年間とし、当初の5年間を集中復興期間としています。復興期間に違いがあることから事業の遅延や国との意思疎通が十分に図られないことなどが想定されるところですが、どう調整を図っていくのか、お聞きします。

県の復興事業費はどの程度見込まれるのか。また、市町村の復興事業費はどう見込まれるのか、お聞きします。

国と地方の費用負担割合や支援対象事業が不明です。地方の負担が長期的に地方財政に大きな影響を与えることを懸念します。県、市町村の費用負担をどう推計しているのか、お聞きします。

第1期の復興実施計画を策定しましたが、事業費はどの程度見込まれるのか、また財源手当ての見込みについてお聞きします。

国の復興基本方針では、事業規模を10年間で少なくとも23兆円程度としています。額の根拠が不明確です。復興費や被災者支援、雇用確保、産業の支援、放射線対策など事業費を具体的に提言し、必要な事業費を確保すべきですが、対応をお聞きします。

また、必要であれば国に事業規模を見直すよう求めるべきですが、考えをお聞きいたします。

○達増知事 まず、国の復興基本方針との調整についてであります。国の東日本大震災からの復興の基本方針では、被災各県のさまざまな状況や阪神・淡路大震災の例を参考にしな

がら、復興期間を10年間と定めています。一方復興計画では甚大な被害状況を踏まえ、復興に向けた各分野の取り組みに要する期間を積み上げつつ、できるだけ迅速な復興を目指すとともに、平成31年度に策定が予定される県の次期総合計画を見据えて8年間を全体計画期間といたしました。そのため8年間の計画期間の中で国と調整を図りながら事業を着実に推進していくものであります。

次に、県と市町村の復旧、復興事業費についてであります。現時点では国の事業スキームが不明確であり、各市町村において復興計画等を策定中であることなどから、県と市町村の復興事業費を試算することは困難な状況にあります。なお、日本政策投資銀行による本県の資本ストック被害推計額は4兆2,760億円となっておりますが、今後必要となる復興事業費は復旧費にとどまらず社会資本面や産業面など新たな事業が見込まれますことから、復旧に要する経費もこれを上回る相当の額に上るものと推測されます。

県、市町村の費用負担についてであります。費用負担については既存の制度を参考として推計できるものもありますが、国に対してこれにとどまらず拡充を求めておまして、さらに復興に向けて新たに必要となる事業が相当数に上りますことから、現時点で国、県、市町村の負担区分を明確に示すことは困難であります。今後事業が着実に実施できるよう、まずは国費による支援を基本とし、県及び市町村の負担軽減を図っていくことが必要と考えておまして、引き続き国庫補助負担率の引き下げや補助対象の拡大等について国に対して要望してまいります。

復興実施計画の事業費と財源手当ての見込みについてであります。復興実施計画には県が実施主体となって直接実施する事業のほか、県負担の伴う国の直轄事業、市町村に対する補助事業、市町村代行業業なども含んでおります。しかし、現時点では国の事業スキームが不明確であり、各市町村において復興計画等を策定中であるので、これらの事業について事業費を試算することは困難な状況であります。

また、財源手当ての見込みについてであります。復興に要する財源については、まずは国の補助制度の創設や補助率の引き下げ等国費による力強い支援が必要と認識しており、こうした措置が講じられてもなお補助事業の地方負担や単独事業など地方が負担する復興費用も膨大となりますので、地方負担分への財源措置の充実が不可欠であることから、これまでも国に対し強く要望してきたところであります。先般示された国の復興基本方針においては、地方の復興財源の確保ということは盛り込まれておりましたが、国費措置に関してはいまだ全体像が明らかになっておりません。復旧、復興に向けた事業が着実に進むよう引き続き財源の確保について国に対して要望をしております。

事業費の低減についてであります。国の復興基本方針では10年間の復旧、復興対策の規模は少なくとも23兆円程度、平成27年度までの5年間の集中復興期間に実施すると見込まれる事業規模は少なくとも19兆円程度と見込んでいます。しかし、その内訳は示されておきませんので、現時点でその事業規模が復興のために十分かどうかについては明らかではありません。本県としましては、これまで住宅確保に向けた対策を含む被災者の避難生活

及び生活再建に対する支援や、被災した事業者、労働者、離職者等への総合的な就業支援、農林水産業の復旧、復興や被災企業等への支援策の拡充などなりわいの再生、原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実強化など、復興に向けた事業に関する国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大、新たな支援制度の創設等について国に対して具体的な要望を行ってまいりました。これらにかかわる事業費をすべて積算して事業費の確保を求めることは現時点では困難と考えておりますが、復旧、復興のために必要な事業が着実に実施できますよう、引き続き国庫補助負担率の引き上げや補助対象の拡大、地方負担に対する財源措置の充実確保、復興一括交付金など自由度の高い仕組みの創設等について国に対し強く要望してまいります。

失礼いたしました。県、市町村の費用負担について国庫補助負担率の引き下げを求めると先ほど申し上げましたのは、引き上げを求めるということでもあります。

○阿部富雄委員 東日本大震災津波被害で県に寄せられた寄附金は5月時点で約50億円とされているところですが、現時点で寄せられている寄附金の状況と、今後どの程度寄附金が寄せられると見込まれるのか、お聞きします。県に寄せられた寄附金は、被災地の復旧、復興のための事業に活用することとし、予算編成の際に具体的な寄附金の活用事業及び活用額を公表するとしています。自然災害により被害を受けても私有財産制のもとでは個人の財産は個人の責任に帰することを原則としています。阪神・淡路大震災以降、被災者生活再建支援法による支援金や地方自治体による支援の上乗せ、横出し等の法的支援や災害復興基金などで対応されています。復興基金を創設し、地域の実情に即した復興を図るべきです。その財源は寄せられた寄附金、これは寄附金が幾らあるのか、どのような事業に充てるのかを透明性を確保することになります。また、災害復興宝くじの発売による収益金も35億円程度見込まれます。復興基金の創設についてどう考えるのか、お聞きします。

○達増知事 まず、寄附金の状況についてであります。これまで国内外を問わず幅広い方々より温かい御支援をいただいております。8月5日時点では総額62億円余、うちいわての学び希望基金に寄せられた寄附金を除いた額は52億円余となっております。今後も広く継続して浄財を募りたいと考えております。

復興基金の創設についてであります。復興基金については雲仙普賢岳噴火や阪神・淡路大震災などの際に県等が財団法人を設立し、その基金の運用益により既存の復興施策を補完する住宅対策などきめ細かな対応を行ったものであり、制度のすき間を埋めて必要な事業を柔軟に実施する上で非常に有用であったと評価をされています。本県においてもこうした趣旨のもと、活用できる資金の手当てが必要と考えています。一方阪神・淡路大震災復興基金においては、復興基金による支援事業は10年間で約3,543億円を要していますが、本県の被害規模を勘案した場合相当の事業費が見込まれますことから、国に対して国費による取り崩し型の基金の設立を検討すべき旨の提言を行ってきたところでもあります。先般公表された政府の復興基本方針では、基金に関して必要な支援を実施するとの記述にとどまっていますが、被災者に対し長期間にわたり安定的な支援が可能となる仕組みになるよ

う、国費による力強い支援について引き続き国に対して働きかけてまいります。

○阿部富雄委員 大災害を受け内閣総理大臣を初め関係大臣、政務官、政党、国会議員等に復旧、復興に向け多くの要望を行ってきました。国の復興基本方針は、復興を担う行政主体は市町村が基本、国は制度設計や支援に責任を持って実施するとしています。地域の実情に即した施策や事業を粘り強く要望することにより、国の復興構想会議の提言や復興基本計画に反映されるものとの思いがあります。実態は、被災地を視察し要望を受けた、要望したにとどまっていたのではないのでしょうか。県の要望が国においてどのように検討されたのか、また施策としてどう取り組まれてきたと認識しているのか、お聞きします。

県は関係省庁等への照会や働きかけをどう行ってきたのか、お聞きします。

また、県市長会等から県に寄せられた要望についてどのように対応してきたのか、お聞きします。

○達増知事 県要望の国における検討状況と施策への反映についてであります。東日本大震災津波に関する要望に対しての国の検討状況については具体的に承知していないところではありますが、その措置状況については国の第1次補正予算の成立時点で取りまとめたところ、要望数 286 項目のうち、予算措置や制度の見直し等について措置されたものが 20.3%、一部措置が 27.6%にとどまり、半数以上は措置がなされていない状況でありました。第2次補正予算成立時点におきましても二重ローン対策や地方交付税の増額等要望項目の一部が措置されるにとどまっております。今後とも粘り強く要望活動を継続する必要があるものと考えております。

関係省庁等に対する照会や働きかけについてであります。私以下県職員と、岩手県沿岸市町村復興期成同盟会による各政策分野を網羅した要望活動をこれまでに2回実施しましたほか、県の各部局の個別課題にかかわる要望を適時実施するとともに、県幹部による関係省庁への要望趣旨の周知徹底や情報収集など幅広い働きかけを展開しております。また、去る8月3日には国の第3次補正予算と来年度予算の概算要求に向け要望活動を実施したところではありますが、今回の要望では要望書の要望項目ごとに復興実施計画に掲げる関係施策事業を明記し、復興実施計画もあわせて説明するなど効果的な要望となるよう努めたところでもあります。

県市長会等から県に寄せられた要望への対応についてであります。これまで市町村が構成団体となっている県市長会、県町村会、そして県沿岸市町村復興期成同盟会などから災害からの復旧、復興に関する要望をいただいているところでもあります。こうした貴重な提言については、県ができるものはしっかりと受けとめて対応していますほか、国が責任を持って取り組むべきものについては県から国への要望の際に提言の内容を十分盛り込むなど、できる限り国の施策に反映できるよう努めております。なお、要望に対してはできる限り要望の場で回答することとしており、また希望する団体には文書でも回答しているところでもあります。

○阿部富雄委員 県の復興基本計画は、市町村が計画をつくる際の指針と位置づけていま

すが、県の復興基本計画と市町村の復興計画の整合性をどう図るかが復興の進捗に大きな影響を与えます。市町村の計画策定に当たりどのように支援を行っていくのか、お聞きします。

今後市町村計画の策定が進行する中で、県の復興基本計画とのそごや独自の施策も想定されると思いますが、どう対応していくのか、お聞きします。

市町村計画が策定された段階や一定期間経過後経済情勢、財政状況や復興状況を踏まえ事業内容や規模を見直すことも必要ですが、対応をお聞きします。

○達増知事 市町村の計画策定の支援についてであります。被災市町村ではみずからの被害状況や土地利用の状況を産業構造等の地域特性を考慮し、復興計画の策定や検討を進めているところであります。被災状況等がさまざまありますので、計画策定期間は市町村によって異なる状況にございます。本県の復興を実現するためには、被災市町村との連携を図り制度的、人的、技術的な面から最大限支援することが重要と考えます。そのため市町村の復興計画策定に当たりましては、浸水エリアのシミュレーションなどまちづくりに関する各種データの提供や技術職員の派遣、水産業の再生に向けた漁協との調整や水産業者の合意形成支援など、被災市町村と一体となって計画策定の支援に取り組んでいるところであります。今後とも市町村の復興計画策定の進捗状況等に応じたきめ細かな支援を進めるとともに、市町村と密接に連携を図りながら復興が着実に達成されるよう取り組みを推進してまいります。

市町村の計画と県の基本計画との関係についてであります。県の復興基本計画は「安全」の確保、「暮らし」の再建、「なりわい」の再生の三つを原則として掲げるなど復興の道筋を明らかにするとともに、被災市町村が策定する復興計画等の指針となり、自主的な復興を支援する計画としての役割も担うものであります。計画策定に当たっては、沿岸市町村長らとの意見交換を行うとともに、県の基本計画案を早期に示すことにより市町村が策定する計画とのそごがないよう配慮してきたところであります。今後とも被災市町村が策定する復興計画等に基づく取り組みとの整合性については十分配慮し、当該市町村との連携を図り、その復興が着実に達成されるよう取り組みを進めてまいります。

県の復興計画の見直しについてであります。復興計画のうち復興基本計画については社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うこととしております。また、復興基本計画に基づき策定する復興実施計画に掲載している事業等は計画策定時点で想定したものであり、国の予算措置の状況や復興の状況等を踏まえ、所要の見直しを行っていくこととしております。

○阿部富雄委員 先ほどの復興費の関係で第1期の復興実施計画を策定して、具体的に事業は実施項目で274の事業を行うのだと。ただ、財源手当てについては国の新たな制度の創設だとか、補助のかさ上げだとかが明確でないということがあって、その財政規模を示すということに至らないということでありましたけれども、このままでは私はこの計画は進まないと思うのです。少なくとも今ある制度の中でやっぱり具体的な計画、財政手当てをして

いくという、こういうことが必要だと思います。既に国の災害復旧にかかっては査定も始まっているでしょうし、それからこの復興実施計画の中身については細かい事業概要を数値も入れてつくっているわけですから、具体的にあとは知事のほうで費用が幾らかかるか、それぞれの担当課に指示をすれば積算はできるものと、このように思いますので、やっぱりそのような現実に即した計画をあわせて対応していくということが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○達増知事 今ある制度中での対応ということでは、例えば水産業の復興に関する部分、いまだ国の新しい政策が予算化されない段階で県において基金を取り崩すような形で財源を確保したりしているわけでありますけれども、そのようなやり方ではたちまち地方財政、これは県のみならず市町村も破綻をしてしまいます。やはり国が国家プロジェクトとしてこの未曾有の国難に対し予算措置をしていく。瓦れきの例であるように、今までの災害以上の国費の投入、補助率のかさ上げということをしつかりやっていくことが必要不可欠でありまして、そこはしつかり求めていかなければならないと考えております。

○佐々木順一委員長 これをもって阿部富雄委員の質疑は終了いたしました。

これをもって総括的事項に関する総括質疑を終了いたします。これより部長等に答弁を求める自由質疑に入るわけでありますが、委員席の移動を行いますので、その間 10 分程度休憩いたします。各委員の御了承をお願い申し上げます。

(休憩)

(再開)

○千葉伝副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより部長等に答弁を求める自由質疑を行います。なお、質疑、答弁とも簡潔明瞭に行い、議事進行に御協力をお願いします。特に答弁については、この旨御留意願います。質疑はありませんか。

○新居田弘文委員 私のほうからまず 1 点目、まちづくりのグランドデザイン等の土地利用の整合性についてお聞きします。

今回の復興基本計画の 13 ページに、復興に向けたまちづくりのグランドデザインということではいろんなケースを挙げて例示をしております。被災市町村では、地域に合った新たなまちづくり構想をこれから練ると思います。いわゆる基本計画をつくるとは思いますが、その際の前提として津波によって破壊された防潮堤の復興・復旧がどうなるかというのは大きなポイントを握っているのではないかなと思います。この復興基本計画の 13 ページには、その海岸保全施設のことについても記述しておりますが、まず現状、今までのあったその防潮堤の高さが今後どの程度に復旧なるのか、あるいはいつごろまでかかるのか、それによってはまちづくりのデザインも被災市町村の考え方がちょっと変わってくるのではないかなと思います。というのは、今までのような高さですと今回の津波ですとまた越えてしまうとか、あるいは一段上げて今回の津波程度は何とか抑えられるような防潮堤をつくるとか、その辺の考え方をまず冒頭お聞きしたいと思います。

○若林県土整備部長 ただいま委員のほうからお話がありましたまちづくりの基本計画におきまして、まず海岸保全施設の整備に当たりまして基本的な方向性を示しております。海岸保全施設の整備目標につきましては、過去に発生した津波などを地域ごとに検証して、おおむね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとする。それで、今回の津波につきましては土木学会の見解もありまして、貞観の津波、それから今回の東日本大震災津波の頻度は極めて巨大な津波だという評価をしております、その頻度は恐らく 500 年から 1,000 年規模に当たるだろうと評価をしております。一方岩手県沿岸におきましては、これまでに約百数十年の間に明治 29 年三陸地震津波、昭和、チリ、それから今回という形で 4 回ほどの被災をこうむっております。この中で地域ごとに、巨大な津波まではなかなか対応するのは難しいのですけれども、その中でどれぐらいの津波の高さに対応したまちづくりを進めればいいのかということで、今津波防災技術専門委員会のほうで検討を進めております。この中で基本的には百数十年程度に発生する津波、つまり多くは明治 29 年とか、部分的によっては昭和 8 年もございますが、そういう形でのレベルで、そして今回の東日本大震災津波が来たときに今の浸水域、市街地がどのような土地利用が可能かということは今検討しております。よって、きのうも第 5 回の委員会を行いまして、次回が 9 月 5 日に行う予定になっております。9 月いっぱいまでにはおおむね岩手県の北から南までにかけて、どの程度の津波を対象にするかという計画をまとめ上げていきたいと考えております。

○新居田弘文委員 いずれ今お話ありましたように、そういうのが示されないとまちづくりの基本的な部分ができないと思います。

それで次は、それがある程度調整されたということで、それぞれの被災市町村で新しいまちづくり構想が描かれると思いますし、所定の審議を通じまして確定すると思います。その際、現状ではそのまち、行政区の全体から見ますと、市街地については市街化区域とか、あるいは都市計画上の用途地域とか、それ以外は農業振興地域の農用地区域とかいろいろと区分されております。その現状と新しいまちづくりとは全然重ならない、当然そういうことになると思うのですが、その辺の処理についてなのですけれども、私思いますのは、今ある法律によりますと、それこそ何カ月も、あるいは場合によっては国との協議なんかもありますから相当の時間を要すると。ところが、現実にはまちづくりは着々と進めなければならない。そういう中で、例えば新しく農地にうち建てる場合は農地転用、第 4 条、第 5 条の手続ありますね。そういう場合は従前ですと個人が農業委員会に申請して、規模によっては県の農業会議、場合によっては農政局長と、一連の手続あるのですけれども、そういうものについては市町村が決めた土地利用計画の範囲であれば、例えば届け出にするような復興特区的なもの——抽象的になりましたけれども、そのような制度を県としても、国に要望するのもいいのですが、県独自でも何かその辺のできる範囲で、既存の法律、規則では全然間に合わない話だと思うのです。

それから、もう一つ建築確認申請あります。これもその土地利用に沿った適格建築物かというチェックと、それから構造上等の安全のチェックもあります。その際、構造とか安全は

当然なのですがけれども——技術的なチェックですけれども——その土地利用計画上の適合性については、さっき言った市町村の土地利用計画、まちづくり計画が確定していればそれに沿ったような形であれば、今の都市計画の用途地域と関係なく全部が許可できるような、いわゆる短縮して早く申請者に答えを出せるような、そういう仕組みを考えてはいいのではないかなと思いますし、あわせて言いますと現状の都市計画道路とか都市施設も破壊されてそこにありません。当然新しいまちづくりをするためには、新たな都市計画道路とかさまざま計画決定もありますので、それらも含めてそのような届け出制か、あるいはそれに近いものを検討すべきではないかと思うのですが、その辺についてのお考えをお聞きます。

○平井理事兼復興局副局長 まず、新たな土地利用調整についてでございますけれども、広大な面積が被災した本県におきましては、復興に当たりまして農地を市街地にすることなどを含め、土地利用計画の大幅な変更が想定されるところでございます。この変更につきましては、各個別法による土地利用調整や変更手続が必要となることから、被災市町村において調整手続を一元化し、大幅な土地利用計画の見直しに対応できるよう、復興構想会議の場等を通じて国に対して要望を行ってきたところでございます。7月29日の国の復興基本方針におきましては、国の総力を挙げた取り組みとして復興特区制度の創設を掲げ、被災地域の要望を踏まえた土地利用再編手続の一元化、迅速化等の規制、手続等の特例措置を講ずることとされたところでございます。また、復興施策として土地利用の再編等を速やかに実現できる仕組みとして、各種手続を一つの計画のもとでワンストップで処理する特例措置を検討することとされております。県といたしましては、引き続き国に対して土地利用調整の手続が円滑に行われるための特例措置が講じられるよう要望していきたいと考えております。

○若林県土整備部長 建築確認についてであります。原則といたしまして、現行の用途規制に基づく審査を行うこととなりますが、市町村の土地利用の方向性が具体的に示され、復興まちづくりの上で必要と認められる施設を建設する場合においては、つまり市町村の復興まちづくり計画の中できちっと定められてやれば、定められた用途以外であっても公益上やむを得ないと認めて、現行法でも建築基準法第48条ただし書きに基づきまして許可することもできます。よって、柔軟な運用を行ってまいりたいと思います。

○新居田弘文委員 ぜひその辺特例を早目に決めてもらって、短時間に処理ができるような一元化について取り組みを進めていただきたいと思います。

次は市町村の行政機能についてということで、実施計画の25番にもその例があります。県あるいはよその県からも被災市町村に大勢の職員が派遣されまして今回の復旧、復興に特に被災後のいろんなお手伝いをいただいておりますが、引き続き県でも被災市町村に支援をする必要があるのではないかなと思っております。その場合、県職員の現在の定員で県独自の行政が大丈夫なのかどうかということちょっと心配しているのですけれども、その辺の対応について一つお聞きしたいと思います。

それから、被災市町村が人的に支援されてもいろんな今回の復旧事業で国、県からもいろ

いろ支援もらったにしても、被災市町村のもともとの財政力は非常に厳しいものがあると思います。特に大分資産が滅失しましたので固定資産税はもちろんありませんし、職場もないために今度は所得税も上がらない、市町村民税も激減するというので非常に財政的に厳しい環境の状態になると思いますので、市町村の一般的な行財政について県として大幅に支援すべきではないかな、あるいは国に対してそういう要求をすべきではないかなと思うのですが、その辺の考え方についてお聞きします。

○加藤総務部長 市町村支援に伴います県の職員体制の問題について、私のほうから御答弁申し上げます。

市町村支援業務、これは現在県からも被災市町村の求めに応じまして所要の人員を派遣させていただいておりますが、これは単年度限りというものでなく、ある程度一定期間必要になるものであろうと思っております、それにつきましては県としても必要な手当てはしていかなければならないものと考えております。市町村のそういった支援業務ございまずし、また復旧、復興業務、これがどんどん増大してくるという中で県の職員体制どう確保していくかということでございます。不要不急の業務などを絞り込んでそういった人員を手当てする財源を捻出するというのも一つでございますが、必要などどうしてもつけなくてはいけない部分につきましては、他県等からの協力もいただきまして、県の人員は市町村に出す分もありますから、その穴というか、浮いてしまったというか、空きが出た人員部分につきましては他県の協力、派遣をいただいて埋めていく。そういった対応を講じることによりまして、何とか工夫しまして県としての必要な支援は継続していくと、そういう基本的な考え方で対処してまいりたいと考えております。

○千葉政策地域部長 市町村のこれからの財政運営についてのお尋ねでございました。今御指摘のとおり、今回の震災によりましていわゆる市町村の税収等への影響が当然大きく生じるものと考えております。これまでも国において、例えば特別交付税の増額とか、あるいはつい先日決定いたしました普通交付税の算定等におきましても、一部その辺の算定方法の中で配慮がされたところもございます。いずれこの税収の確保等につきましては、これから中長期的に我々としても十分配慮しながら支援していく必要があると考えておりますので、国に対する必要な要望あるいは県においてできる限りの支援、さまざまな手段で支援してまいりたいと考えております。

○新居田弘文委員 ぜひしっかりやっていただきたいと思います。

次に、事業計画について何点かお聞きしたいと思います。No.7、再生可能エネルギー導入促進事業ということで、これそのものではないです。これに関連するのですけれども、今回の地震によりまして電気は当然あのとおり切れました。あるいは自家発電で幾らか急場をしのいだ施設もあるやに聞いておりますけれども、この再生可能エネルギーと同様にやっぱり自家発電の補強といいますか、そういうところにも力を入れる必要があるのではないかなと思います。と言いますのは、今回の地震の後ニュースが流れまして、大津波警報何メートルぐらいだと流れました。それが時間たった後、さらに大きな津波が来ると報道された

のですけれども、その時点ではほとんどの施設は停電になりまして、そのニュースを知らないで最初に発表された津波の高さの分だけと承知するしかなかったのですけれども、そのために避難するにももっと高いところに避難すればいいものが、最初の警報、津波情報、それを信じてもっと高く避難するものが低いところでもかなりの方が流されたり死んだというような経過があったようでございます。そういうことで、電気を民間でも大きな事業所でも継続して確保されていれば常に新しい情報をみんな承知して、いろんな避難についても、あるいはいろんな面で幾らかでも人災を少なくすることができたのではないかなと思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

○工藤環境生活部長 非常時のエネルギー、電源の確保についてのお尋ねでございます。お話のありましたとおり、今回の東日本大震災に際しましては、すぐ停電が発生、大停電が発生したということで情報の収集などにも非常に大きな支障が生じたということでございます。復興基本計画の中に再生可能エネルギーの導入ということで掲げさせていただいておりますが、こういった大停電の反省を踏まえまして、再生可能エネルギーの導入を特に三陸沿岸地域に普及させたいと、導入促進したいというものでございます。委員のお話の向きは、例えばガソリン等の自家発電とかでもいいということなのかもしれませんが、当部の立場といたしましては再生可能エネルギーを極力入れるということで——新聞等でもちょっと紹介されていたわけなのですが、ソーラーパネルをお使いの御家庭については少なくとも日中ある程度電力は賄うことができたということでございます。ただ、それだけでは十分ではないということ、ソーラーだけですと当然夜使えないということなので、例えば蓄電池を組み合わせまして、それに昼の電気を蓄えて夜も一定使えると、あとはプラス暖房等のためにバイオマス、薪でもいいですし、あるいはペレットストーブでもいいのですが、そういったものを組み合わせながら御家庭のほうに導入促進を図っていくということで、万が一外からの電源がとれなかったような場合に地域の森林資源、そういったものも活用しながら一定のエネルギーの確保をできるというようなことをまずは進めたいと考えてございます。それは家庭のみならず事業所あるいは防災拠点となるようなものに、そういった仕組みを導入していきたいと考えてございます。

○小田島保健福祉部長 今回の震災津波におきまして特に心配だったのは、やっぱり医療施設における電源の確保ということでありまして、例えば人工透析を行っている診療所等々においてどういう対応をするかということで、連携をしつつ安全が確保されたわけですが——県立病院についてはすべて自家発電装置が現在整備をされているわけですが、こういうものについてはやっぱり国の補助制度としてきちりすべての病院ですとか、あるいは人工透析を行う診療所、こういうものを対象にすべきではないのかということについて要望しております。今の国の補助金の中では救命救急センターですとか、あるいは総合母子周産期医療センター、こういうものについてだけをその対象にして、非常に限定されていますので、拡充を求め、必要なところにきちりとライフラインとしての必要施設が整備されているというような状態をつくってまいりたいと考えています。

○新居田弘文委員 今回の再生可能エネルギーについても部長から話ありましたが、いずれ人がたくさん住む場所あるいは病院とか、診療所とか、学校とか、そういうところをきちっとやってほしいという趣旨ですから、そこは今後とも努力していただきたいと思えます。

最後の質問ですけれども、この復興基本計画にも国際研究交流拠点形成プロジェクトという位置づけの中で、いわゆる国際リニアコライダーの話が位置づけされております。それで、県も一生懸命その誘致に向けて努力しているというような話は先ほどの総括質疑の中でもお話あったところがございます。私過日、水沢区のあるところで、東京大学素粒子物理国際研究センターの准教授山下了という方の講演を聞く機会ありました。内容については省略しますが、いずれ世界の中で日本もその誘致をいろいろやろうということで運動していると、それについてはよく理解していますし、ただ日本でも九州地区とこの北上山地がその有力候補ということで、岩手県も力を入れておりますが、先生の話によりますと、いずれ地元が本気になってそれを誘致する心構えと申しますか、そういう運動が決定をするというような話がありました。そういう意味ではさっきの知事の答弁でも一部わかるのですけれども、この間の新聞では与謝野内閣特命大臣とか平野復興担当大臣含めて岩手県の誘致に理解を示すような新聞コメントありました。そのことはそれでいいのですけれども、やっぱり政府として意思決定をしてもらうような県からの働き、そういうものが非常に大事になるのではないかなと思えますが、そのような考え方について所見を伺いたいと思えますし、ぜひ実現するようにお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○大平政策監兼企画課総括課長 国際リニアコライダーの誘致に向けての県の取り組みということでありますけれども、委員おっしゃるように国際リニアコライダー計画につきましては、国の誘致に向けての正式な決定がなければ進まないというような状況になってございます。今回の震災を踏まえまして、国の復興構想会議にはTOHOKU国際科学技術研究特区として提案しております。それをもとに7月26日には宮舘副知事も同行いたしまして、東北加速器基礎科学研究会におきまして国に対して要望活動を行っております。宮城県、岩手県、東北大学、東北経済連合会が中心でございます。これは国際リニアコライダーを核とした国際素粒子・エネルギー研究拠点の形成について要望したものであります。県といたしましては、北上山地の花崗岩岩帯の調査を東北大学と共同で行っているなど、研究機関に対して積極的に情報提供しております。また、今申し上げました東北の研究会を中心とした講演会活動、普及推進活動などを行っているところであります。さらには、立地のための課題解決、波及効果など分科会活動にも取り組んでいるところであります。先ほど委員からお話のありました与謝野内閣特命大臣が本県へのリニアコライダーの誘致の支援について、テレビ、新聞紙面等で力強い表明をいただいております。このほかにも国会議員の方々から、県選出国会議員の方も中心といたしまして御支援をいただいております。今後は、国において正式に誘致を決めていただくように要望活動を県としても行いたいと思っております。

○平沼健委員 2点お伺いいたします。

一つは、雇用対策に関連してなのですけれども、商工観光施設災害復旧費の中で今回この補正で中小企業等復旧・復興支援事業費補助として54億1,880万円、これが事業費として出ております。この事業内容についてお尋ねしたいのですが、恐らく国の第1次補正予算でもございましたが、6月から募集していましたが、例のグループ補助といいましょうか、それと同じものかなとは思っておりますが、あわせてこの79億円の第1回目のグループ補助の応募状況といいましょうか、グループ数とか、その事業費の総額とか、あるいはその審査基準とか、このグループがどのような形になって、漏れ聞きますと8グループが何か今回対応するのだというようなことでございますけれども、たしかこの補助率は国が2分の1、県が4分の1、トータル4分の3という、商工としては今までにないすばらしい補助率だと思って、県内でも各業界で注目して多数の応募があったと思います。その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○齋藤商工労働観光部長 お尋ねのとおり今回54億円補正したものは、通称グループ補助金と呼んでいるものでございます。それで、どういったものが対象になるかということでございますが、グループの機能は地域にとって非常に重要であると、地域の産業にとって事業規模であるとか雇用規模が大きくて地域経済の貢献度が高いと、こういったものを条件にしまして、第三者からの委員会を設けて審査しております。今回いわゆる第1次補正予算で79億円予算措置ありましたが、応募が51グループ339社ございました。このうち今回採択いたしましたのは8グループを採択いたしまして、これは116社、合計77億円の補助を決定したものでございます。ただ、実は51グループのうち22グループの一部を8グループにもう一回再編いたしまして、できるだけ多くの会社に補助金が行くように配慮したところでございます。

○平沼健委員 この51グループの応募から8グループが今回採用されたというか、事業費が出るということがございますね。この8グループの事業費、総額では幾らだったのですか。それに対して今のお話だと100億円なのですか。そうすると、当初の目的の4分の3というような補助率と、言ってみればどうなっていくのでしょうか。

○齋藤商工労働観光部長 今回の採択いたしました8グループ116社の総額の補助金は、ちょっと今手元に資料がないので後で御報告申し上げますが、我々実はこの補助金の採択に当たりましては、本当は補助率をきちっと出せばいいのですが、残念ながら非常に補助金そのものが少ないということがございます。したがって、今回は補助事業を絞った上で、その補助事業対象を4分の3ということにしまして、すべて申請のあったものを補助対象にしたものではなくて、その一部を補助対象として4分の3の補助率としてお出したものでございます。

○平沼健委員 そうすると、事業費を絞ったということですね。事業を絞ったということですね。そういう解釈でよろしいのですか。

○齋藤商工労働観光部長 4分の3の補助対象となる事業費を絞ったということでございます。

○平沼健委員 そうしますと、応募したときにはこれだけの4分の3の補助金が来るのでこれだけの事業をすると、これに対する雇用はこうですよということで応募したはずですね。そうすると、お金が少なかったから絞ったのだと、そうすると当初の目的よりも少ない額を補助するわけですね。そうすると、心配されるのはこれから雇用というか、そういうような形で相当これは縮小されるのだろうと、そこがちょっと心配なのですよ。事業費を絞ったということであれば、やっぱりこれは当然その事業が縮小するわけですから、そこで働く人も当然これは縮小されるということにつながってくるわけですね。そういう懸念をするのですけれども、それは間違いですか、そうではないのですか。

○齋藤商工労働観光部長 まず、ヒアリングをした際にグループ全体が事業再開に対する意欲が高いかということが一つの大きな審査のポイントでございます。それで、これ非常に難しい表現になりますが、補助がなければ、つまり補助金が全部もらえなければ再生可能かというようなところではなくて、逆に言いますと補助が少なくとも再生可能だということ、要するに再生の意欲に燃えるところをできるだけ多く拾いたいということを考えております。それで、これは補助金だけが取り上げられてちょっと不本意な部分もございしますが、基本的には融資制度、これは別に大型の融資制度、県単でも既に500億円の枠を持った融資制度を立ち上げておりますし、政府系でもかなり大きな低利の融資制度も立ち上げています。我々これを組み合わせて対処してまいりたいと思っておりますし、補助金が入るという前提であると民間の金融機関も、補助金が入るなら残ったその負担分については融資しますよという部分もございしますので、私たちからしますと、できるだけ多くの企業に補助金を対象とすることによって融資を受けやすくするというねらいもございします。

○平沼健委員 どうも非常に難しいのですけれども、よく私理解できなかつたのですが、要するに申請したこのグループというのは複数ですよ。それがやっぱり自分たちがこういう事業をしてこれだけの人数をこれからも雇用するのだと、そういう事業を一応申請したと。これに対しては4分の3の補助が来るからということで、期待してそういう申請するわけでしょう。ところが、金額を少なくして事業を削って、それが4分の3に該当しますよと、今の部長の答弁だと思うのですけれども、そして中身がいいというか、いくらでも強い、そういうようなグループを選別したというようなことだと思うのですけれども、であれば今回この8グループに入らなかったところというのはどのように今後考えればよろしいのですか。

○齋藤商工労働観光部長 まず、今回は8グループ先行的に116社採択いたしました。今度は54億円の補正予算をきのうお認めいただいたわけでございますが、その54億円をもちまして今回採択されなかったグループを引き続き採択してまいりたいと考えております。それから、第3次補正予算に向けましてもこの補助金の増額を国に対して要望しているところでもあります。

○平沼健委員 わかりました。そうすると、前回これに該当しなかつたところが今回のこの支援事業にも再度挑戦してもいいということですね。それと、あとはこれからの第3次補正

予算で大型の事業費というか、そういうものを考えたいという、そういうようなことなので
しょうか。

○齋藤商工労働観光部長 おっしゃるとおり今回の補正で引き続きグループの、第1回目の採択から漏れたグループを引き続き採択していきたいと思ひますし、繰り返しになります
すが、国に対しましてはこのグループ補助金のさらなる増額を要請してまいりたいと思ひ
ます。

○平沼健委員 そういふことでもよろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、こればかりではな
いのですけれども、第3次補正予算がずっと今おこなっていますですね。そして、こ
ういふ産業界、企業、経営者といふのは日々どうするかという判断をしなければなら
ないわけで、第3次補正予算といふてもこれはいつになるかわからないわけで、そ
うなつたときに相当数前もつて借金して、ある程度進めておいて遡及をするとい
うか、そういうようなこともこれからは考えなければいけないと思ひますが、そ
の辺はどうなのでしょう。

○齋藤商工労働観光部長 この補助金そのものは3月11日の発災直後までさかのぼつて適
用することにしております。したがいまして、真つ先に動いた人が決して損すること
のないような形で採択を進めておりますので、むしろ我々といたしますと今動いて
いる方々を支援したいという気持ちもござひますので、どんどん動いてほしいと、
そういうことは説明で言つております。

○平沼健委員 わかりました。非常にありがたい答弁だと思ひます。

もう一つは、またこれも似たような話なのですが、今回沿岸部で大変な津波被害が
ありましたが、中でも中心市街地が建物から全部津波で被害を受けたところもあ
りますし、波が1メートル、2メートル入つてきていろいろな家屋といふか、中
のものが被災した。特に電気関係とか、電気製品とか、そういうものが被災
されている商店とか、あるいは医院とか、飲食店とか、中心市街地です
からいろいろな御商売されている方々がたくさんおられますね。そ
ういふ方々はそこに住んでおればいろいろな補助があるようですね。ただ、
自宅が別にあつて通つてきて商売をしているといふか、事業をしていると、
そ
ういふ方も結構あるのですね。そ
ういふようなところに対するいろいろな支援といふか、補助といふか、そ
ういふものが今全くない状態だと思ひますが、やっぱりこれは今お話し
しましたように事業所であれば幾らかの補助がありますよと、雇用がある
といふことで、同じ雇用等を考えてきますと、こ
ういふ商店にしても飲食店にしても同じ雇用がたくさんあるわけ
ですね。抱えているわけですよ。そうすると、その辺が多少公平性を欠
くのではないのかなといふ気がするのですが、こ
ういふ商店とか飲食店とか、あるいは中心市街地にある事業主とい
いますか、被災されたところの支援あるいは補助、そ
ういふものはどのように考えておられますか。

○齋藤商工労働観光部長 我々も実はこの説明が悪くてちよつと反省を
しておりますが、実は今回最初に説明ありました8グループの中の一つは
大槌の大型店マストといふところ
でござひまして、商店街の再生といふものもこのグループ補助金で拾
えます。拾つていただきました。ですので、まずこ
こで一つござひます。それから、県単で独自に措置したものが

4月の補正予算のときに中小企業被災資産修繕費補助事業と、額的には少ないですが、3億2,000万円ほどで2分の1の補助、上限100万円で、これ市町村とあわせてお店の修理あるいは什器の購入などに充てられるという補助金もつくってございますし、それから政策地域部のほうでは公益財団法人さんりく基金のほうから同様にお店の什器、その他を対象とした補助金もございますので、我々ちょっと周知の仕方が足りなかったなという反省をしておりますが、こういったものを活用していただくように説明しているところでございます。

○飯澤匡委員 それでは、二、三点お伺いします。

最初に、ちょっと通告はしてないのですが、計画の役割について、国民や国際社会の積極的な支援と参画を通じた「開かれた復興」を促す計画というようなことになっていますが、私この計画見てどこがどのように開かれた復興となっているのか、その点について解説をお願いしたいと思います。

それから、きょうの知事答弁でリーディング産業を育成すると、創出するという話がありました。これを見てもどの点においてリーディング産業を被災地において植えつけるのかという意味づけ、柱立てがよく見えないのですが、新産業とは何か、端的に教えていただきたい。

○平井理事兼復興局副局長 開かれた復興ということについてでございますけれども、例えば6章の復興の進め方のところで、県民、関係団体、企業、NPO、高等教育機関など県内外の多様な主体との連携というところがございます。これは、県が被災地のことをおもんばかつていろんな事業を企画し、予算化し、あるいは国に予算要求するという、その一本の流れだけではなくて、次のページの連携のイメージ図にございますように、いろいろな主体と連携するというところをうたっているところでございます。

それから、リーディング・プロジェクトということにつきましては、三陸創造プロジェクトとして5プロジェクトを挙げてございますけれども、これは三陸の象徴になるようなプロジェクトとして、あえて詳しく最後のほうに書かせていただいているものでございます。特に三陸の長所、すばらしい海産物ですとか、あるいは海洋を中心とした研究機関の立地の実績とかその可能性というところを生かしたプロジェクトを特書きしているところでございます。

○飯澤匡委員 突然済みませんでした。それで、その三陸創造プロジェクトについて、特にさんりくエコタウン形成プロジェクト——今まで再生可能エネルギーについてさまざま質問が交わされたところではありますが、71ページを見ても、要するにコージェネレーションでさまざまなエネルギーを使ってまちづくりをしていこうと、構想自体はすばらしいのですけれども、ではどのような国の特区構想、どのような関連性、どのような進度、そしてどのような岩手県独自の構想を持って、どの地区に想定をしたいのかと。それから、先ほど地球温暖化のこれから来るそのいろいろな計画ですね。新エネルギービジョンの部分について言及がありましたけれども、私はそれを待たずしてやはりここの中にきちっと盛り込ん

でおくのが復興に向けた一つの道筋ではないかと思うわけです。新エネルギービジョン、今岩手県でやっているわけですが、新しいビジョンを待ってやるというのはちょっと時宜を失したやり方ではないかと指摘をしたいところですが、その点についてどのような思い、感想をお持ちか、お伺いします。

○上野副知事　さんりくエコタウン形成プロジェクトと特区構想の関連について、あるいはそれに関連する幾つかのお尋ねでございました。御案内のようにさんりくエコタウン形成プロジェクトにつきましては、再生可能エネルギーの導入を促進するというだけではなくて、自立・分散型のエネルギー供給体制の構築を目的に掲げていまして、具体的には大規模発電の立地やバイオマス資源の有効利用、スマートコミュニティなどの形成ということで、三陸創造プロジェクトの中の位置づけということで、一般的な再生利用エネルギーを実施していくというよりももうちょっと、三陸ならではのということと、それから地域的にも三陸を主として念頭に置いたというところで、あるべき将来の姿を中長期的な、それからいろんな事業にまたがる、例えばここには単なるその再生可能エネルギーの促進だけではなくて、いろんな技術の導入促進とか関連産業との連携ですとか、あるいはまち全体をスマートコミュニティ、あるいはスマートシティ形成にしていくとか、そうした観点を入れておりますので、いわゆる再生可能エネルギーというよりも少し広い考え方で構想として打ち上げているものであります。

それから、特区との関係であります。特区はこれも参考資料の中にございますけれども、どちらかというところそういう再生可能エネルギーの導入をやっていくに当たってのいろんな規制といいますか、ネックといいますか、そうしたものをどうやって解消していくのかという点に焦点を当てまして、例えば被災地域の土地利用に関する規制の緩和とか、バイオマス資源活用のための許認可手続の緩和、あるいは電力事業者の送電線への接続受け入れの義務化、こうした環境整備を中心として書いたものでありまして、あわせて再生可能エネルギー導入促進特区として取りまとめ国に要望しているところであります。それで、さんりくエコタウンについて具体的な場所ですとか、そうしたものについてきちんと書き込むべきではないかという御指摘ありましたけれども、それはそのようにできるだけ早くすべきだと思っていますけれども、今の段階ではこうした考え方を打ち上げて、これからできる限り多くの地域、三陸を中心としてこうしたまち全体としての構想を実現していくということを目指そうと思っております。

それから、もう一つのお尋ねが新エネルギービジョンとの関係でございます。御案内のように新エネルギービジョンは、平成 10 年につくられておりまして、平成 22 年末を目標としてつくられているわけでありまして、そういう意味ではできてからもう時間がかなり経過していること、あるいは目標の地点を経過しておるということは承知いたしております。ただ、その考え方といいますか、県内に豊富に賦存する再生可能エネルギーを積極的に活用しようということ、それからエネルギー自給率の向上を図ろうということ、こうした考え方においては現段階においても我々としては参考にすべき点が十分あると思ってお

ります。さんりくエコタウン形成プロジェクトにおきましても、再生可能エネルギーの導入促進を目的に、ここに書いてありますように防災拠点、住宅等への導入とか、大規模発電などの立地を進めまして災害時にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制を構築するというようにしてございまして、政策方向はエネルギービジョンの方向と合致してございまして、できる限り早くエネルギービジョンについても改定に向けて議論をしていき、このさんりくエコタウンの形成についても準備をできるだけ急いで、具体的な実施に向けて検討を急いでいきたいと思っております。

○飯澤匡委員 やはり地域間競争というものも念頭に入れていかなければならないと思うのです。だから、特区構想をいかにつかみ取るかということを考えれば、より具体的、より提案力の強いものにしていかないと、言うなれば普通の特区ではなくてスーパー特区みたいな形で、ぜひこの点については岩手県でやらせていただきたいというようなメッセージがないと、私はちょっと計画倒れになってしまうのではないかと懸念を持っております。

それから、それに関連して国際研究交流拠点形成プロジェクトについてですが、ILCについては先ほど新居田委員からお話がありました。与謝野内閣特命大臣はもともと国会の議連の会長でありまして、そもそもそういう流れの中で本県についても非常に関心の強い方でありましたので、大臣になってその発信力を高めて応援を、この復興の目玉として発信をしていただいたものと思っております。そこで、現在被災地の自治体の長などとお話ししますと、ここに書いてある国際海洋研究拠点であるとか、それから国際防災研究拠点ですね。このエリアで書かれたものとは違って、もっと独自にもう進めているところがあるわけですね。阿部委員からもその市町村の計画との整合性を問われたわけですが、陸前高田市はもう既にそのコーディネーションについて民間の方々ともう協議を進めて既に進行しておるというように聞いております。県はその点をどのように把握しておるのか。それから、このエリア形成についてどのような根拠のもとに——これはILCを抜かしてですよ。ILC以外のものについてエリア形成をどのようなことで進めて、今後どのように市町村にその部分を説明しながら拠点形成をするのか、その基本姿勢についてお伺いします。

○大平政策監兼企画課総括課長 エリア形成についてでありますけれども、海洋研究につきましては大槌、釜石地域中心に研究機関が集積しているということがございます。それらを核に国際的な研究拠点の誘致なども図れないかということで、若干広目にしたものであります。さらに、宮古の栽培漁業の国の試験研究機関あるいは大船渡の栽培漁業センター等もございますので、水産関係の拠点あるいは北里大学との——今は相模原に戻っておりますけれども、それらをという広目の考え方でございます。防災関係の研究拠点につきましては、津波被害がかなり大きかったということでありますので、それらは岩手県だけではなく宮城県、東北大学もございますので、東北大学の防災もかなり有名でございますので、それらも含めて大きな国際的な研究機関の誘致も含めたネットワークということができないかということで、まだ構想段階でありますので、広目のゾーンとしたものであります。

○飯澤匡委員 市町村の計画とそごのないように進めていただきたいと思います。先ほどいみじくもその地域間連携というのもありましたが、最後に質問しますけれども、私は県境に住んでおりますので、やはり県際交流であるとか宮城県との連携という部分について、今回の震災においても一関市は気仙沼市との連携を、陸前高田市も同様に被災者について非常に協力を惜しまずにやっている、今でもやっております。この計画を見ますと、その点において宮城県との連携、特に横軸の道路の連携、国道 284 号線については我々から見ればもう少しグレードアップしてもよいのではないかという思いをしておりますし、その点についてどのような考え方なのか、お伺いをしたいと思いますし、それから地域間の宮城県とのいろんな連携の中で、岩手県のエリアという中ですべて内包的に包括するのではなくて、そういう考え方もやはり盛り込んでいかないとこれはいかなんではないかと思うのですが、これは最終的にどのような考え方で持っていくのか、これは復興局長に聞いて終わります。

○若林県土整備部長 横断道路、特に国道 284 号のお話がありました。県では、復興を支援するという意味で復興支援道路ということで国道 284 号、国道 342 号を位置づけております。国道 284 号につきましては、室根バイパスについて特に今用地の説明会を開催しておりますので、整備の足並みを早めたいなと思っておりますし、真滝バイパスにつきましては施工中に一部被災をこうむりました。よって手戻り工事を実施して、なるべく早い供用開始を図っていきたくて考えております。いずれ三陸縦貫自動車道が整備促進になれば、宮城県境との行き来も極めて頻繁になると考えておりますので、復興を着実に進めるためにも復興支援道路として整備を進めてまいりたいと考えております。

○上野副知事 県際間のあるいは県境地域における他の県の関連地域との連携の重要性という御指摘でありました。私自身実は九州の熊本県の福岡県との県境に住んでいまして、文化的には福岡県だとよく知り合いに言われておりましたが、そういう県際における交通の重要性とか連携の重要性というのは極めて私も重要だと思っております。端的にはいろんな例があるわけですが、今回の計画との関係で言いますと——例えばということで、観光の関係で平泉が世界遺産の登録を受けたということでありますが、これについては、この成果というのを宮城県はもちろん、北東北だけではなくて東北全体に均てんするような、あるいは東北全体と一緒にその商品なりツアーをつくっていくというような、そういう県を超えた東北全体での取り組みというのが非常に重要だと思っております。もう一つ別の例で言いますと、これも観光ですが、盛岡を中心とした観光圏の中で秋田県を入れて鹿角ですとか、あの辺の県境地域を入れて今度新しい観光圏というのをつくりました。もともとこの岩手県の南部と宮城県の北部との観光圏というのは既にあるのですけれども、それにプラスアルファで秋田県との連携というのもつくりました。そうしたことも非常に重要だと思っていまして、観光の中ではそういうデスティネーションキャンペーンの話なんかを取り上げておまして、そうした全体としての応援、取り組みを我々も支援していくし、支援もいただくと。そういったことは大事と思っておりますので、計画につ

いて例えば具体的には御審議いただいた上で御議決いただくということになりますれば、これを踏まえて運用面においてもきちんとおっしゃったような御指摘を踏まえて県境間の連携、県境地域における連携の重要性を念頭に置いて運用していきたいと思っております。

○飯澤匡委員 私は、この三陸創造プロジェクトは5倍ぐらいの量があってもしかるべきだと思っていました。それから、やはりこの産業をどう位置づけるかということ、それは今までであった既存の産業だけではなくて、新産業をどうやって植えつけるのかという、そういうものをしっかり明確化しないと、これは4月の臨時議会でも申し上げましたが、その点がうまく明確に反映されていないということに私は不満を覚えております。

それから、この計画全体は非常に事務方が苦勞してより集めてオムニバスの、この計画自体については非常にできばえ的にはいいのですが、どこにスパイスが効いて、どうやって人口を集めるのか、どうやって新産業を育てるのかというところの柱立てが、そのアクセントがなかなか見えにくいというような思いをしております。今後その運用に当たってやはりしっかり人口を定着させないと、新しいそのまちづくりにしたって、それから病院にしたって、建物を建てたけれども人が集まってこなかったということになってしまったらとんでもないことになってしまいますので、それがいわゆる復興だと思っております。やはりその点について県はもう少ししっかりとした明確な運用、そして直し方をさせていただくことを私から最後に申し添えて終わります。

○岩淵誠委員 私からは、放射性物質関連で牛の問題と米の問題、さらには生活再建、住宅、宅地関係の3点についてお伺いをしてまいります。なお、通告しておりませんが、副知事のほうにも御見解を伺う場面があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まずもって、きょう8月10日、実は岩手県が大変注目をされた日でありました。これは、東北管内の畜産関係者一様に注目した。恐らく注目しなかった人はいないと思ひます。それは何かといいますと、きょう8月10日は和牛子牛の市場が県南で開かれております。きょうの上場地域は胆江と気仙でございます。出荷停止以来、初めての子牛市場でございます。この価格動向というのは非常に懸念をされた、心配をされた、注目をされたということでございます。私の手元にその速報が入っておりますが、本日の取引の平均価格は33万6,389円、前回の平均価格に比べますとマイナス3万9,974円、率にして11%減でございます。まず、この数字について農林水産部長はどのように分析をされていらっしゃいますか。

○東大野農林水産部長 今回の子牛市場の状況でございますけれども、本県の牛の出荷が制限されている状況の中で、8月、今回から開催されてございます県内の子牛市場では、県内外の購買者の安心の確保という観点で、放射性物質で汚染された稲わらを給与した子牛、この子牛の上場を認めないという措置がとられていると聞いてございます。このようなこともございますので、今回の結果を見てもそうですが、子牛の上場頭数が減少しているという中で、今委員お話しの子牛価格の下落がでございます。これは肥育農家の牛の出荷が制限されているということで、空き牛舎がなくなってしまうという状況もございまして、そ

のほかの要因でも子牛の購買意欲がどうしても低下してきたその反映がこういう結果になっているものと考えられます。

○岩淵誠委員 確かに先週国から発表されました肥育農家に対するその緊急対策事業では、農畜産業振興機構によって資金の支援の方向が打ち出された。買い取りも含めて出ていきますし、それからちょっと専門的になりますけれども、新マルキンの発動がありまして、4月から6月にかけて、あるいは7月にかけて出荷された牛については損失補てんが8割ですけれども、出ています。そういったこともあって、手持ちの資金ということについては、ある程度先が見通せたという一方で、やはり今は出荷ができないので前があかない、したがって飼えないという中でなかなか競り切れなかったと、こういうことが実態だと思います。ただ、現場と先ほどいろいろ話をしてみましたけれども、きょう一つの目安というのは31万円という数字だったと思います。31万円というのは子牛の価格安定基金の発動をされる基本的な数字になります。これを下がった場合は一つの発動条件になるわけですけれども、33万円というところに落ちついた、非常に微妙な数字であったと思います。いずれにせよ1割、4万円近く下がっていると。今まで肥育農家、それから酪農農家については被害というのは明確な形であったわけでありましてけれども、繁殖に関して言いますと今回は全くもって初めて下がったということは被害だと私はとらえます。そこで、お伺いをいたしますが、私は今回このように下がって、あしたも実は両磐地区が上場になります県南市場がございます。それから、8月24日から8月26日にかけては中央市場がございます。ここに関して私は少なくとも前月より下がった分につきましては、私は明確に賠償の対象になるものと思いますが、県の御見解を伺います。

○東大野農林水産部長 今回東京電力絡みの損害賠償の基準については国のほう、原子力委員会のほうが定めるような内容になってございまして、その風評被害の内容というのは一般的な規定しか規定してございませぬ。したがって、県として見解を示すような立場にはないわけですけれども、被害の経過として明らかに原子力発電所の事故に起因するような要因での動きということが説明できるようであれば、風評被害としての損害賠償対象としていく必要があると考えます。

○岩淵誠委員 説明がつけばではなくて、説明がつくのです。これはもう完全に出荷停止になって農家飼えないわけですから、だから価格が下がるのです。したがって、これはもう明確にだれが見ても、風評被害でなくても、実損であってもこれは被害だと思います。したがって、国に対してあるいは東京電力に対して適用を県として働きかけるべきだと思いますし、その辺のことについては上野副知事、どのようにお考えですか。

○上野副知事 今回の放射能の関係の風評被害等につきましては、極めて深刻な問題であると受けとめておりまして、我が県の主要産業でございます畜産業に対する打撃と申しますか、極めてシリアスなものがあると思っております。そうした意味で、県としても出荷制限行われる前からきちんとした体制をとって、そうした事態が起きても何とか対応できるようにという思いでやっておったわけですけれども、出荷制限ということに至ったことに

については極めて遺憾に思っております。ですが、これからはそうしたいろいろな状況を踏まえて、できる限り早期に、先ほども部長のほうから話がありましたけれども、新しい計画をつくって、できるだけ早く出荷が再開されるようにということを目指して今頑張っておるところであります。おっしゃった損害賠償の話につきましても、損害賠償、一般論で言いますと法的な議論があり得るわけでありますので、私がこの場で因果関係について具体的に言及するのはちょっと控えますけれども、おっしゃったように県としてはできる限りそうしたものに含まれていくように、含まれるというように解釈できるように我々としては智慧を出して、農家の方々が不当な損害をこうむることのないように万全を期したいと思っております。

○岩渕誠委員 ぜひそのようにお願いしたいと思えます。私先ほど少なくともと言ったのは、実は去年と比べると5万2,000円ほど下がっております。これは3月以降にやはり自粛ムードもあって、これはいろいろな要因あるのですが、どんどん、どんどん下がってきた中でさらに今回どんと下がったと、こういうことでありますから十分理屈は立つわけです。そこについては今副知事におっしゃっていただきましたので、しっかり対象になるように働きかけていただきたいと思います。

それから、今副知事のお話の中にもありました。これを子牛市場に影響出ないようにするためには、やはり検査計画をしっかりとやって出荷の制限を解除していくこと、これが畜産全体を回していく一つのきっかけになるわけですが、一方でやはりその検査体制全体を見てみますと、私はきのうの常任委員会でも指摘をさせていただいたのですが、やはり各県の銘柄牛が集まる芝浦屠場で検査体制がしっかりしなければ、これ日本全体の畜産の問題として全く動かないし、全く安全性が担保できないと、このように思っております。しかるに、東京都の幹部の発言を聞きますと、芝浦ではそうした検査はしないのだというような発言があります。これは大変問題視すべき発言だと思っております。岩手県では芝浦での検査体制についてどのように働きかけをして、今、どのような感触になっているのか、これはぜひお伺いしたいと思います。

○東大野農林水産部長 東京市場での検査体制の見通しについてでございますが、現在東京市場の状況は一部の出荷者については、東京市場等の協力を得ながら自主的な放射性物質の検査を実施している部分もあると聞いてございます。この東京市場で検査を実施する場合、実際の問題として検査機関の確保はもちろんでございますが、検査が判明するまでの間、枝肉が場内に置かなければならないということがございますので、枝肉の保管スペースを確保するのが一つ大きな課題かと存じ上げます。この枝肉の保管スペースの課題を解消していくための方策として検査時間の短縮、こういったことが一つの解決方策として考えられるのですけれども、簡易検査の実施あるいは市場近隣での検査の場所の確保、そういったことが検査時間の短縮につながっていくと考えておりまして、こういったことについて東京市場の関係者と協議はいたしてございますが、現在のところ検査スペースを確保といったところまでまだ話は聞いておりません。

○岩渕誠委員 実はこの芝浦の開場者は東京都であります。この芝浦の食肉市場に関して言えば、東京都が東京都民に対して安全な食肉を提供するという義務を負っているはずであります。その点からいいますと、恐らくこのまま進みますと逆転現象が出てまいります。各地区、岩手畜産流通センターを初めとして生産地のほうで検査をされた肉が安全証つきで枝肉搬入をされます。一方で芝浦には生体出荷をされる。ところが、生体出荷をした芝浦の肉というのは産地によっては安全証がないですから、これは非常に芝浦の信用が下がってくると、そうしますと芝浦の手数料も上がらない、さらには日本で一番いいものがそろって値段の押せるはずの東京都の牛肉卸がこれは買えないという環境が出ます。これは東京都にとっても不幸なことでありますし、都民にとっても不幸なことであります。その観点で言いますと、実はBSEの20カ月月齢未満につきましては、今各県がやっているという格好になっております。その口火を切ったのは岩手県であります。それに乗っかって東京都が制度上やっているということでございますから、これはできないわけはありませんし、ぜひとも東京都の口車に乗らないで、東京都もメリットがあることですからやってくださいとこれは勧めるべきだと思いますが、いかがですか。

○東大野農林水産部長 従前から御指摘を受けておりますとおり、本県の7割の牛の屠畜は県外で実施されておりました、全体についても東京の屠場で屠畜されている牛の割合というのは全体の3割、そういった大きい割合でございます。したがって、今度の出荷制限の対応としてではなく、流通させるという意味で県外での屠畜というのは大きな問題と考えてございますので、従前から申し上げていましたけれども、その問題を解決していく、そのために動くというのが基本的な姿勢でございますので、東京の屠場、東京食肉市場で集荷される、屠畜される牛の検査について何とか道を開いていきたいと考えてございます。

○岩渕誠委員 岩手県は東京都にはもっと強く言える立場ですよ。東京食肉市場に対しての出荷頭数の数で言うと、これは1位、2位を岩手県、栃木県で占めています。両方とも出荷制限かかっているところです。そこがないと東京都も大変なのですから、もっと強く言っていただきたいと思います。

そういう意味で、この問題が終わりますと実はこの牛肉に関連しての最後の問題は汚染物質の処理というところになります。これは、現在汚染をされている稲わら、給餌ができませんから保管をされております。それから、牧草についてもそのようになっておりますが、これ最終処分が実はなかなか進んでおりません。今保管だけをしていて、それがそろそろ満杯になってきて、これをどうするのだという話になってきております。米の収穫前にはそれをやらないと大変なことになるわけではありますが、今国の示しているのは30センチ掘ればそこに埋めていいですよなんていう話をしてはいますが、これは非現実な話であります。これは終末処分をきちんとしないと、せっかくセシウムの拡散防止ということをやっているにもかかわらず、その影響というのはきちんとやらないといつまでも残ってしまうわけですから、この辺をどのようにお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○東大野農林水産部長 今お話しがあった牧草、稲わらあるいは堆肥につきまして一部に

については処分方法が既に国から示されてございますけれども、処分方法がまだ示されてございません高濃度に汚染された稲わら、あるいは暫定許容値を超える堆肥に係る適切な管理方法、そして最終的な処分方法については国に対して早急に明確な方針を示すように求めてございます。

○岩淵誠委員 いずれこれは急いでいただきたいと思います。

それでは、米の問題に移ります。米については昨日全県検査を行うということで検査体制は強化されたと思っておるわけでありますが、詳細見ますと収穫前調査をして収穫後調査をするということでありますが、この収穫前調査には土壌調査、それから空間線量の測定ということがあるわけでありますが、私はぜひこの土壌調査、収穫前、かなり前でもこれは数値に余り変化はないものと思います。であればやはり相当前に前倒しをしてやるべきだと思います。なぜ前倒しをしなければならぬかといいますと、今各農協、農家困っているのは、いつもであればこの時期に出る仮渡金の水準が出ないのです。だから、どうやって営農計画を来年以降立てるかにかかって収入の見通しが全くないのですね。何も出なければある程度高くなるのではないかという、米に関してはある中で、検査が出なければ仮渡金の部分もわからないということであれば、これは大変な問題だと思います。少しその部分については前倒しでやってもいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○東大野農林水産部長 今回県として実施しようとしております米の放射性物質濃度の測定でございますけれども、今委員お話しの中核中の放射性セシウムの濃度あるいは空中線量率については、地域を選定する場合の目安として使っております。本県の場合は土壌の調査を実施してございませんので、空中線量率、これを使って予備調査をする地域を特定したいということございまして、具体的な予備調査の実施の時期というのは、稲の状態がこういう状態で検査をするということが決められてございますので、その適切な時期に測定調査は実施してまいりたいと考えてございます。

○岩淵誠委員 米の問題、最後にしますが、米に関しては実は移行係数とか稲体にどれぐらい出るかという数字はある程度出ています。土壌から10%稲体に上がりますが、その稲体に上がった10%の分布を畜産草地研究所でしたかね、そこが出していますけれども、わらの部分には73%、白米の部分には7%しか出ないという数字があります。つまりそうすると、土壌汚染をされていたとしても白米には0.7%しか出ないという、こういう数字がはっきりあるわけでありまして。そういう意味からすると、例えば土壌調査をする、それでなければホールクロップサイレージを早く調査をする。こういうことである程度安心感あるいは価格形成にも資するものがあると思うのですが、その辺をどういうお考えですか。

○東大野農林水産部長 委員のおっしゃる内容については理解いたしますが、この調査は国のほうで一定のルールを決めて実施するというところでございますので、調査として適切にやっていくためには国が定めるルールの中で実施されるのが妥当だと考えます。

○岩淵誠委員 そこは、やはりここは農業県岩手でございます。できることはしっかりやる。特にホールクロップサイレージに関して言えば、稲の青刈りですからその部分をきっちり

やればある程度のものが出てくるわけですから、それをしっかりやっていただきたいと要望します。

米に関しての最後といたしますか、農業関係全体について最後に副知事にお伺いします。いろんな復興計画の中に、農業にしろ水産にしろいろんなことをやっていこうということ、非常にいいことだと思います。しかし、この計画というのは既存制度の後退を前提にはしておらないと思うわけです。現在行われている施策を前提にしてさまざまな問題を組み立てていると思いますが、私はここに来て大変懸念をしているのがあります。これは1次産業に携わる人間にとっては、これは農林漁業、畜産業にかかわらず戸別所得補償制度、これの維持というものはやってほしいという声が強まっておると私は感じております。しかるに、ここに来て戸別所得補償を取り下げることのような動きがある。これは農業県、漁業県岩手にとっては、そして復興計画にあっては前提にしたいものだと思うのでありますが、副知事の御所見を伺いたいと思います。

(「副知事に対してかわいそうな質問だ」と呼ぶ者あり)

○上野副知事 大変難しいお尋ねであります。政治的ないろんな議論はあるかと思いますが、私どもはこれまでの所得補償についてのいろんなディスカッションに参画しておりますので、そうした制度が大きな役割を果たしているという認識はいたしております。したがって、国全体の財政の議論ですとか制度の議論の中でいろんな制度についての見直しは行われる可能性はあると思っておりますけれども、これまでこういう制度を我々は活用させていただいて、それは一定の効果を果たしているということを踏まえれば、我々としてはこういう制度の存在、維持というものについては今後とも政府に対しても要請はしていきたいと思っております。

○岩淵誠委員 ありがとうございます。

それでは最後に、県土整備部長に伺います。簡単に伺います。今回防災のまちづくりの中で、住宅耐震化の促進等が掲げられておまして、その中に具体的な復興実施計画で21ページにありますが、生活再建住宅支援事業、それから被災住宅改修支援事業、被災宅地等復旧支援事業という三つが掲げられております。これは、被災者生活再建支援法の適用になっていない部分をどうやって救うかということで、本来これは国がしっかりやるべきでありますし、現状確かに最高300万円というのがありますけれども、例えば同じ半壊にしても大規模半壊と半壊では全然違いますし、一部損壊なんというのはほとんど何もないようなものであります。そこに目をつけてやっていただくということは大変ありがたいと思います。また、宅地の関係に関しましてもこれは今まで制度がございません。一関市で先行してやっておりますし、第3次補正予算の中では出てくるのではないかと期待をしておりますが、県としてここに掲げた以上のどのようなものをつくっていくおつもりなのか、お示しをいただきたいと思っております。

○若林県土整備部長 住宅再建に伴いましていろいろな今までの制度では救えないところのすき間があります。例えば住宅の一部損壊では壁だとかちょっとしたところの補修は採

択にならないとか、それから被災宅地についても一定程度のまとまりがないとできないというのがございます。よって、国に対して制度の拡充、例えば採択要件の緩和であるとか、そういう補助率の引き上げとかいうところについて要望してまいりました。国のほうでもさまざま検討しているようであります。我々はそれも踏まえながら、県としてできることを今後具体的に制度設計の検討をしてまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 最後になります。いずれ何をやるにしても最終的には何ができるか、何をやるかは財源論との関係が出てくると思います。これが今回の議会でこの復興計画案が議決されますと復興計画というものになります。これをもって上野副知事は古巣財務省に対していろいろとお願いなり要望活動をするものだと思いますが、先ほども阿部富雄委員の総括の中で議論がありました。やはり復興基金、最終的に今まではやってきたわけではありますが、運用型ではいけないと、取り崩し基金をすべきだと、これは一般質問でも私取り上げさせていただきました。そうでなければ一括交付金、復興交付金のかかなりの自由度あって、かなりのボリュームあるやつがないと、こうした国の補助残に対して県が独自に支援をするということとはなかなか不可能であります。この辺、上野副知事、財務省に対してどう対決をするおつもりなのか、最後にお聞きして終わります。

○上野副知事 財政当局と対決をするつもりはないのですが、折衝するつもりはありますので、非常に的を射た御指摘だと思います。御案内のように私ども非常に基金もだんだん少なくなってきておりますし、単費で県が復興を支援するということは非常に残念なことではあります。極めて大きな限界があると思っております。そうした意味では、私ども既に地方財源の確保という五つのお願いというのを復興構想会議にしているわけですが、その一つに地方財源の確保というのをお願いしていますが、その中にポイントは大きく言うと二つありまして、一つは使い勝手がいいということ、これは平野復興担当大臣もおっしゃっていただいています。自由に地方が使えるお金というのをお願いしたいと、基金という形でも交付金という形でもいいのですが。それから、二つ目はロットの問題でありまして、これは額が本当にもうシャビーな額では話にはならないので、これからまたさらにいろんなことが起きていろんな復興需要、お金がかかることは尽きないと思いますので、十分なロットのお金をできれば取り崩し型、もし運用型ということであれば相当な額が必要になるといふこと——それでも構いませんが、そんな物すごい額のお金が用意できるとは思いませんので、現実的なのは取り崩し型だろうということ。使い勝手のいい、基金なのか交付金なのか。地方にとって自由に使える十分なロットの交付金もしくは基金をお願いしたいということ。これは財政当局に既にお願いをしておりますし、これからもお願いしていきたいと思っております。

○嵯峨竜朗委員 二、三点ですけれども、今回の最終計画案には随所に放射性物質にかかわる安全対策と風評被害を払拭するための取り組みの推進というのが加わって出てきておりますが、3月の時点でしたかね、対策会議、どなたが出ていたかわかりませんが、必ず岩手県にも影響があるはずだと、それで対策チームなども考えていくべきではないかと

いう指摘をしたことがございましたけれども、7月29日にやっと対策本部というのを立ち上げたわけですが、なぜここまで遅くなったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○加藤総務部長 原発事故に伴うこの放射線の影響、この問題につきましては発生当初から県民の安全、安心に係る極めて重大かつ異例な事態であると受けとめて、被害が広がるおそれを懸念しつつ、多大な関心を持って事態の推移を注視してきたということでございます。知事からも答弁しておりますが、県の組織としてもこうした基本的な認識に立っております。これも知事が答弁させていただきましたが、事故直後に政府が放射性物質の広がり、この拡散の状況について十分に情報提供なされなかったということもございまして、結果的に被害の広がりを招いたと、こういう面は残念なことだと認識しております。こうしたこともありまして、当初の段階、3月という御指摘いただきましたが、関心を持って注視していたというところでございましたが、そういう情報提供の状況ということもございまして、まだその大きな広がり、どこまでというものを十分見通せなかったというところがございます。そういうこともございまして、それぞれの組織、注視しつつ対応を加えるというやり方をとっていたということでございますが、実際本県におきましても非常に県民生活に影響の及ぶ牛肉の基準値超過の問題等出てまいりましたので、今般体制を強化したということでございます。

○嵯峨耆朗委員 優秀な皆さん集まっている中ですが、インターネット等で見ると、もう発災直後から放射能の影響がどういう風向きになっているかというのが出ていましたね、SPEEDIまでいかなくともいろんな。うちのかみさんでも毎日見ていましたよ。ああ、きょうは久慈のほうは大丈夫だとかね。それを見ていないはずはないと思うのですよ。もし見てなかったとしたら怠慢というか、私はアンテナが極めて低いと思って見えます。注視するということ、それは当たり前の話で、政府が発表するのを——これ部長とか副知事に言うのもなんですけれども、国が発表するのをそのまま信じて、それで正しいことがすぐわかるということは余りないですよ。かなりもうどうしようもなくなって発表すると思っています。だから、私は今の部長の答弁で全く納得をしていないし、変だなと思っていますけれども、起きてしまっている以上きっちり対応していってもらえないと思っていますので、お願いしたいと思います。

その中で放射能の汚染肥料の問題が今出てきていますけれども、これも以前に指摘しました。そのときは公共下水道なり集落排水の採取の汚泥を使った肥料、そこで農林水産省が6月24日に多少のセシウムが入っていても十分使っていいよという通達を出したのですね。それについては、これってどうなのですかというのを聞きました、この対策会議だったかな。そのときどなたでしたか、国がそういうことを認めているので問題ないという答弁を私は聞いておりました。今になって腐葉土の話ですけれども、かなり問題になってきています。米もそうです。土壌汚染と同時に、そして移行係数というのですか、それから実際に移動していくという、これについてもせっかく議場で指摘しているわけですよ。さっきの話もそ

うですけれども、そういう意味で言うと我々が議論したり指摘したりしているのがほとんどあなたの方——僕らをばかにしているのかどうかかわからないけれども、聞く気がないのではないかと思って、どうですか上野副知事、私の感覚は。

(「ばかにしているのではない、こけにしているのだ」と呼ぶ者あり)

○上野副知事 当然ながら議会での御指摘、それから委員の御指摘、十分きちんと受けとめて対応すべきだと思っております。

○嵯峨耆朗委員 まあ、そうですね。こけにされているという指摘がありましたけれども、こけにされていると私は思っています。ですから、こけにしないようにしてください。まじめに聞いてもらいたいと思います。

それで、この県内の汚染された肥料の流通の実態というのをどう把握しているのか、作物の影響の可能性はどうか。そういった場合農家にどのような対処、指導していくつもりなのか。そして、今腐葉土の問題いろいろ出ています。岩手県から出た落ち葉に高い放射性濃度が検出されたという、これは落ち葉だけのはずないのですよね。落ち葉だけに集まって濃度が高くなるということはある得ない。全部になっているわけですから。ではないですかね、私ちょっとわからない、その辺説明できる人がいたら説明してもらいたいけれども、そういった疑問は私だけですかね。

○東大野農林水産部長 私からは堆肥の流通と、それから農作物への影響の可能性等についてお答えいたします。

私は放射能関係の専門家ではございませんので——落ち葉の関係については、最初に申し上げますけれども、県産の落ち葉の放射性セシウムの濃度が高かったことが原因となっているという報道がございました。当部で製造したメーカーに問い合わせた現物を取り寄せようとしたのですが、協力が得られませんでしたので、実際県産の落ち葉が原因だったのか、あとバーク材も入ってございましたので、そちらのほうが原因なのかは現時点で明確になってございません。

あと堆肥の流通実態の把握でございますけれども、これについては流通実態の把握は大変申しわけございませんが把握できてございません。ただし県内の許容値を超える堆肥の製造業者である堆肥センター等に対しましては、暫定許容値を超えるおそれのある堆肥そのものの流通の自粛は要請してございます。既に製造業者の手元を離れて一般流通しているものの実態は、申しわけございませんが把握できておりません。

また、作物に関する影響でございますが、農作物の本県の稲わらに関してセシウムの濃度を勘案すれば、これを施用しても土壌中のセシウムの濃度の上昇はわずかであると考えられますので、農作物そのものの生産に影響する可能性というのは極めて低いのではないかと考えてございます。あと県といたしましては、国からの通知を受けまして各暫定規制値の設定あるいは管理等について、県内の市町村と農協あるいは生産者に周知するという事をいたしております。あすには堆肥の関係で関係機関と団体を対象とした説明会を開催する予定でございますし、さらに生産者に向けましてわかりやすいチラシあるいはQ&Aを

作成いたしました。指導会あるいは農家ごとの巡回などによりまして農家への周知の徹底を図っていく考えでございます。

○工藤環境生活部長 降下物の放射性物質のお話かと思えます。モニタリングを実施しているという立場で、わかる範囲内ということでございますが、お話をさせていただきたいと思えます。

大気の降下物につきましては、3月19日以来、盛岡の環境保健研究センターで継続的に観測してございます。当初はヨウ素131というものも検出されておりましたが、これについては半減期が8日ということで短いということで、4月の末になるともう検出されませんでした。セシウムにつきましては、5月の連休明けぐらいまで、微量ですが観測されているという実態がございまして、5月9日以降については、大気中の放射性物質、降下物は測定されていないという状況でございます。原子力建屋の水素爆発ですか、そういう事態の中で広く拡散されたものだとももちろん推定されます。

土壌のお話、落ち葉ということですから土壌に近い部分だと思うのですが、地上付近の放射線の線量率が高い部分については県南を中心に何か所か測定してございます。もちろんこれは測定してすぐ公表しておりますので、新聞等でおわかりのことかと思えますが、基準点というわけでもないのですが、環境保健研究センター、旧都南村になります。ここについては放射性セシウムの濃度、1キログラム当たりのベクレルであらわされる、要するに、どれくらい入っているかという濃度です。これが環境保健研究センターのところでは28.1ベクレルと。一方南のほうに参りますと若干高いということで、一関市の公園では804ベクレルという数字がございまして。

○嵯峨耆朗委員 目に見えないものを相手にしているので、人知なり人事を尽くすしかないと思えますので、ぜひ頑張ってくださいと思えます。

最後に、1点だけ聞きます。応急仮設住宅ですけれども、先般のマスコミ等で指摘されておりましたけれども、いわゆる発災直後に公共的住居というのですか、雇用促進住宅とか、かなり不便で古い建物でエレベーターがないとか、そういうところに住んだがために応急仮設住宅ができたけれども、そこに移動できないと、お年寄りが特に多かったみたいですが、そういった事態が指摘されておりますけれども、岩手県の場合どうなのか。それとまた、これは対処の方法があるのかということもお聞かせ願いたいと思えます。

○廣田理事兼復興局副局長 ただいまのお話の具体的な事例の新聞記事では、発災直後母子生活支援施設に入居したものの、共同ぶろや共同トイレであること等から仮設住宅へ転居したいと相談したが転居が認められなかった例が新聞に掲載されております。災害救助法上は、雇用促進住宅なり、そういった施設に入居することによって住家を確保したとみなされますので、もうその段階で応急仮設住宅の対象者とはならないということで適用があります。しかし、ことしの5月18日付で厚生労働省の社会援護局の総務課長から、県外など遠方の雇用促進住宅や応急仮設住宅等へ一時的に入居している避難者が、県がやむを得ないと認めるときは地元の仮設住宅へ転居することを認めて差し支えない旨の通知があり

ましたことから、県外等遠方からの県内への転居、応急仮設への転居は認めております。こうしたことを踏まえまして、県としましては被災地の生活再建が進み避難所が解消され、あるいは市町村と我々と十分に相談しながら応急仮設住宅に退去等によって空き室が多く出た場合には、その空き室の有効活用という観点等から、やむを得ないと認められる場合には、そういった雇用促進住宅等のほうからの仮設住宅への転居を認める方向で現在検討中であります。

○嵯峨耆朗委員 検討中ということはまだ確定してはいないということですね。実態としてこういった問題あるということの認識があると、今そういう方向に。ぜひ早期に——暑いですからね、エアコンがついていないのがほとんどだそうですね、ぜひ対処していただきたいと思います。あとはやめます。

○千葉伝副委員長 次に、斉藤信委員であります、1度総括質疑をされております。質疑は簡潔に行い、議事進行に御協力を願います。

○斉藤信委員 予定の4分の1に減らして1回で聞きますから、しっかり簡潔明瞭に答えていただきたい。

安全なまちづくりについてのみ質問いたします。復興基本計画案では、多重防災型まちづくりと言いながら、全体としてはハード優先の対応になっているのではないかと。今回のような巨大な津波に対する最大の対策は速やかな避難であり、避難通路、避難場所の整備こそ必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

海岸保全施設の整備について、計画案ではおおむね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとしています。百数十年程度の津波というのは、これは明治の津波を想定しているのか。きのうの津波防災技術専門委員会では三つの地区に対して方向性が出されましたが、この方向性を定めた基準、考え方はどうなっているか。

三つ目ですが、これまでの津波の浸水シミュレーションは明治の津波、昭和の津波、チリ地震津波を想定したものだったと思いますが、今回このシミュレーションを大きく上回った要因、教訓をどのように認識されているのでしょうか。

湾口防波堤の効果について、釜石の湾口防波堤は30年かけて1,200億円の事業費で、高さ64メートルの世界最大規模のものでしたが、もろくも破壊されました。大船渡の湾口防波堤も破壊されました。本当にどういう効果があったのか、徹底してこうした検証をすべきで、この事業を私は見直すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後ですが、安全なまちづくりで緊急の課題は、被災した信号機等交通安全施設の緊急の整備です。151カ所破壊されて、124カ所がまだ放置されています。交通事故、死亡事故も発生しています。復興実施計画案では、交通安全施設整備は平成25年度までやるということになっていますが、信号機や標識や標示などは今年度中に行うように見直すべきではないでしょうか。

○平井理事兼復興局副局長 避難通路、避難場所の整備についてでございますが、復興基本計画の案におきましては津波対策の基本的な考え方として、海岸保全施設、まちづくり、ソ

フト対策を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化する減災の考え方を示しているところでございます。この中でまちづくりでは、避難の時間を短縮するための避難ビルや避難タワー等の配置、またソフト対策の中では自主防災組織の強化や地域に根差した津波防災教育の充実を図ることとしております。このまちづくりのモデルを基本として、市町村の復興まちづくり計画の策定を支援してきたところでございますが、今後も各市町村のまちづくり計画の策定作業の過程において、より具体的な説明を心がけていきたいと考えてございます。

次に、安全なまちづくり、被災した信号機の整備についてでございますが、今回の被災により沿岸5警察署管内の信号機約4割に当たる151カ所が被災し、現在124カ所の信号機が滅灯状態となっております。早急に復旧が必要と認められる信号機36カ所につきましては、6月臨時補正予算で措置されており、2カ所について復旧を完了し、残り34カ所について現在早急に復旧作業を進めているところでございます。また、それ以外の信号機の復旧につきましては、瓦れきの撤去、道路の復旧等による交通流量の変化、被災市町村における復興計画の検討状況等を勘案し、早期の復旧に努めてまいります。これらの信号機が復旧するまでの間、交通流量を勘案し必要性の高い交差点につきましては警察官による交通整理や臨時の一時停止標識を設置し、あわせて交通安全広報を実施しながら交通事故防止に万全を期してまいります。

○若林県土整備部長 まず、百数十年程度の津波とはどういう津波が基準になるかですが、まず今回の東日本大震災津波は、先ほど申しましたが、土木学会によりますと貞観の津波と同程度かそれ以上の規模で、これらの巨大津波の発生頻度は500年から1,000年に1度と評価されております。本県におきましては、この百数十年の間に明治三陸地震津波、昭和三陸地震津波、チリ地震津波、そして今回東日本大震災津波により大きな被害をこうむっております。これらの津波に想定しております宮城県沖連動地震津波を検討対象に加えて、それぞれの地域ごとに地形条件や社会環境に与える影響、費用等の観点から計画の対象とする津波について、現在津波防災技術専門委員会で検討を進めております。

次に、湾口防波堤の効果についてであります。現在国土交通省では、交通政策審議会の港湾分科会におきまして、港湾における総合的な津波対策のあり方について検討を進めているところであります。ここで釜石港の湾口防波堤につきましては、シミュレーションによりまして検証した結果、津波高さ4割、遡上高さ5割低減させるとともに、津波が防潮堤を越えるまでの時間を6分間おくらせたとされております。県といたしましても、湾口防波堤が人命や財産の被害の減少に大きな役割を果たしたものと評価しております。

湾口防波堤の復旧についてであります。現在重要港湾における復旧、復興方針の策定に当たっておりますけれども、この中で防潮堤と一体となり背後市街地を防護し、復興まちづくりの根幹となる防災施設であるとともに、湾内の静穏度を確保することによる産業、物流を支える重要な基盤施設、湾口防波堤の復旧整備は必要不可欠であり、早期復旧や整備の促進の方針が示されました。各委員からも熱望をされたところであります。県といたしまして

は、県民の安全、安心の観点から復旧、復興方針に従い、早期に湾口防波堤の復旧整備が行われるよう、機会をとらえて整備主体である国に対して働きかけてまいります。

○加藤総務部長 津波浸水シミュレーションに関する質問でございます。既に答弁されたような部分もございますが、なるべく重複を省いて答弁させていただきます。

津波浸水シミュレーションでございますが、過去の明治三陸大津波、昭和三陸津波に加えまして将来的に見込まれておりました宮城県沖地震連動津波につきましてシミュレーションを行ったものでございます。今回の東日本大震災津波における地震エネルギーは、これらの地震をはるかに超える規模であったということでございまして、実際の津波被害がシミュレーションを上回るようになったと。要はシミュレーションに対する代入値が大き過ぎたということだと思っております。実際の津波が津波浸水シミュレーションの範囲内にとどまるものとは限らず、シミュレーション結果を絶対視して災害対策を考えてはいけないということが今回の教訓であったと受けとめております。このため、委員からも御紹介もございましたが、復興基本計画におきましては防潮堤等のハードの施設整備に頼るだけでなく、ソフト対策を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを目指しているというところでございます。

○千葉伝副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○千葉伝副委員長 ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

執行部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、今後の委員会運営等について御相談がありますので、しばしお残り願います。

次に、当委員会でございますが、今臨時会において付託されました関係議案の審査を終えましたことから、今臨時会で議案審査結果の報告を行うこととしたいと思います。つきましては、この際議案の取り扱いに関する意見の取りまとめを行いたいと思います。取りまとめの方法であります。この後、議会運営委員会室において世話人の方々に御協議願ひ、その結果を待って委員会を開き、結論を出すことにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○千葉伝副委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

この際、意見の取りまとめのため、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○佐々木順一委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

当委員会に付託されました議案第15号岩手県東日本大震災津波復興計画の策定に関し議決を求めることについて、世話人の方々に取りまとめについて協議いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第 15 号岩手県東日本大震災津波復興計画の策定に関し議決を求めることについて、原案を承認することとした次第であります。

これより討論を省略し、採決を行います。

お諮りいたします。原案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐々木順一委員長 起立全員であります。再度申し上げます。欠席者を除き起立全員であります。よって、議案第 15 号は原案を承認することに決定いたしました。

以上をもって、本日の当特別委員会に付託されました原案の審査は全部終了いたしました。委員各位の御協力に対しまして、深く感謝申し上げます。これをもって災害対策特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。ありがとうございました。